

水質汚濁防止法のてびき

令和 7 年 4 月

千葉県環境生活部水質保全課

も く じ

1. 水質汚濁防止法の概要	1
(1) 目 的	3
(2) 定 義	3
(3) 排出水の排出の規制	4
ア 排出水の濃度規制	4
イ 総量規制	4
(4) 特定地下浸透水の浸透の制限	4
(5) 事業者の義務	4
(6) 行政権限	5
(7) 罰 則	6
(8) 関係法令等	6
2. 事業者の義務	9
(1) 特定施設設置等の届出	11
ア 特定施設設置届出	11
イ 特定施設使用届出	11
ウ 排出水の排水系統別の汚染状態及び量の届出	11
エ 特定施設の構造等変更届出	11
オ 氏名等の変更、特定施設の使用廃止届出	13
カ 承継届出	13
キ 汚濁負荷量測定手法届出	13
ク 事故時の届出	13
(2) 排水基準の遵守等	14
ア 排水基準	14
イ 総量規制基準	14
(3) 有害物質を含む特定地下浸透水の浸透の禁止	14
(4) 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造、設備及び使用の方法の遵守	14
(5) 排水水及び特定地下浸透水の汚染状態の測定等	15
ア 水質検査の実施及び記録の保存	15
イ 汚濁負荷量の測定の実施及び記録の保存	16
ウ 排水方法の適正化	16
エ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の点検	16
(6) 事故時の措置	18
(7) 自主的な公害防止の取組	18
＜表及び図＞	
別表 1 特定施設一覧	19
別表 2 水質汚濁防止法に係る届出先一覧	27
別表 3 排水基準を定めている項目	28
別表 4 排水基準一覧（排水基準（その 1）、（その 2）、（その 3）、（その 4）	30
別表 5 「有害物質を含む特定地下浸透水」の要件	47
別表 6 新設・既設の特定事業場の区分	48
別表 7 旧上乗せ条例（昭和 46 年千葉県条例第 68 号）における新設及び既設の事業場の区分	49

別表 8	指定物質一覧	50
別表 9	構造基準一覧	51
別図 1	水質汚濁防止法に規定する東京湾総量規制に係る指定水域及び指定地域	54
別図 2	湖沼水質保全特別措置法に規定する指定地域	55
別図 3	公共用水域区分	57
別図 4	印旛沼、手賀沼流域図	58
3.	届出書の記載要領	59
(1)	届出書の作成に当たって	61
(2)	押印手続きについて	63
(3)	光ディスクによる提出について	63
(4)	電子申請による提出について	63
(5)	水質汚濁防止法特定施設届出様式記載要領	63
(別記)	水質汚濁防止法特定施設届出様式記載要領	64
〔記載例 1〕	特定施設等設置（使用、変更）届出書	68
〔記載例 2〕	氏名等変更届出書	93
〔記載例 3〕	特定施設等使用廃止届出書	94
〔記載例 4〕	承継届出書	95
〔記載例 5〕	事故時の措置に係る届出書	96
〔記載例 6〕	水質測定記録表	99
〔記載例 7〕	委任状	100
4.	届出様式	101
	様式第 1（第 3 条関係）特定施設設置（使用、変更）届出書	
	様式第 2 の 2（第 3 条関係）排水水の排水系統別の汚染状態及び量の届出書	
	様式第 5（第 7 条関係）氏名等変更届出書	
	様式第 6（第 7 条関係）特定施設使用廃止届出書	
	様式第 7（第 8 条関係）承継届出書	
	様式第 11 事故時の措置に係る届出書	
	様式第 8（第 9 条関係）水質測定記録表	
	参考様式 委任状	
5.	資料	139
資料 1	水質汚濁防止法に規定する東京湾総量規制に係る指定地域表	141
資料 2	湖沼水質保全特別措置法に規定する指定地域表	143
資料 3	印旛沼、手賀沼流域一覧表	147

1. 水質汚濁防止法の概要

1 水質汚濁防止法の概要

(1) 目 的 (第1条)

この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的としています。

(2) 定 義 (第2条他)

この法律で使われている主な用語の定義は次のとおりです。（以下、「政令」とは、水質汚濁防止法施行令のことをいいます。）

- ①公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他の公共の用に供される水路（終末処理場を設置する下水道は含まない）
- ②特定施設：有害物質や生活環境に被害を生ずるおそれがあるような汚水又は廃液を排出する施設で、政令で指定されたもの（P19 別表1に示す番号の1号から74号の101施設種）
- ③有害物質：人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（P28 別表3に示す項目）
- ④指定地域特定施設：建築基準法施行令に基づく基準により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽のうち水質汚濁防止法第4条の2第1項に規定する総量規制に係る指定地域（P54 別図1参照 政令別表第2に掲げる区域）に設置されるもの
- ⑤有害物質使用特定施設：特定施設のうち、有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（指定地域特定施設を除く）
- ⑥有害物質貯蔵指定施設：有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設（⑤参照）
- ⑦特定事業場：特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場、事業場
- ⑧有害物質使用特定事業場：有害物質使用特定施設を設置する特定事業場
- ⑨汚 水 等：特定施設から排出される汚水又は廃液
- ⑩排 出 水：特定事業場から公共用水域に排出される水（汚水等だけでなく、これらを処理したもの、生活雑排水、冷却水及び雨水を含む）
- ⑪特定地下浸透水：有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む）を含むもの
- ⑫指定地域内事業場：特定事業場のうち指定地域内（P54 別図1参照）にある1日当たりの平均的な排水の量（日平均排水量）が50 m³以上の特定事業場
- ⑬みなし指定地域特定施設：湖沼水質保全特別措置法第3条第2項に規定する指定地域内（P55 別図2参照）に設置されるもので、病床数が120以上299以下である病院に設置されるちゅう房施設又は洗浄施設又は入浴施設（みなし病院施設）、及び建築基準法施行令に基づく基準により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽（みなし浄化槽）
- ⑭貯油施設等：重油その他の政令で定める油を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設であつて、以下に掲げるもの（特定施設を除く）
 - ア 重油その他の政令で定める油を貯蔵する貯油施設
 - イ 重油その他の政令で定める油を含む水を処理する油水分離施設

※政令で定める油：原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油

⑮**指定施設**：有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（指定物質（P50）を製造し、貯蔵し、使用し若しくは処理する施設

⑯**指定事業場**：指定施設を設置する工場、事業場

⑰**特定排水**：排水のうち、指定地域内の特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のもの

（３） 排水の排出の規制

ア 排水の濃度規制（第３条、第１２条）

特定事業場から公共用水域に排出される水（排水）には有害物質等 43 項目にわたり、全国一律の排水基準（一律基準）が定められています。

また、この一律基準のみでは、水質汚濁防止が十分でない公共用水域について、都道府県は、条例で一律基準にかえてより厳しい基準（上乗せ基準）を定められることになっています。

本県では、すべての水域に上乗せ基準が定められています。

イ 総量規制（第４条の５）

指定地域内事業場に対してアの濃度規制に加えて排水のCOD、窒素及びリンの汚濁負荷量の総量について規制基準が定められています。

本県では、東京湾流域の 21 市町（P54 別図 1 参照）の指定地域内事業場が規制対象となっています。

（４） 特定地下浸透水の浸透の制限（第１２条の３）

有害物質を含む特定地下浸透水の地下への浸透は禁止されています。（有害物質を含む特定地下浸透水の要件は P47 別表 5 参照）

（５） 事業者の義務

特定施設等を設置し、工場・事業場から排水を排出し、又は特定地下浸透水を地下に浸透させる事業者には次のような義務が課せられます。（詳細は次章（P9～）を御覧ください。）

ア 特定施設等の設置等に当たって届出をすること。

- ① 特定施設等の設置の届出（第５条第１項、第２項、第３項）
- ② 特定施設等の使用の届出（第６条第１項又は第２項）
- ③ 排水の排水系統別の汚染状態及び量の届出（第６条第３項）
- ④ 特定施設等の構造等の変更の届出（第７条）
- ⑤ 氏名の変更等の届出（第１０条）
- ⑥ 特定施設等の使用廃止の届出（第１０条）
- ⑦ 特定施設等の承継の届出（第１１条）
- ⑧ 汚濁負荷量測定手法の届出（第１４条第３項）

イ 排水基準、総量規制基準の遵守及び有害物質を含む特定地下浸透水を地下へ浸透させないこと（第１２条、第１２条の２、第１２条の３）

ウ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造、設備及び使用の方法の遵守（第１２条の４）

エ 事故時の措置（第１４条の２）

- ① 応急の措置
（ア）特定事業場の設置者（第１４条の２第１項）

特定事業場の設置者は、当該特定事業場において特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくは生活環境項目（P29 別表 3-2 参照）について排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、ただちに引き続く有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずること。

（イ）指定事業場の設置者（第 14 条の 2 第 2 項）

指定事業場の設置者は、当該指定事業場において指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、ただちに引き続く有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずること。

（ウ）貯油事業場等（貯油施設等を設置する工場又は事業場）の設置者（第 14 条の 2 第 3 項）

貯油事業場等の設置者は、当該貯油事業場等において貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、ただちに引き続く油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずること。

② 事故時の措置に係る届出

特定事業場、指定事業場又は貯油事業場等の設置者は、上記の事故があったときは、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を届出ること。

オ 排出水の汚染状態の測定（第 14 条第 1 項、第 2 項）

排水水又は特定地下浸透水の汚染状態、排水水の汚濁負荷量を測定し、記録し、保存すること。

カ 排水口の位置等排出方法を適切にすること（第 14 条第 4 項）。

キ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を点検し、記録し、保存すること。（第 14 条第 5 項）

ク 事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならない（第 14 条の 4）。

ケ 異常な濁水等により公共用水域の水質汚濁が著しくなった場合に発せられる排水量の削減等の知事の命令に従わなければならない（第 18 条）。

（6） 行政権限

事業者は排水基準を守らせ又は有害物質を含む特定地下浸透水を浸透させないで、公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止するため、知事（又は政令市の長）には、次のような行政権限が認められています。

ア 計画変更命令（第 8 条、第 8 条の 2）

イ 改善命令等（第 13 条、第 13 条の 2、第 13 条の 3）

ウ 事故時の応急措置命令（第 14 条の 2 第 3 項）

エ 地下水の水質の浄化に係る措置命令等（第 14 条の 3）

オ 緊急時の措置命令（第 18 条）

カ 報告及び検査（第 22 条）

(7) 罰 則

次表のとりの罰則が規定されています。

適 用	罰 則	
① 計画変更命令又は改善命令等に違反した場合	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金	30 条
② 地下水の水質の浄化に係る措置命令等に違反した場合		
③ 排水基準に違反した場合	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 (ただし、過失で排水基準違反をした場合は 3 月以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金)	31 条
④ 緊急時の措置命令に違反した場合		
⑤ 事故時の応急措置命令に違反した場合		
⑥ 特定施設の設置届出、構造等変更届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合	3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金	32 条
⑦ 特定施設の使用届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合	30 万円以下の罰金	33 条
⑧ 工事の実施制限期間に違反した場合。		
⑨ 排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者であって、排出水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定結果について、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった場合		
⑩ 指定地域内事業場であって、汚濁負荷量の測定結果について、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった場合		
⑪ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設であって、施設の点検結果について、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった場合		
⑫ 知事が求めた報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み妨げ忌避した場合		
⑬ 氏名等の変更届出、特定施設使用廃止届出、承継届出、汚濁負荷量の測定手法の届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合	10 万円以下の過料	35 条

(注) 表の①～⑫に該当する場合は、行為者のみでなく法人に対しても罰金が科せられます。(法 34 条)

(8) 関係法令等

水質汚濁防止法の関係法令等としては、次のようなものがあり、これら法令等に基づく施設設置・変更等に際して基準等がかかることがありますので、この遵守等に留意してください。

ア 法 律

- ① 湖沼水質保全特別措置法
- ② 浄化槽法
- ③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ④ 建築基準法
- ⑤ 下水道法
- ⑥ 化製場等に関する法律
- ⑦ 消防法
- ⑧ ダイオキシン類対策特別措置法
- ⑨ 土壤汚染対策法

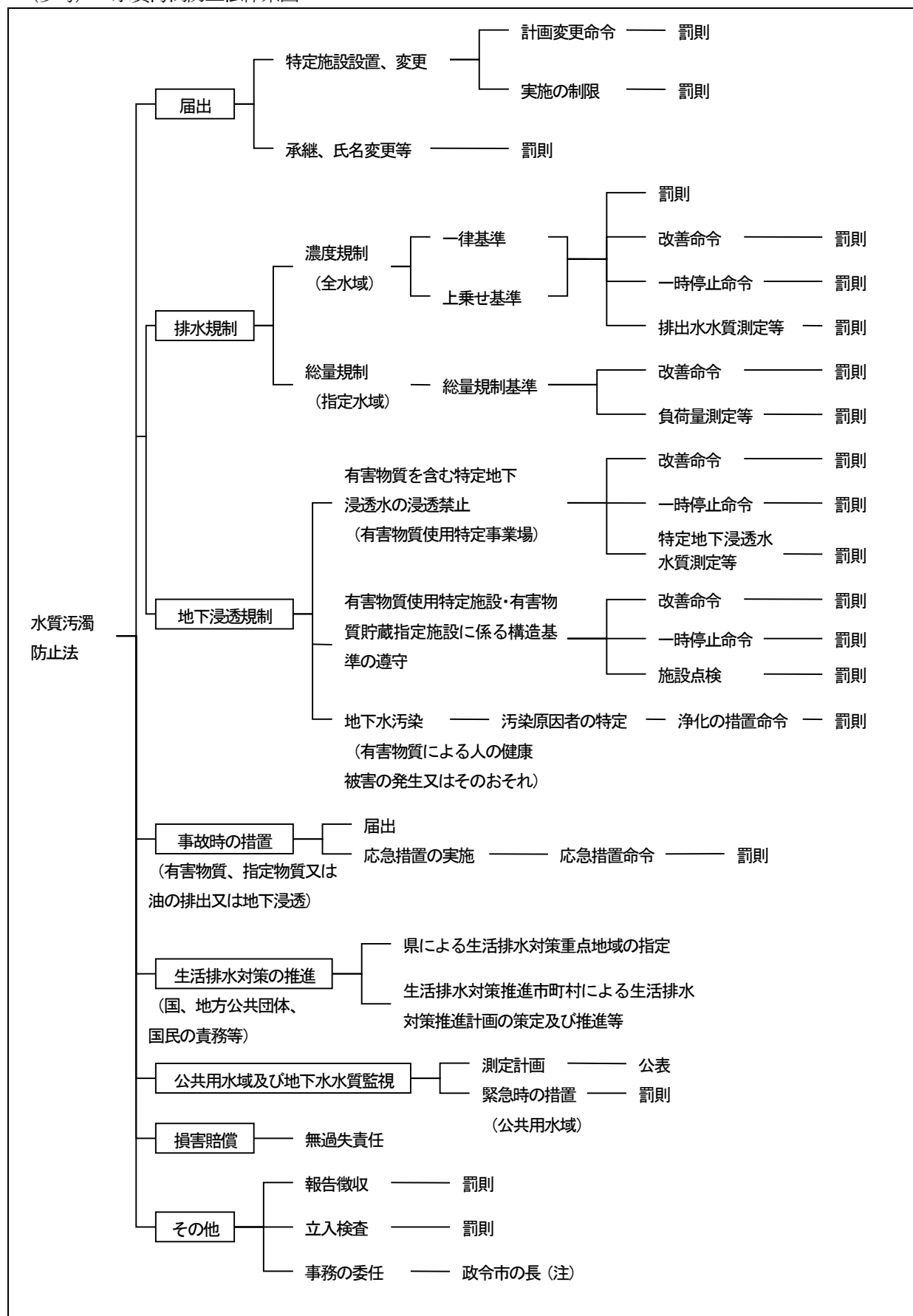
イ 条 例

千葉県環境保全条例

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（上乘せ条例）

千葉県排水水及び特定地下浸透水の汚染状態の測定の回数を定める条例（測定回数条例）

(参考) 水質汚濁防止法体系図



(注) 本県では、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市及び市原市が政令市となっている。

2. 事業者の義務

2 事業者の義務

(1) 特定施設設置等の届出

水質汚濁防止法により定められた特定施設等（別表 1 (P19～)）を設置し、公共用水域に排水を排出する者又は地下に特定地下浸透水を浸透させる者は、次のア～キの届出をしなければなりません。

届出先は別表 2 (P27) に示すとおりで届出書の提出部数は 2 部（正本・写し）です。届出の義務を怠った場合、又は虚偽の届出をした場合は罰則が適用されます。

但し、有害物質の製造、使用又は処理並びに貯蔵がなく、下記①～③に該当する場合は届出の必要はありません。（届出の可否については、次ページのフローも併せてご確認ください。）

- ①当該工場、事業場からの排水（雑排水、雨水等を含む。）が全くないもの。
- ②すべての排水（雑排水、雨水等を含む。）が、終末処理場に接続する合流式の下水道に流入するもの
- ③すべての排水（雑排水、雨水等を含む。）が、別の工場・事業場に流入したり、複数の工場・事業場の排水を共同で処理する処理場に流入するもの。

②③の場合は各々、下水道の管理者、排水水を処理する工場・事業場、共同処理場の管理者が届出の義務を負うことになります。）

ア 特定施設等設置届出（第 5 条第 1 項、第 2 項、第 3 項）

特定施設を設置し、工場・事業場から公共用水域に水を排出する者又は地下に特定地下浸透水を浸透させる者は工事着手予定日の 60 日前までに特定施設設置の届出をしなければなりません。

また、有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設を設置する者は、同様に工事着手予定日の 60 日前までに特定施設等の設置の届出をしなければなりません。

イ 特定施設等使用届出（第 6 条第 1 項又は第 2 項）

従来、特定施設でなかった施設が特定施設に追加指定された場合、既に当該施設を設置（工事中を含む。）し、排水水を排出している者、又は地下に特定地下浸透水を浸透させている者は指定された日から 30 日以内に特定施設使用の届出をしなければなりません。

また、従来、特定施設等でなかった有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設が追加指定された場合、指定された日から 30 日以内に特定施設等の使用の届出をしなければなりません。

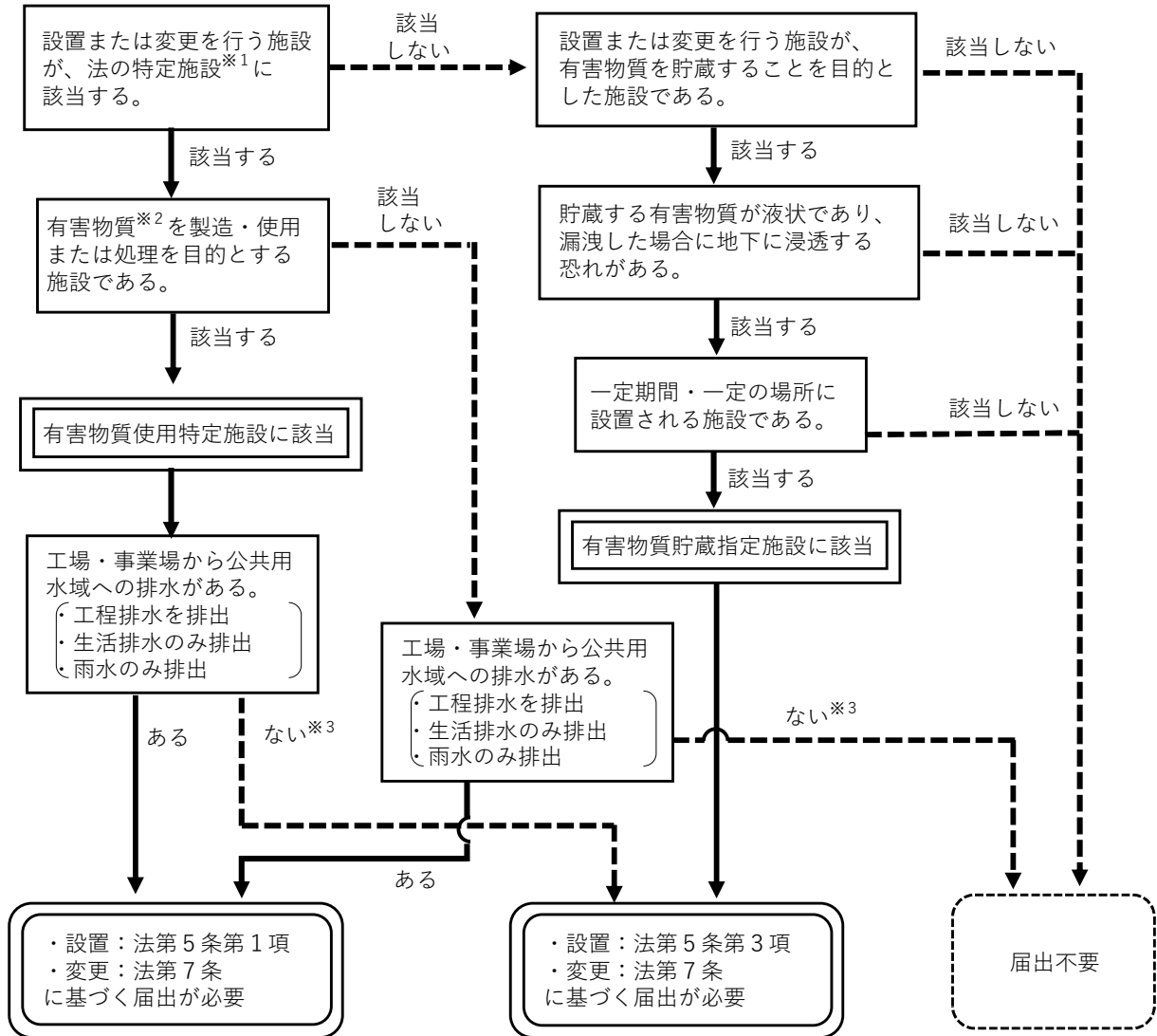
ウ 排水水の排水系統別の汚染状態及び量の届出（第 6 条第 3 項）

従来、総量規制に係る指定区域でなかった地域が新たに指定された場合、既に特定施設を設置（工事中を含む。）し、排水水を排出している者は指定された日から 60 日以内に排水水の排水系統別の汚染状態及び量の届出をしなければなりません。

エ 特定施設等の構造等変更届出（第 7 条）

第 5 条第 1 項～第 3 項、第 6 条第 1 項又は第 2 項の届出をした者が、特定施設等の構造、特定施設等の設備、特定施設等の使用の方法（下水道に接続した場合を含む。）、汚水等の処理の方法、排水水の汚染状態及び量、特定地下浸透水の浸透の方法、排水水又は特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統を変更する場合は、工事着手予定日の 60 日前までに、特定施設等の構造等の変更の届出をしなければなりません。

(参考) 届出要否の判定フロー



※1 「特定施設」とは、法施行規則別表第1に掲げる101の施設（P19別表1）である。

(注) 施設からの汚水または廃液（施設の系外に出される全ての廃液、廃棄物等）の排出が全くない場合については、届出が不要となる場合があるので、担当行政機関に確認すること。

※² 「有害物質」とは、法施行令第2条に掲げるカドミウム等の28物質（P28別表3）である。

※³ 工場・事業場から排水がない場合とは、終末処理場に接続する合流式の下水道や共同処理施設に排水の全量（雨水含む）を排出する場合等が該当する。

オ 氏名等の変更、特定施設等の使用廃止届出（第 10 条）

第 5 条第 1 項～第 3 項、第 6 条第 1 項又は第 2 項の届出をした者は、氏名、名称、所在地等に変更があった場合または特定施設等の使用を廃止した場合は、それぞれ変更、廃止の日から 30 日以内に変更、使用廃止の届出をしなければなりません。

なお、有害物質使用特定施設の使用廃止の届出を行った場合、工場又は事業場の土地の所有者に対し、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査の義務が発生しますので、留意してください。

カ 承継届出（第 11 条）

第 5 条第 1 項～第 3 項、第 6 条第 1 項又は第 2 項の届出をした者から、当該特定施設等を承継した者は、承継の日から 30 日以内に特定施設等の承継の届出をしなければなりません。

キ 汚濁負荷量測定手法届出（第 14 条第 3 項）

指定地域内事業場は、あらかじめ汚濁負荷量の測定手法を届け出なければなりません。また、届出に係る測定手法を変更する場合も同様です。

詳細は、別冊「水質汚濁防止法のとびき（総量規制編）」を参照してください。

ク 事故時の届出（第 14 条の 2）

（ア）特定事業場の設置者（第 14 条の 2 第 1 項）

特定事業場の設置者は、事故により有害物質を含む水若しくは生活環境項目について排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が地下に浸透したことにより人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、ただちに、有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のために応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を届け出なければなりません。

（イ）指定事業場の設置者（第 14 条の 2 第 2 項）

指定事業場の設置者は、事故により有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、ただちに有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を届け出なければなりません。

（ウ）貯油事業場等（貯油施設等を設置する工場又は事業場）の設置者（第 14 条の 2 第 3 項）

貯油事業場等の設置者は、事故により油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、ただちに油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を届け出なければなりません。

水質汚濁防止法等に基づく届出一覧表

該 当 条 項	種 類	提出部数	期 限
第5条第1項～第3項	設置の届出	2	工事着手予定日の60日前まで
第6条第1項、第2項	使用の届出	2	特定施設等となった日から30日以内
第6条第3項	排出水の排水系統別の汚染状態及び量の届出	2	指定地域に指定された日から60日以内
第7条	構造等の変更の届出	2	工事着手予定日の60日前まで
第10条	氏名の変更等の届出	2	変更の日から30日以内
第10条	使用廃止の届出	2	廃止の日から30日以内
第11条	承継の届出	2	承継の日から30日以内
第14条第3項	測定手法の届出	2	汚濁負荷量の測定義務が生じる前日まで
第14条の2	事故時の措置の届出	2	すみやかに行うこと

(2) 排水基準の遵守等

公共用水域に排出水を排出する者は、排水基準（排出水の濃度規制）を遵守しなければなりません。また、指定地域内事業場は総量規制基準も遵守しなければなりません。

ア 排水基準

排水基準は、排出水の汚染状態について有害物質（カドミウム等28物質）と有害物質以外の項目（水素イオン濃度等15項目）（別表3（P28～29）を参照）について、それぞれ許容濃度が定められています。排水基準には、水質汚濁防止法により全国一律に定められた基準（一律基準）と、一律基準では水質汚濁防止が十分でない公共用水域について、同法の規定により都道府県条例で定められた一律基準より厳しい基準（上乘せ基準）とがあり、本県では、条例による上乘せ基準を設定しています。

県内の特定事業場に適用される排水基準は、別表4（P30～）のとおりです。

有害物質に係る排水基準は、排水量にかかわらず、すべての特定事業場に適用されます。また、排水基準は、業種、排水量、設置時期及び排出する水域により異なりますので注意してください。

イ 総量規制基準

指定地域内事業場のみ対象となります。詳しくは、別冊「水質汚濁防止法のでびき（総量規制編）」を参照してください。

(3) 有害物質を含む特定地下浸透水の浸透の禁止（第12条の3）

すべての有害物質使用特定事業場は、環境大臣の定める方法により検定した結果、有害物質を含む特定地下浸透水の要件に該当することとなった水（別表5（P47）参照）は、その水を地下に浸透させてはいけません。

(4) 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造、設備及び使用の方法の遵守（第12条の4）

有害物質使用特定施設（特定地下浸透水を浸透させる者を除く）又は有害物質貯蔵指定施設を

設置する者は、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のため、構造、設備及び使用の方法に関する基準を遵守しなければなりません。(P51～53 別表 9 参照)

なお、当該基準は、“施設の設置場所の床面及び周囲”、“施設本体に付帯する配管等”、“施設本体に付帯する排水溝等”、“地下貯蔵施設”ごとに構造等及び仕様の方法について定められており、当該施設を設置する者は、使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領を作成しなければなりません。

また、点検は、施設の構造又は設備の種類ごとの点検事項と点検回数が定められており、その結果を記録し、三年間保存しなければなりません。

(5) 排水水及び特定地下浸透水の汚染状態の測定等 (第 14 条)

ア 水質検査の実施及び記録の保存

排水水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、当該排水水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければなりません。(第 14 条第 1 項)

(ア) 測定項目及び回数

県では、「測定回数条例」により、自主測定の回数について、法に基づく回数よりも多い回数を定めています。

測定項目※1	当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項のうち、特定施設等の設置又は構造等の変更について届け出た際、排水水の汚染状態の欄 (様式第 1 別紙 4) に記載した種類・項目	
測定回数※2	日平均排水量 30 m ³ 未満	1 年に 1 回以上
	日平均排水量 30 m ³ 以上	3 か月に 1 回以上

※1 その他の種類・項目については、必要に応じて測定してください。

※2 旅館業 (温泉を利用するものに限る。) に属する特定事業場について、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量に係るものは 3 年に 1 回以上

(イ) 測定試料

測定しようとする排水水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取しなければなりません。

(ウ) 測定方法

排水水については、環境省告示第 64 号 (昭和 49 年 9 月 30 日) に、特定地下浸透水については、環境省告示第 39 号 (平成元年 8 月 21 日) に定められている検定方法より測定を行わなければなりません。

(エ) 測定結果の記録

測定の結果は、様式第 8 (水質測定記録表) により記録しなければなりません。

ただし、計量法の登録を受けた者から計量証明書の交付を受けた場合には、水質測定記録表への記載を省略することができます。

(オ) 記録の保存

上記 (エ) の測定結果の記録は、測定に伴い作成したチャートその他の資料及び計量証明書があれば当該証明書とともに三年間保存しなければなりません。

様式8 (施行規則 第9条関係)

水 質 測 定 記 録 表

排出水の汚染状態 (特定地下浸透水の汚染状態)

測定年月日 及び時刻	測 定 場 所		特定施設の 使用状況	採 水 者	分 析 者	測定項目					備 考
	名 称	排水量(m ³ /日)									

- 備考 1. 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
2. 排出水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

イ 汚濁負荷量の測定及び記録の保存

指定地域内事業場にあつては定期的に特定排水に係る汚濁負荷量を測定し、その結果を記録しておかなければなりません。詳しくは別冊「水質汚濁防止法のとびき (総量規制編)」を参照してください。(第14条第2項)

測定頻度 (水質汚濁防止法施行規則9条の2第1項2号)

日平均排水量	測 定 頻 度
400m ³ 以上	毎 日
200m ³ 以上 400m ³ 未満	7日を超えない排水の期間ごとに1回以上
100m ³ 以上 200m ³ 未満	14日を超えない排水の期間ごとに1回以上
50m ³ 以上 100m ³ 未満	30日を超えない排水の期間ごとに1回以上

ウ 排水方法の適正化

排水水を排出する者は、当該公共用水域の水質汚濁の状況によっては排水基準に適合している場合でも、排水口の位置その他排水水の排出の方法を適切にしなければなりません。(第14条第4項)

エ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の点検

有害物質使用特定施設 (特定地下浸透水を浸透させる者を除く) 又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該施設を点検し、その結果を記録し、これを保存しなければなりません。(第14条第5項)

(ア) 点検事項及び回数

新設：A基準 (平成24年6月以降に設置・変更された施設)		
設備	点検事項	点検回数
床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	防液堤等のひび割れその他の異常の有無	一年に一回以上
床面及び周囲 (床下から容易に確認できる場合)	床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	一月に一回以上
施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	一年に一回以上

(前ページからの続き)

新設：A基準（平成24年6月以降に設置・変更された施設）		
設備	点検事項	点検回数
地上配管	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	一年に一回以上
地下配管 （トレンチ内）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	一年に一回以上
	トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
地下配管 （トレンチ除く）	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上※
排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年に一回以上※
地下貯蔵施設	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上※
使用の方法	管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無	一年に一回以上

※点検の回数に例外があるため、詳細は条文を参照してください。

既設：B基準（平成24年6月1日より前に設置し、又は、設置の工事がされていた施設）		
設備	点検事項	点検回数
床面及び周囲	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	防液堤等のひび割れその他の異常の有無	一年に一回以上
施設本体	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	一年に一回以上
	施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一月に一回以上※ ²
地上配管	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	六月に一回以上
地下配管 （トレンチ内）	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	六月に一回以上
	トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
地下配管 （トレンチ除く）	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一月に一回以上※ ²
排水溝等	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	六月に一回以上
	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	一月に一回以上※ ²
地下貯蔵施設 1 ※ ¹	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一月に一回以上※ ²
地下貯蔵施設 2 ※ ¹	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	一年に一回以上※ ²
使用の方法	管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無	一年に一回以上

※¹ 地下貯蔵施設については、適用される構造基準によって、点検項目及び回数が異なるので、条文を確認してください。

※² 点検の回数に例外があるため、詳細は条文を参照してください。

(イ) 点検結果の記録

点検の結果は、以下の項目を記録しなければなりません。

- ・ 点検を行った有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
- ・ 点検年月日
- ・ 点検実施者及び点検実施責任者の氏名
- ・ 点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

(ウ) 記録の保存

上記(イ)の点検結果の記録は、点検の日から三年間保存しなければなりません。

(オ) 点検で異常等が確認された場合の対応

法に基づく定期点検によらず、施設に異常等が確認された場合には、次の事項を記録し、三年間保存するよう努めなければなりません。

- ・ 異常等が確認された有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設
- ・ 異常等を確認した年月日
- ・ 異常等の内容
- ・ 異常等の確認者
- ・ 補修その他必要な措置を講じたときは、その内容

(6) 事故時の措置（第14条の2）

ア 特定事業場の設置者（第14条の2第1項）

特定事業場の設置者は、事故により有害物質を含む水若しくは生活環境項目について排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、ただちに引き続く有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講じなければなりません。

イ 指定事業場の設置者（第14条の2第2項）

指定事業場の設置者は、事故により有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、ただちに引き続く有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講じなければなりません。

ウ 貯油事業場等（貯油施設等を設置する工場又は事業場）の設置者（第14条の2第3項）

貯油事業場等の設置者は、事故により油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、ただちに引き続く油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講じなければなりません。

(7) 自主的な公害防止の取組（第14条の4）

事業者は、排出水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う污水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該污水又は廃液による公共用水域又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければなりません。

別表1 特定施設一覧（政令第1条、別表第1）

番 号	特 定 施 設	番 号	特 定 施 設
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設	7	砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設	9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
3	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設	10	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設	11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設	12	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	13	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
		14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 洩だめ及びこれに類する施設

番 号	特 定 施 設	番 号	特 定 施 設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設	21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設	22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設	24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設	(25)	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設 （平成29年8月18日付けで削除）
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設	26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設		
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設		
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー		
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設		

番 号	特 定 施 設	番 号	特 定 施 設
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設	31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
		32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
		33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設		
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設	34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設	35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設

番 号	特 定 施 設	番 号	特 定 施 設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設	40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
		41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
		42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
		43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
		44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
		45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
		46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
		47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
		48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
		49	農薬製造業の用に供する混合施設
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設		
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄施設を有しないものを除く。）		

番 号	特 定 施 設	番 号	特 定 施 設
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設	59	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設	62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設	63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）	63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設		

番 号	特 定 施 設	番 号	特 定 施 設
64の2	水道施設〔水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。〕、工業用水道施設〔工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。〕又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設	66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	67	洗濯業の用に供する洗浄施設
66	電気めっき施設〔本施設と一体である洗浄・酸処理施設等は、本施設に含まれる。〕	68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンとの混合施設（前各号に該当するものを除く。）	68の2	病院〔医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。〕で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
66の3	旅館業〔旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。〕の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設	69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
66の4	共同調理場〔学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。〕に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	69の2	卸売市場〔卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。〕（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	(69の3)	地方卸売市場〔卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。〕に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場 (令和2年6月21日付けで69の2に統合)
66の6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）		
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）		

番 号	特 定 施 設	番 号	特 定 施 設
70	廃油処理施設〔海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。〕	71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設（注2）であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者〔廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。〕が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設（注2）
70の2	自動車特定整備事業〔道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。〕の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）	71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71	自動式車両洗浄施設	71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって（注1）、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設	72	し尿処理施設〔建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。〕
71の3	一般廃棄物処理施設〔廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。〕である焼却施設	73	下水道終末処理施設
		74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

（注1）政令別表第1のうち、71号の2で規定する、科学技術に関する研究等を行う事業場

1 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）	2 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）	3 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。）	4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設	5 保健所	6 検疫所	7 動物検疫所	8 植物検疫所	9 家畜保健衛生所
10 検査業に属する事業場	11 商品検査業に属する事業場	12 臨床検査業に属する事業場	13 犯罪鑑識施設					

(注2) 別表第1のうち、71号の4で規定する産業廃棄物処理施設（括弧内は廃掃法施行令第7条で規定する号）

1	汚泥の脱水施設であって、1日当たりの処理能力が10m ³ を超えるもの。（第1号）
2	汚泥（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、1日当たりの処理能力が5m ³ を超えるもの又は1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの又は火格子面積が2m ² 以上のもの。（湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）（第3号）
3	廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が10m ³ を超えるもの。（海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く。）（第4号）
4	廃油（廃PCB等を除く。）の焼却施設であって、1日当たりの処理能力が1m ³ を超えるもの又は1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの又は火格子面積が2m ² 以上のもの。（海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く。）（湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）（第5号）
5	廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、1日当たりの処理能力が50m ³ を超えるもの。（第6号）
6	廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、1日当たりの処理能力が100kgを超えるもの又は火格子面積2m ² 以上のもの。（湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）（第8号）
7	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設。（第11号）
8	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設（第12号）
9	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設（第12号の2）
10	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設（第13号）

政令別表第1に掲げられているもののほかに届出、規制対象となる施設

番号※	施設種		施設の規模等
81	指定地域特定施設 〔水質汚濁防止法第4条の2に定める指定地域（東京湾流域）内に設置されるものに限る。〕		建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽
91	みなし病院施設	みなし指定地域特定施設 〔湖沼水質保全特別措置法の適用される指定地域（印旛沼、手賀沼及び常陸利根川流域）内に設置されるものに限る。〕	病院〔医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。〕で病床数が120以上299以下であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
92	みなし浄化槽		建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽

※番号は千葉県が独自に運用しているものです。

別表2 水質汚濁防止法に係る届出先一覧

事業場の所在市町村	担当行政機関及び窓口	連絡先
習志野市, 八千代市, 浦安市	千葉県 葛南地域振興事務所 地域環境保全課 〒273-8560 船橋市本町1-3-1 フェイス7 階	電話 047-424-8092 FAX 047-421-1590
野田市, 流山市, 我孫子市 鎌ケ谷市	千葉県 東葛飾地域振興事務所 地域環境保全課 〒271-8560 松戸市小根本7	電話 047-361-4048 FAX 047-361-4098
成田市, 佐倉市, 四街道市, 八街市, 印西市, 白井市, 富里市, 酒々井町, 栄町	千葉県 印旛地域振興事務所 地域環境保全課 〒285-8503 佐倉市鶴木仲田町8-1	電話 043-483-1447 FAX 043-486-7570
香取市, 神崎町, 多古町, 東庄町	千葉県 香取地域振興事務所 地域環境保全課 〒287-8502 香取市佐原192-11	電話 0478-54-7505 FAX 0478-52-5529
銚子市, 旭市, 匝瑺市	千葉県 海匝地域振興事務所 地域環境保全課 〒289-2504 旭市ニ 1997-1	電話 0479-64-2825 FAX 0479-63-9898
東金市, 山武市, 大網白里市, 九十九里町, 芝山町, 横芝光町	千葉県 山武地域振興事務所 地域環境保全課 〒283-0006 東金市東新宿1-11	電話 0475-55-3862 FAX 0475-55-8312
茂原市, 一宮町, 睦沢町, 長生村, 白子町, 長柄町, 長南町	千葉県 長生地域振興事務所 地域環境保全課 〒297-8533 茂原市茂原1102-1	電話 0475-26-6731 FAX 0475-26-6733
勝浦市, いすみ市, 大多喜町, 御宿町	千葉県 夷隅地域振興事務所 地域環境保全課 〒298-0212 夷隅郡大多喜町猿稻472-2	電話 0470-82-2451 FAX 0470-82-4164
館山市, 鴨川市, 南房総市, 鋸南町	千葉県 安房地域振興事務所 地域環境保全課 〒294-0045 館山市北条402-1	電話 0470-22-8711 FAX 0470-22-0074
木更津市, 君津市, 富津市, 袖ヶ浦市	千葉県 君津地域振興事務所 地域環境保全課 〒292-8520 木更津市貝渕3-13-34	電話 0438-23-2285 FAX 0438-23-2287
千葉市	千葉市 環境局環境保全部 環境規制課 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1	電話 043-245-5194
市川市	市川市 環境部 生活環境保全課 〒272-8501 市川市南八幡2-20-2	電話 047-712-6310
船橋市	船橋市 環境部 環境保全課 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25	電話 047-436-2456
松戸市	松戸市 環境部 環境保全課 〒271-8588 松戸市根本387-5	電話 047-366-7337
柏市	柏市 環境部 環境政策課 〒277-8505 柏市柏5-10-1	電話 04-7167-1695
市原市	市原市 環境部 環境管理課 〒290-8501 市原市国分寺台中央1-1-1	電話 0436-23-9867

*担当課の名称は令和6年4月時点のものです。

別表3 排水基準を定めている項目

別表3-1 有害物質

有害物質	項 目	説 明
	カドミウム及びその化合物(Cd) シアン化合物 (CN) 有機燐化合物 (O-P) 鉛及びその化合物 (Pb) 六価クロム化合物 (Cr ⁶⁺) 砒素及びその化合物 (As) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (T-Hg) (※1) アルキル水銀化合物 (R-Hg) (※1) ポリ塩化ビフェニル (PCB) トリクロロエチレン (TCE) テトラクロロエチレン (PCE) ジクロロメタン 四塩化炭素 1, 2-ジクロロエタン 1, 1-ジクロロエチレン 1, 2-ジクロロエチレン (※2) 1, 1, 1-トリクロロエタン 1, 1, 2-トリクロロエタン 1, 3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン セレン及びその化合物 (Se) ほう素及びその化合物 (B) ふっ素及びその化合物 (F) アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 塩化ビニルモノマー (※3) 1, 4-ジオキサン	水質汚濁防止法では、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質を有害物質と総称し、その他の項目より厳しい規制がなされている。 ※1 物質としては1種類だが、排水基準を定める項目としては2種類に区分している。 ※2 排水基準は、シス-1, 2-ジクロロエチレンに対して規制を設定。 地下浸透規制は、シス体とトランス体の合計濃度を規制する。 ※3 排水基準の設定はなく、地下浸透規制のみ対象。

別表 3-2 生活環境項目

項 目		説 明
有害物質以外	水素イオン濃度 (pH)	pH は水の液性を示すもので、pH7 が中性で、数値が小さくなるほど酸性が強くなり、数値が大きくなるほどアルカリ性が強くなる。
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	水の有機汚濁の程度を示すもので、水中の好気性微生物が有機物質を酸化分解するときに消費する酸素の量をいう。
	化学的酸素要求量 (COD)	水中にある物質の中で化学的に直接酸化できるもの（主として有機物質）の量を示しており、有機汚濁の指標とされている。
	浮遊物質 (SS)	水中に懸濁している不溶解性物質の量を示す。
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (油分)	鉱油類含有量
		動植物油脂類含有量
	大腸菌数	ふん便汚染の指標とされている。
	フェノール類含有量 銅含有量 (Cu) 亜鉛含有量 (Zn) 溶解性鉄含有量 (Sol-Fe) 溶解性マンガン含有量 (Sol-Mn) クロム含有量 (T-Cr)	水道用水基準、水産用水基準等を考慮して規制項目とされたものである。
	窒素含有量 (T-N) リン含有量 (T-P)	閉鎖性水域の富栄養化の原因物質とされている。

別表4 排水基準一覧

(1) 排水基準を調べる前に、対象事業場の次の事項について確認をしてください。

①特定施設の番号及び業種

別表1 (P19) により特定施設番号を、事業場の産業分類等から業種を、それぞれ確認してください。

②排出水の「水域」及び「放流先」

水域を別図3 (P57) により確認してください。

第1種水域：富津岬以北の東京湾流域・水域並びに印旛沼・手賀沼流域・水域
第2種水域：第1種以外の東京湾流域（富津岬以南）と、それ以外の陸水域（全県）
第3種水域：それ以外の海域（外房など）

また、水域とは別に、排出水の放流先が「印旛沼流域」、「手賀沼流域」、「常総利根川流域」または「東京湾流域」のいずれかに該当するかどうか確認してください。

③特定事業場の設置年月日による新設既設の区分

特定事業場の新設・既設の区分を、別表6 (P48) 及び別表7 (P49) により確認してください。

④1日当たりの平均排水量

届出書の別紙4等から確認してください。

(2) 調べたい項目や分類から排水基準の表を選び、(1) で調べた情報を基に、該当する排水基準を表の中から探してください。

項 目	分 類	表
BOD、COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質	一律基準（下記以外）	その1の1
	印旛沼・手賀沼流域 日平均排水量 10 m ³ ～30 m ³	その1の2
pH、フェノール類、Cu、Zn、溶解性鉄、溶解性マンガン、全クロム、大腸菌数	一律基準（下記以外）	その2の1
	印旛沼・手賀沼流域 日平均排水量 10 m ³ ～30 m ³	その2の2
有害物質（カドミウム、シアン、有機リン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン）	（排水量、水域問わず）	その3の1
有害物質（ほう素及びその化合物）	一律基準/暫定基準	その3の2
有害物質（ふっ素及びその化合物）	一律基準/暫定基準	その3の3
有害物質（アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物）	一律基準/暫定基準	その3の4
窒素含有量、リン含有量	窒素・リン規制に係る指定湖沼流域（一律基準）	その4の1
	印旛沼、手賀沼、常総利根川流域	その4の2
	東京湾流域（一律基準） 日平均排水量 50 m ³ 以上	その4の3
	東京湾流域（上乘せ基準） 日平均排水量 30 m ³ 以上	その4の4

（注1）有害物質（排水基準その3）は、排水量に関係なく、排水基準が適用されます。

（注2）生活環境項目（排水基準その1、その2、その4）については、各表の「適用規模」に該当しない場合は、排水基準は適用されません。

排水基準(その1の1)【BOD、COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質】
(畜産関係特定施設及び1日当たりの平均排水量30m3/日以上)[単位:mg／L](排水基準を定める省令第1条、別表第2、上乗せ条例第4条、6条、別表第3、別表第4)

業種等	水域	区分	新設既設の区分	第1種水域				第2種水域				第3種水域				特定施設の番号 (政令別表第1の番号)	
	項目等			BOD 又は COD	SS	ノルマルヘキサ ン抽出物質		BOD 又は COD	SS	ノルマルヘキサ ン抽出物質		COD	SS	ノルマルヘキサ ン抽出物質			
	1日当たりの平均排水量					鉱物 油	動植物 油			鉱物 油	動植物 油			鉱物 油	動植物 油		
食料品製造業、皮革製造業、死亡 獣畜取扱業、と畜業及び洗 びん施設	30m3以上500m3未満	イ	A 新設	25	70	3	30	25	70	3	30	25	70	3	30	2～10、13～18の2、 52、63の2、69	
			B 旧条例の新設扱い	25	70	3	30	25	70	3	30	25	70	3	30		
			C 既設	80	70	3	30	130	70	3	30	130	70	3	30		
	500m3以上	ロ	A 新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3		
C 既設			25	50	3	10	25	50	3	10	25	50	3	10			
旅館業、共同調理場、弁当仕出 屋、弁当製造業及び飲食店	30m3以上500m3未満	ハ	A 新設	20	40	3	5	20	40	3	5	20	40	3	5	66の3～66の8	
			C 既設	60	70	3	15	60	70	3	15	60	70	3	15		
	500m3以上	ハ	A 新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3		
			C 既設	60	50	3	10	60	50	3	10	60	50	3	10		
し尿処理施設(東京湾流域におけ る201人～500人まで)	30m3以上500m3未満	レ	A 新設	20	50	3	20	20	50	3	20	—	—	—	—	指定地域特定施設	
	500m3以上	レ	A 新設	20	50	2	20	20	50	2	20	—	—	—	—		
	30m3以上	レ	C 既設	60	110	3	20	90	150	3	20	—	—	—	—		
し尿処理施設(501人から2,000人 まで並びに印旛沼、手賀沼流域 及び常陸利根川流域における201 人から500人まで)	30m3以上500m3未満	ニ	A 新設	10	20	3	5	10	20	3	5	10	20	3	5	72、湖沼法のみなし 浄化槽	
			B 旧条例の新設扱い	30	70	3	15	30	70	3	15	30	70	3	15		
			C 既設	60	110	3	15	90	150	3	15	90	150	3	15		
	500m3以上	ニ	A 新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3		
			B 旧条例の新設扱い	30	70	3	10	30	70	3	10	30	70	3	10		
			C 既設	60	110	3	10	90	150	3	10	90	150	3	10		
し尿処理施設(2,001人以上)	30m3以上500m3未満	ホ	A 新設	10	20	3	5	10	20	3	5	10	20	3	5		
			B 旧条例の新設扱い	30	70	3	15	30	70	3	15	30	70	3	15		
			C 既設	30	80	3	15	60	110	3	15	60	110	3	15		
	500m3以上	ホ	A 新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3		
			B 旧条例の新設扱い	30	70	3	10	30	70	3	10	30	70	3	10		
			C 既設	30	80	3	10	60	110	3	10	60	110	3	10		
浄水施設	30m3以上	ヘ	A 新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3	64の2	
			C 既設	20	50	3	10	20	50	3	10	20	50	3	10		
下水道終末処理施設	30m3以上500m3未満	ト	A 新設	20	70	3	30	20	70	3	30	20	70	3	30	73	
	500m3以上	ト	A 新設	20	70	2	30	20	70	2	30	20	70	2	30		
	30m3以上	ト	C 既設	20	70	3	30	20	70	3	30	20	70	3	30		
動物系飼料等製造業	30m3以上500m3未満	チ	A 新設	10	40	3	3	10	40	3	3	10	40	3	3	11	
			C 既設	80	70	3	30	80	70	3	30	80	70	3	30		
	500m3以上	チ	A 新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3		
			C 既設	80	50	3	30	80	50	3	30	80	50	3	30		
天然ガス鉱業及び天然ガス汲み 上げに付随する塩水を原料とする 無機化学工業製品製造業 (沃素を製造するものに限る。)	30m3以上500m3未満	リ	A 新設	70	90	3	5	70	90	3	5	70	90	3	5	1、27	
			C 既設	70	90	3	15	70	90	3	15	70	90	3	15		
	500m3以上	リ	A 新設	70	90	2	3	70	90	2	3	70	90	2	3		
			C 既設	70	90	3	10	70	90	3	10	70	90	3	10		
水産物に係る卸売市場	30m3以上	ル	A 新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3	69の2	
			C 既設	30	50	3	10	30	50	3	10	30	50	3	10		
畜産関係特定施設*	15m3未満	オ	A 新設	300	150	—	—	300	150	—	—	300	150	—	—	1の2、74(畜産排水の みを処理するもの*)	
			C 既設	300	150	—	—	300	150	—	—	300	150	—	—		
	15m3以上50m3未満	オ	A 新設	120	150	—	—	120	150	—	—	120	150	—	—		
			C 既設	120	150	—	—	120	150	—	—	120	150	—	—		
	50m3以上	オ	A 新設	120	150	5	30	120	150	5	30	120	150	5	30		
			C 既設	120	150	5	30	120	150	5	30	120	150	5	30		
病院施設(300床以上、印旛沼、 手賀沼及び常陸利根川流域に あっては120床以上)	30m3以上500m3未満	ワ	A 新設	20	40	3	5	20	40	3	5	20	40	3	5	68の2、湖沼法のみなし 病院施設	
			C 既設	60	70	3	15	60	70	3	15	60	70	3	15		
	500m3以上	ワ	A 新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3		
			C 既設	60	50	3	10	60	50	3	10	60	50	3	10		
ごみ焼却施設及び産業廃棄物処 理施設	30m3以上500m3未満	カ	A 新設	20	40	3	5	20	40	3	5	20	40	3	5	71の3、71の4	
			C 既設	25	70	3	15	25	70	3	15	25	70	3	15		
	500m3以上	カ	A 新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3		
			C 既設	25	50	3	10	25	50	3	10	25	50	3	10		
その他の業種又は施設	30m3以上500m3未満	ヨ	A 新設	20	40	3	5	20	40	3	5	20	40	3	5	1、12、18の3～51の 3、53～63、63の3、 64、65、66、66の2、 67、68、70～71の2、 71の5、71の6、74	
			B 旧条例の新設扱い	25	70	3	15	25	70	3	15	25	70	3	15		
			C 既設	25	70	3	15	25	70	3	15	50	70	3	15		
	500m3以上	タ	A 新設	10	20	2	3	10	20	2	3	10	20	2	3		
			C 既設	25	50	3	10	25	50	3	10	25	50	3	10		

注)
1 「新設」「既設」の区分は特定事業場の設置年月日による。区分年月日は別表6(p48)のとおりである。
2 水域区分は別図3(p57)のとおりである。
3 BODの排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出する排水水に限って適用され、CODの排水基準は海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用される。
4 *印の施設は、政令別表第1第1号の2に掲げる特定施設(畜舎)及び畜舎に係る汚水等のみを処理する同表第74号に掲げる特定施設(特定事業場から排出される水の処理施設、畜産関係排水処理施設)をいう。
また、畜産関係排水処理施設には、当該業種・施設の項では、BOD、COD及びSSの基準が適用になり、ノルマルヘキサン抽出物質については、その他の業種又は施設の基準が適用になる。
5 一つの特定事業場が同時に複数の業種等に該当する場合は、項目ごとにもっとも厳しい基準が適用される。(上乗せ条例第9条第1項)

排水基準（その１の２）【BOD、COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質】
（上乗せ条例第４条、７条の２、３、別表第６）

【印旛沼、手賀沼流域の日平均排水量が10m³以上30m³未満の特定事業場】

（単位：mg/L）

業種等	水 域 項 目 等		区分	新規・ 既存の 区 分	印旛沼、手賀沼及びこれらに 流入する公共用水域に排出 される排水水に限り適用				特定施設の番号 (政令別表第1の号)	適用規模 (日平均排水量)
					BOD 又は COD	S S	ノルマルヘキ サン抽出物質			
							鉱油	動植 物油		
食料品製造業、皮革製造業、死 亡獣畜取扱業、 と畜業及び洗びん施設	ソ	A	新規	40	90	5	30	2～10、13～18の2、52、 63の2、69	10m ³ 以上 30m ³ 未満	
		C	既存	100	90					
旅館業、共同調理場、 弁当仕出屋、弁当製造業、飲食 店	ツ	A	新規	30	60	5	30	66の3～66の8		
		C	既存	80	90					
し尿処理施設 (501人以上) (201人から500人まで)*	ネ	A	新規	10	20	5	30	72、湖沼法のみなし 浄化槽		
		C	既存	60	110					
浄水施設	ナ	A	新規	15	30	5	30	64の2		
		C	既存	30	70					
動物系飼料等製造業	ラ	A	新規	15	60	5	30	11		
		C	既存	100	90					
水産物に係る卸売市場	ム	A	新規	15	30	5	30	69の2		
		C	既存	40	70					
病院施設 (300床以上) (120床から299床まで)*	ウ	A	新規	30	60	5	30	68の2、湖沼法のみなし 病院施設		
		C	既存	80	100					
その他の業種又は施設(畜舎を 除く)	ノ	A	新規	30	60	5	30	1、12、18の3～51の3、53 ～63、63の3、64、65、66、 66の2、67、68、70～71の 6、73、74**		
		C	既存	40	90					

- （注） １ この表の基準は、印旛沼、手賀沼及びこれらに流入する公共用水域に排水を排出し、かつ、１日当たりの平均排水量が10m³以上30m³未満の特定事業場に適用される。（政令別表第１第１号の２に掲げる特定施設（畜舎）を除く。）
- ２ 「新規」「既存」の区別は特定事業場の設置年月日により区分され、「新規」区分は、平成11年４月１日以降特定事業場となった事業場に適用され、「既存」の区分は、平成11年４月１日前に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場に適用される。
- ３ 印旛沼、手賀沼及びこれらに流入する公共用水域は別図４（P58）のとおりである。
- ４ ＊印の施設は、みなし指定地域特定施設である。
- ５ BODの排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限り適用され、CODの排水基準は海域及び湖沼に排出される排水水に限り適用される。
- ６ 一つの特定事業場が同時に複数の業種等に該当する場合は、項目ごとに最も厳しい基準が適用される。（上乗せ条例第９条第１項）
- ７ ＊＊印の政令別表第１第74号に掲げる特定施設のうち、同表第１号の２に掲げる特定施設（畜舎）に係る汚水等のみを処理する同表第74号に掲げる特定施設（畜産関係排水処理施設）には、当該業種・施設の項では、ノルマルヘキサン抽出物質のみの基準が適用になる。BOD、COD及びSSについては、排水基準（その１の１）の畜産関係特定施設の基準が適用になる。（上乗せ条例別表第４）

排水基準（その2の1）【pH、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガ、全クロム、大腸菌数】
（「排水基準を定める省令」第1条、別表第2、「上乗せ条例」第4条、別表第3、4、6、附則第5項）

（単位：mg/L 但し、pHは無単位、大腸菌数はCFU/mL）

区分		排水基準								
業種等		浄水施設、水産物に係る卸売市場、下水道終末処理施設			畜舎	その他の業種又は施設 （畜産関係排水処理施設については、排水があればpHのみ適用）				
新設・既設の区分		新設	既設		新設 既設	新設		既設		
適用規模 （日平均排水量：㎡）		30 以上	30 以上 50 未満	50 以上	50 以上 （pHは0 以上 で適用）	30 以上 500 未満	500 以上	30 以上 50 未満	50 以上 500 未満	500 以上
pH	海域	5 以上 9 以下	5 以上 9 以下	5 以上 9 以下	5 以上 9 以下	5 以上 9 以下	5 以上 9 以下	5 以上 9 以下	5 以上 9 以下	5 以上 9 以下
	海域以外	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下
フェノール類		0.5	0.5	0.5	◇5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
銅		1	1	1	◇3	1	1	3	3	1
亜鉛		1	3	2	◇2	1	1	5	※2	※2
溶解性鉄		1	5	5	◇10	5	1	10	10	5
溶解性マンガ		1	5	5	◇10	5	1	10	10	5
クロム		0.5	1	1	◇2	0.5	0.5	2	2	1
大腸菌数		800	800	800	日間平均 ◇800	800	800	800	800	800
特定施設の番号		64 の2, 69 の2, 73			1 の2	左記以外のもの（指定地域特定施設及びみなし指定地域特定施設を含む）				

（注）1 「新設」「既設」の区分は特定事業場の設置年月日による。区分年月日は別表6（P48）のとおりである。

2 1つの特定事業場が同時に複数の業種等に該当する場合は、最も厳しい基準が適用される。
（上乗せ条例第9条第1項）

3 ◇は一律排水基準

※亜鉛含有量について、電気めっき業の既設事業場に関しては令和11年12月10日までの間は暫定排水基準（50m³/日以上500m³/日未満は4mg/L、500m³/日以上は3mg/L）が適用となる。

*pH、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガ含有量及びクロム含有量についての排水基準は、昭和49年11月30日までに湧出した温泉を利用する旅館業に属する特定事業場に係る排水については適用されない。昭和49年12月1日以降昭和51年6月30日までに湧出した温泉を利用する旅館業に属する特定事業場に係る排水については排水基準を定める省令別表第2に掲げる基準が適用される。

排水基準（その2の2）【pH、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、全クロム、大腸菌数】
 （「上乗せ条例」第4条、第7条の2、第7条の3、別表第4、6）

【印旛沼、手賀沼流域の日平均排水量が10m³以上30m³未満の特定事業場】

（単位：mg/L 但し、pHは無単位、大腸菌数はCFU/mL）

業 種 等	全業種・施設（畜舎を除く）
適用規模（日平均排水量）	10 m ³ 以上 30 m ³ 未満
pH	5.8以上8.6以下
フェノール類	5
銅	3
亜鉛	5
溶解性鉄	10
溶解性マンガン	10
クロム	2
大腸菌数	800
特定施設の番号	1の2を除くすべての特定施設

- （注） 1 この表の基準は、印旛沼、手賀沼及びこれらに流入する公共用水域に排水を排出し、かつ、1日当たりの平均排水量が10m³以上30m³未満の特定事業場に適用される。（政令別表第1第1号の2に掲げる特定施設（畜舎）を除く。）
 2 「新規」「既存」の区別に関係なく適用される。
 3 印旛沼、手賀沼及びこれらに流入する公共用水域は別図4（P58）のとおりである。

排水基準（その3の1）【有害物質その1 カドミウムなど】（一律排水基準又は上乗せ排水基準）
 （「排水基準を定める省令」別表第1及び「上乗せ条例」別表第2）
 （単位：mg/L）

業種等 項目等	千葉県内の排水基準（※は上乗せ排水基準）				
	浄水施設、病院施設(300 床以上)、 水産物に係る卸売市場、ごみ焼却 施設、産業廃棄物処理施設、トリクロ ロエチレン又はテトラクロロエチレン洗浄施設又 は蒸留施設、病院施設★(120 床か ら 299 床 まで)	その他の業種又は施設			
適用規模 (日平均排水量)	0m ³ 以上	0m ³ 以上 500m ³ 未満		500m ³ 以上 5,000m ³ 未満	5,000m ³ 以上
新設・既設の区分	新設・既設	新設	既設	新設・既設	新設・既設
カドミウム	※0.01	※0.01	0.03	※0.01	※0.01
シアン	※不検出	※不検出	1	※不検出	※不検出
有機燐	※不検出	※不検出	1	※不検出	※不検出
鉛	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
六価クロム	※0.05	※0.05	① 0.2	※0.05	※0.05
ヒ素	②※0.05	②※0.05	② 0.1	②※0.05	②※0.05
全水銀	※0.0005	※0.0005	0.005	※0.0005	※0.0005
アルキル水銀	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
PCB	※不検出	※不検出	0.003	新設: 不検出 既設: 0.003	※不検出
トリクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3	3	3	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
チウラム	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
ベンゼン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
セレン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
1,4-ジオキサン	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
特定施設の番号 (政令別表第1の号)	64の2、68の2、69の2、71の3、71の4、 71の5、71の6、みなし病院施設	左記以外のもの (指定地域特定施設及びみなし浄化槽を含む)			

- 有害物質の排水基準は排水のあるすべての特定事業場に適用される。
- 「新設」「既設」の区分は特定事業場の設置年月日による。(区分年月日は別表6 (P48) のとおりである。)
- ★の病院施設は、湖沼水質保全特別措置法に定める指定地域内(印旛沼、手賀沼流域及び常陸利根川流域)のものに限る。
- ※は上乗せ排水基準
- ①の六価クロムの排水基準は、以下のとおり暫定排水基準又は適用が猶予される。
 - 電気めっき業に属する特定事業場※にあつては、令和9年3月31日までの間は、暫定排水基準(0.5mg/L)が適用される。
 - ※電気めっき業に属する特定事業場に係る汚水等を処理する事業場及び電気めっき業と同時にそれ以外の業種にも属する特定事業場についても対象となる。
- ②のヒ素の排水基準は、昭和49年11月30日までにゆう出した温泉を利用する旅館業に属する特定事業場には適用されない。昭和49年12月1日以降昭和51年6月30日までにゆう出した温泉を利用する旅館業に属する特定事業場については、新設・既設、排水量に関係なく0.1mg/Lが適用される。

排水基準（その3の2）【有害物質その2 ほう素及びその化合物】（一律排水基準）
（「排水基準を定める省令」別表第1及び附則別表）

（ほう素の量に関して 単位：mg/L）

区分	業 種 等 （適用規模：排水のあるすべての特定事業場）		排水基準	
			排出先水域	
			海域以外	海域
一般基準	暫定基準が適用されない全業種		10	230
暫定基準	電気めっき業		30	—
	ほうろう鉄器製造業		40	—
	下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法上の特定事業場）から排出される水を受け入れており、かつ一定の条件＊に該当するものに限る。）		40	—
	金属鋳業		100	—
	旅館業（温泉を利用するものに限る。）	（1Lにつき、ほう素500mg以下の温泉を利用するものに限る。）	300	300
		（1Lにつき、ほう素500mgを超える温泉を利用するものに限る。）	500	500

- （注） 1 「新設」「既設」の区分に関係なく排水のあるすべての特定事業場に適用される。
2 この表の業種等に属する工場又は事業場が同時に他の業種等に属する場合において、異なる排水基準が定められているときは、当該工場の排水基準は最大の許容限度のものを適用する。
3 電気めっき業、ほうろう鉄器製造業及び金属鋳業の暫定基準は令和7年6月30日まで適用される。また、下水道業及び旅館業の暫定基準は当分の間、適用される。

＊「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が10を超えることをいう。

$$\sum C_i \cdot Q_i / Q$$

この式において

C_i ：当該下水道終末処理施設を設置している特定事業場（以下「当該下水道」という。）に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの、排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値（単位：ほう素の量に関して、mg/L）

Q_i ：当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位：m³/日）

Q ：当該下水道から排出される排出水の通常量（単位：m³/日）

排水基準（その3の3）【有害物質その3 ふっ素及びその化合物】（一律排水基準又は上乘せ排水基準）
（「排水基準を定める省令」別表第1及び附則別表、「上乘せ条例」別表第2、附則第7）

（ふっ素の量に関して 単位：mg/L）

区分	業 種 等	適用規模等 （日平均排水量） （m ³ ）	排水基準		
			排出先水域		
			河川・湖沼		海域
			印旛沼、手賀沼及びそれらの流域	印旛沼、手賀沼及びそれらの流域以外	
一般基準	畜産関係特定施設	0以上	8	8	15
	その他の業種	0以上30未満	8	8	15
		30以上	8	8	※10
暫定基準	ほうろう鉄器製造業	0以上30未満	12	12	◇15
		30以上	※10	※10	※10
	電気めっき業	0以上10未満	40	40	40
		10以上30未満	※15	40	40
		30以上	※10	※10	※10
	旅館業①（昭和49年11月30日までに湧出していた温泉を利用するもの）	0以上	自然湧出	50	50
			それ以外	30	30
	旅館業②（昭和49年12月1日以降昭和51年6月30日までに湧出していた温泉を利用するもの）	0以上50未満	自然湧出	50	50
			それ以外	30	30
		50以上	15	15	◇15
	旅館業③（昭和51年7月1日以降に湧出した温泉を利用するもの）	0以上10未満	自然湧出	50	50
			それ以外	30	30
		10以上30未満	自然湧出	※15	50
			それ以外	※15	30
		30以上	※10	※10	※10

- （注） 1 「新設」「既設」の区分に関係なく排水のあるすべての特定事業場に適用される。
2 この表の業種等に属する工場又は事業場が同時に他の業種等に属する場合において、異なる排水基準が定められているときは、当該工場の排水基準は最大の許容限度のものを適用する。
3 ※は上乘せ排水基準
4 ◇は一般基準
5 ほうろう鉄器製造業及び電気めっき業の暫定基準（上乘せ排水基準含む）は令和7年6月30日まで適用される。また、旅館業の暫定基準は当分の間、適用される。

（上乘せ条例制定附則（経過措置）第7項）

排水基準（その3の4）【有害物質その4 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物】
（一律排水基準）
（「排水基準を定める省令」別表第1及び附則別表）

（アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して単位：mg/L）

区分	業 種 等 (適用規模：排水のあるすべての特定事業場)		排水基準 (全水域)
一般 基準	暫定基準が適用されない全業種		100
暫定 基準	畜産農業	牛房施設	300
		豚房施設	400
	ジルコニウム化合物製造業		350
	モリブデン化合物製造業		1,300
	バナジウム化合物製造業		1,650
	貴金属製造・再生業		2,800

- (注) 1 「新設」「既設」の区分に関係なく排水のあるすべての特定事業場に適用される。
2 この表の業種等に属する工場又は事業場が同時に他の業種等に属する場合において、異なる排水基準が定められているときは、当該工場の排水基準は最大の許容限度のものを適用する。
3 暫定基準は令和7年6月30日まで適用される。

排水基準（その４の１）【窒素・磷（印旛沼、手賀沼及び常陸利根川を除く湖沼の流域）】（一律排水基準）
（「排水基準を定める省令」別表第２）

（単位：mg/L）

区 分	排水基準		適用規模 （日平均排水量）
	窒素含有量（Ｔ－Ｎ） （ ）は日間平均値	磷含有量（Ｔ－Ｐ） （ ）は日間平均値	
全業種	120 (60)	16 (8)	50m ³ 以上
排出先水域	古利根沼、作名ダム貯水池、宮城ダム貯水池、神余ダム貯水池、矢那川ダム貯水池、松部ダム貯水池、荒木根ダム貯水池、高滝ダム貯水池（高滝湖）、山倉ダム貯水池、金山ダム貯水池、第一袋倉ダム貯水池、片倉ダム貯水池、亀山ダム貯水池、小久保ダム貯水池、安房中央ダム貯水池、大谷川ダム貯水池、小向ダム貯水池、増間ダム貯水池及びこれらに流入する公共用水域	左記水域に加え、白石ダム貯水池、白浜ダム貯水池、雄蛇ヶ池、勝浦ダム貯水池、第二奥谷ダム貯水池、保台ダム貯水池、豊英ダム貯水池（豊英湖）、三島ダム貯水池（三島湖）、戸面原ダム貯水池、上池、東第二ダム貯水池、東ダム貯水池、岬ダム貯水池、小中池、平沢ダム貯水池、御宿ダム貯水池、佐久間ダム貯水池、鋸山ダム貯水池、元名ダム貯水池及びこれらに流入する公共用水域	

- （注） 1 この表の基準は、排出先水域の欄に掲げる水域に排水を排出する特定事業場に適用される。
 2 「新規」「既存」の区分に関係なく適用される。
 3 排出先水域は「窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和60年5月30日環境庁告示第27号）のうち、印旛沼、手賀沼、常陸利根川及び与田浦川（常陸利根川に流入する）を除いた水域。

排水基準（その４の２）【窒素・燐（印旛沼、手賀沼及び常陸利根川の流域）】（上乗せ排水基準）
 （「上乗せ条例」第４条、７条の２、７条の３、別表第５～第６）

（単位：mg/L）

業 種 等		適用規模 (日平均 排水量) (m3)	排水基準				特定施設の番号 (政令別表第1の号)	備 考
			既 存		新 規			
			窒 素 含有量 (T-N)	磷 含有量 (T-P)	窒 素 含有量 (T-N)	磷 含有量 (T-P)		
畜舎		0 以上 15 未満	120	16	40	5	1 の 2、74 (畜産関係特定施設)	
		15 以上	40	6	30	4		
食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設		10 以上 30 未満	50	9	30	2	2～10、13～18 の 2、52、63 の 2、 69	印旛沼・手賀 沼流域に限る
		30 以上 500 未満	30	6	20	1		
		500 以上	20	4	10	0.5		
旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業及び飲食店		10 以上 30 未満	60	10	30	5	66 の 3～8	印旛沼・手賀 沼流域に限る
		30 以上 500 未満	30	4	20	2		
		500 以上	20	3	10	1		
病院施設		10 以上 30 未満	50	6	15	2	68 の 2	印旛沼・手賀 沼流域に限る
		30 以上	30	4	10	1		
みなし病院施設		10 以上 30 未満	50	9	25	3	みなし指定地域 特定施設	印旛沼・手賀 沼流域に限る
		30 以上	30	6	15	2		
みなし 浄化槽	し尿等のみを 処理する もの*1	10 以上 30 未満	120	16	30	4	みなし指定地域 特定施設	印旛沼・手賀 沼流域に限る
	上記以外の もの		70	7				
		30 以上	70	7	30 *2 (20)	4 *2 (2)		
し尿処 理施設	し尿等のみを 処理する もの*1	10 以上 30 未満	120	16	20	2	72	印旛沼・手賀 沼流域に限る
	上記以外の もの		50	6				
		30 以上	50	6	20	2		
下水道終末処理施設		10 以上 30 未満	50	6	25	2	73	印旛沼・手賀 沼流域に限る
		30 以上	30	4	20	2		
その他の業種又は施設 (畜産関係特定施設 を除く)		10 以上 30 未満	50	6	25	2	1、11、12、18 の 3～51 の 3、53～ 63、63 の 3～66、 66 の 2、67、68、 69 の 2～71 の 6、 74	印旛沼・手賀 沼流域に限る
		30 以上 500 未満	30	4	15	1		
		500 以上	20	3	10	0.5		

（注） 1 この表の基準は、印旛沼、手賀沼及び常陸利根川並びにこれらに流入する公共用水域に排水を排出する特定事業場に適用される。

- 2 「既存」「新規」の区分は特定事業場の設置年月日により区分される。
- (1) 水質汚濁防止法施行令別表第1第1号の2及び第74号のうち同表第1号の2（畜舎）に係る汚水等のみを処理する特定施設（畜産関係排水処理施設）並びに1日当たりの平均排水量が30 m³以上の特定事業場については、「既存」の区分は、平成5年11月30日までに特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場に適用される。また、「新規」の区分は、平成5年12月1日以降特定事業場となった事業場に適用される。
- ただし、政令別表第1第71号の3及び第71号の4イに掲げる特定施設であって廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成9年政令269号）により新たに特定施設となったもの若しくは令別表第1第71号の4ロに掲げる特定施設のみを設置する特定事業場（別表6 新設・既設の特定事業場の区分（P48）の注2参照）、又は畜産関係排水処理施設のみを設置する特定事業場については「既存」「新規」の区分の特定事業場設置年月日は平成11年4月1日である。
- (2) 1日当たりの平均排水量が10 m³以上30 m³未満の特定事業場（水質汚濁防止法施行令別表第1第1号の2及び畜産関係排水処理施設を除く。）については、「既存」の区分は、平成11年4月1日前に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場に適用される。また、「新規」の区分は、平成11年4月1日以降特定事業場となった事業場に適用される。
- 3 政令別表第1第71号の5（ジクロロメタンによる洗浄施設に限る。）及び第71号の6（ジクロロメタンによる蒸留施設に限る。）に掲げる特定施設のみを設置する特定事業場については「既存」「新規」の区分の特定事業場設置年月日は平成12年3月1日、同表第63号の3に掲げる特定施設のみを設置する特定事業場については「既存」「新規」の区分の特定事業場設置年月日は平成13年7月1日である。
- 4 一つの特特定事業場が同時に複数の業種等に該当する場合は、項目ごとに最も厳しい基準が適用される。（上乗せ条例第9条第1項）
- 5 *1の「し尿等のみを処理するもの」とは、し尿と併せて雑排水（住宅、共同住宅並びに食品衛生法施行令第35条第1号に掲げる飲食店営業に供するために設置されるちゅう房施設及び健康増進法第20条第1項に規定する特定給食施設に設置されるちゅう房施設から排出される雑排水を除く。）を処理するものをいう。（し尿のみを処理するものは含まない。）
- 6 *2のカッコ内の基準は、平成11年4月1日以降みなし浄化槽を設置して特定事業場となった事業場に適用される。

排水基準（その4の3）【窒素・磷（東京湾流域）その1】 （一律排水基準）
 （「排水基準を定める省令」附則別表第2）

（単位：mg/L）

区分	業 種 等	排水基準				適 用 規 模 (日平均排水量)
		窒素含有量(T-N)		磷含有量(T-P)		
		最大値	日間 平均値	最大値	日間 平均値	
一般 基準	暫定基準が適用されない全業種	120	60	16	8	50m ³ 以上
暫定 基準	天然ガス鉱業	160	150	—	—	
	畜産農業（特定施設番号1の2のイを有するものに限る）	130	110	22	18	
	酸化コバルト製造業	200	100	—	—	
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業（バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。）	4,100	3,100	—	—	

- （注） 1 この表の基準は、東京湾及びこれに流入する公共用水域に排水を排出する特定事業場に適用される。ただし、排水基準（その4の1）（P40）の排出先水域（湖沼の流域）に排水を排出する特定事業場にあつては、暫定基準は適用されない。
- 2 「新規」「既存」の区分に関係なく適用される。
- 3 暫定基準は令和10年9月30日まで適用される。（一の印の項目については一般排水基準が適用される。）
- 4 一つの特定事業場が同時に複数の業種に該当し、異なる排水基準（暫定基準）が定められているときは、当該事業場の排水水については、それらの排水基準のうち最大の許容限度のものが適用される。
- 5 排水基準のうち「最大値」については、天然ガス鉱業に属する事業場を除き、この基準に替えて上乗せ排水基準（P44）が適用される。

排水基準（その４の４）【窒素、磷（東京湾流域）その２】（上乗せ排水基準）

（「上乗せ条例」第４条、７条の２、７条の３、別表第７）

（単位：mg／L）

業 種 等			適用規模 (日平均 排水量) (m³)	排 水 基 準				特定施設の番号 (政令別表第 1 の号)
				既存		新規		
				窒 素 含有量 (T-N)	磷 含有量 (T-P)	窒 素 含有量 (T-N)	磷 含有量 (T-P)	
畜産関係特定施設			30 以上	120	16	120	16	1 の 2、74
食料品製造業			30 以上 500 未満	40	6	25	3	2～10、13～18 の 2
			500 以上	20	4	20	2	
化学工業			30 以上 500 未満	30	4	16	2	24～50
			500 以上	20	2	16	1	
鉄鋼業			30 以上 500 未満	30	4	16	1.5	61
			500 以上	20	2	16	1	
金属製品製造業、酸又はアルカリに よる表面処理施設及び電気めっき施 設			30 以上 500 未満	40	4	25	1.5	63、65、66
			500 以上	30	2	20	1	
その他の製造業及び全製造業に係る 特定事業場から排出される水の処理 施設			30 以上 500 未満	40	4	20	2	11、12、18 の 3、 19～23 の 2、51～ 58、62、64、66 の 2、71 の 5、71 の 6、74**
			500 以上	20	2	16	1	
指定 浄化槽	し尿等のみを処理するも の*		30 以上	120	16	20	2	指定地域特定施 設
	上記以外のもの		30 以上	70	7			
みなし 浄化槽	し尿等のみを処理するも の*		30 以上	120	16	20	2	湖沼法のみなし 指定地域特定施 設
	上記以外のもの		30 以上	70	7			
し尿処 理施設	し尿浄化槽以外のもの		30 以上	20	2	20	2	72
	し尿 浄化 槽	し尿等のみを処理 するもの*	30 以上	120	16	20	2	
		上記以外のもの	30 以上	50	6			
下水道終末処理施設			30 以上	30	4	20	1	73
その他の業種又は施設			30 以上	50	6	30	4	1、59、60、63 の 2、63 の 3、64 の 2、 66 の 3～71 の 4、 74

（注） 1 この表の基準は、東京湾及びこれらに流入する公共用水域に排出水を排出する特定事業場に適用される。

2 「既存」「新規」の区分は特定事業場の設置年月日により区分され、「既存」の区分は平成 11 年 3 月 31 日までに特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場に適用される。また、「新規」の区分は、平成 11 年 4 月 1 日以降特定事業場となった事業場に適用される。

3 一つの特定事業場が同時に複数の業種等に該当する場合は、項目ごとに最も厳しい基準が適用される。（上乗せ条例第 9 条第 1 項）

- 4 *印の「し尿等のみを処理するもの」とは、し尿のみを処理するもの及びし尿と併せて雑排水（住宅、共同住宅並びに食品衛生法施行令第35条第1号に掲げる飲食店営業に供するために設置されるちゅう房施設及び健康増進法第20条第1項に規定する特定給食施設に設置されるちゅう房施設から排出される雑排水を除く。）を処理するものをいい、「し尿浄化槽」とは浄化槽法第2条第1号に規定するものをいう。
- 5 **印の74（全製造業に係る特定事業場から排出される水の処理施設）は、2～10、13～18の2、24～50、61、63、11、12、18の3、19～23の2、51～58、62、64、71の5、71の6の業種又は特定施設に係る特定事業場から排出される水を処理するものに限る。
- 6 天然ガスに係る令別表第1第1号に掲げる鉱業に係る特定施設を有する特定事業場が、天然ガスクみ上げに伴って排出する塩水、又は令別表第1第27号に掲げる業種に係る特定施設を有する特定事業場が、天然ガスクみ上げに付随する塩水を原料として用いた後排出する塩水を、専用排水口を用いて排出する場合には、当該排水口の排水水についてはこの表の基準は適用されない。（上乗せ条例第7条の2第4項）

現在までの特定施設追加等の経緯（未規制施設の指定状況）

施行年月日	規制業種・施設
昭和47年10月1日	畜舎
昭和49年12月1日	紡績業・繊維製品の製造若しくは加工業の用に供するのり抜き施設、科学技術に関する試験研究機関、旅館
昭和51年1月30日	科学技術に関する試験研究機関（総理府令で定めるものとして専修学校を追加）
昭和51年6月1日	水道施設、中央卸売市場
昭和54年5月10日	病院、一般廃棄物処理施設
昭和57年1月1日	冷凍調理食品製造業、自動車分解整備事業、一般製材業・木材チップ製造業、合板製造業、パーティクルボード製造業、自動車用タイヤ・自動車用チューブ・ゴムホース・工業用ゴム製品・更正タイヤ・ゴム板製造業、医療用若しくは衛生用のゴム製品・ゴム手袋・糸ゴム・ゴムバンド製造業、新聞業、出版業・印刷業又は製版業、たばこ製造業、産業廃棄物処理施設、空きびん卸売り業
昭和57年7月1日	地方卸売市場
昭和63年10月1日	共同調理場、弁当仕出屋・弁当製造業、飲食店（日本・西洋・中華料理店その他通常主食と認められる食事（そば・うどん・すしを除く）を提供する飲食店）、そば・うどん・すし店・喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店、料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブ
平成3年10月1日	トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンによる洗浄施設及び蒸留施設
平成10年6月17日	廃PCB等の焼却施設等の産業廃棄物処理施設
平成12年3月1日	71の5 ジクロロメタンによる洗浄施設及び蒸留施設 71の6 ジクロロメタンによる蒸留施設
平成13年7月1日	63の3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、排ガス洗浄施設
平成24年5月25日	38の2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設 66の2 エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンとの混合施設
平成24年6月1日	有害物質貯蔵指定施設
平成29年8月16日	(25イロを削除)
令和2年4月1日	70の2 自動車分解整備事業を自動車特定整備事業に変更
令和2年6月21日	69の2 市場の名称を「卸売市場」に変更し、旧69の3を統合 69の3 69の2に統合し、番号を削除
令和2年12月19日	66の3 旅館業の用に供する施設から住宅宿泊事業の用に供するちゅう房施設等を除外

（注）特定施設の番号は令和3年4月1日現在の政令別表1の番号である。

別表5 「有害物質を含む特定地下浸透水」の要件

(「水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」(平成元年環境庁告示 39 号))

(単位: mg/L)

業 種	項 目	特定地下浸透水の要件
全業種	カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.001
	シアン化合物	シアン 0.1
	有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	0.1
	鉛及びその化合物	鉛 0.005
	六価クロム化合物	六価クロム 0.01
	砒素及びその化合物	砒素 0.005
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.0005
	アルキル水銀化合物	水銀 0.0005
	ポリ塩化ビフェニル	0.0005
	トリクロロエチレン	0.002
	テトラクロロエチレン	0.0005
	ジクロロメタン	0.002
	四塩化炭素	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.002
	1,2-ジクロロエチレン	シス体にあつては 0.004 トランス体にあつては 0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006
	1,3-ジクロロプロペン	0.0002
	チウラム	0.0006
	シマジン	0.0003
	チオベンカルブ	0.002
	ベンゼン	0.001
	セレン及びその化合物	セレン 0.002
	ほう素及びその化合物	ほう素 0.2
	ふっ素及びその化合物	ふっ素 0.2
	アンモニア又はアンモニウム化合物	アンモニア性窒素 0.7
	亜硝酸化合物	亜硝酸性窒素 0.2
	硝酸化合物	硝酸性窒素 0.2
	塩化ビニルモノマー	0.0002
	1,4-ジオキサン	0.005

(注) 1 「有害物質を含む特定地下浸透水」とは、特定地下浸透水の要件の欄に掲げる値以上の有害物質が検出される場合である。

2 有害物質を含む特定地下浸透水の地下への浸透の禁止は、「新設」「既設」の区分に関係なく、すべての有害物質使用特定事業場に適用される。

別表6 新設・既設の特定事業場の区分

区 分		該 当 要 件
新 設		1 上乗せ条例の施行日以降特定事業場となった工場・事業場（注1） 2 既設の特定事業場のうち、特定施設の追加設置や構造等の変更により、日平均排水量が一定割合以上増加した工場・事業場（注2）
		$\left[\begin{array}{ll} 500\text{m}^3/\text{日以上}の事業場 \longrightarrow & 5\%以上の増加 \\ 50\sim 500\text{m}^3/\text{日の} \quad \text{〃} \longrightarrow & 10\% \quad \text{〃} \end{array} \right]$
既 設		上乗せ条例の施行日以前に、特定施設を設置し、又は設置工事に着手していた工場・事業場（注3）
	旧 条 例	既設の特定事業場のうち、旧条例（昭和46年県条例第68号）で新設区分に該当していた工場・事業場（注4）
	新 設	<一部業種等では、「既設」と区分し、基準が適用される。>

注1 上乗せ条例の施行日は昭和51年7月1日であるが、その後に追加指定された次の特定施設（別表1（P18～26の番号で表示）については施行日が異なる）

64の2、69の2（旧中央卸売市場）	昭和52年1月1日
68の2、71の3（*の施設を除く）	昭和55年4月1日
18の2、18の3、21の2、21の3、21の4、23の2	昭和58年1月1日
51の2、51の3、63の2、69の2（旧地方卸売市場）、70の2、71の4（*の施設を除く）、66の4～8、みなし指定地域特定施設	平成元年10月1日
指定地域特定施設	平成3年10月1日
71の5（**を除く）、71の6（**を除く）	平成5年12月1日
71の3（*の施設に限る）、71の4イ（*の施設に限る）、71の4ロ	平成11年4月1日
71の5（**ジクロロメタンによる洗浄施設に限る。）	平成12年3月1日
71の6（** 〃 による蒸留施設に限る。）	〃
63の3	平成13年7月1日
38の2、66の2	平成25年4月1日

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成9年政令第26号）により、同政令第5条第1項及、第7条第3号、同条第5号及び同条第8号の施設のうち、新たに特定施設となったもの

- 71の3 : 一時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2m²以上の焼却施設（第5条第1項）
71の4イ : ①汚泥（PCB処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、一時間当たりの処理能力が200kg以上のもの又は火格子面積が2m²以上のもの（湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）（第7条第3号）
②廃油（廃PCBを除く。）の焼却施設であって、一時間当たりの処理能力が200kg以上のものまたは火格子面積が2m²以上のもの（海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く。湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）（第7条第5号）
③廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、火格子面積が2m²以上のもの（湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）（第7条第8号）

注2 海水を冷却用水として使用する場合であって、当該冷却用水を専用の排水口で排出する場合は、当該冷却用水の量を排水量に算入せずに増加割合の計算をする。ただし事業場全体の日平均排水量には算入すること。（「上乗せ条例」第2条第1項第4号）
変動割合の基準は、既設の基準が適用されていた時点の排水量である

計算方法 【正】 $\left(\frac{\text{変更後の排水量}}{\text{既設基準適用時点の排水量}} - 1 \right) \times 100(\%)$ 【誤】 $\left(\frac{\text{変更後の排水量}}{\text{変更前の排水量}} - 1 \right) \times 100(\%)$

注3 この排水基準の「新設」「既設」の区分は排水基準の表その1～その3に適用される。その4（窒素・燐）についてはこの区分と異なるため、それぞれの排水基準の表に「新規」「既存」の区分が記載されている。

注4 旧条例での「新設」「既設」の区分は、水域・施設・設置時期により異なる。詳細は別表7のとおり。

別表 7 旧上乗せ条例（昭和 46 年千葉県条例第 68 号）における新設及び既設の事業場の区分

水 域	特 定 事 業 場	既 設	新 設
1 印旛沼及び手賀沼並びにこれらに流入する公共用水域	(1) 旧工場排水等の規制に関する法律施行令に掲げる施設に係る特定事業場	昭和 43 年 8 月 18 日以前に設置され、又は設置の工事に着手されたもの	既設の欄に掲げるもの以外のもの
	(2) 旧千葉県公害防止条例施行規則（以下この表において「旧規則」という。）別表第 1 の 3 汚水及び廃液に係る特定施設の表に掲げる施設に係る特定事業場（(1) の項に掲げる特定事業場を除く。）	昭和 45 年 9 月 28 日以前に設置され、又は設置の工事に着手されたもの	既設の欄に掲げるもの以外のもの
	(3) (1) の項及び(2) の項に掲げる特定事業場以外の特定事業場	昭和 46 年 12 月 31 日以前に設置され、又は設置の工事に着手されたもの	既設の欄に掲げるもの以外のもの
2 黒部川、根木名川、印旛放水路、海老川、都川、村田川、養老川、小櫃川、小糸川、湊川、平久里川、汐入川、加茂川、夷隅川、瑞沢川、一宮川、真亀川、栗山川及び新川並びにこれらに流入する公共用水域並びに海域	(1) 旧規則別表第 1 の 3 汚水及び廃液に係る特定施設の表に掲げる特定施設の表に掲げる施設に係る特定事業場	昭和 45 年 9 月 28 日以前に設置され、又は設置の工事に着手されたもの	既設の欄に掲げるもの以外のもの
	(2) (1) の項に掲げる特定事業場以外の特定事業場	昭和 46 年 12 月 31 日以前に設置され、又は設置の工事に着手されたもの	既設の欄に掲げるもの以外のもの
3 1 の部及び 2 の部に掲げる水域以外の公共用水域	すべての特定事業場	昭和 46 年 12 月 31 日以前に設置され、又は設置の工事に着手されたもの	既設の欄に掲げるもの以外のもの

（注）旧千葉県公害防止条例施行規則：昭和 45 年 9 月 14 日千葉県規則第 60 号

別表8 指定物質一覧（政令第3条の3）

物質 番号	物質名	物質 番号	物質名
1	ホルムアルデヒド	31	プロピザミド
2	ヒドラジン	32	クロロタロニル（TPN）
3	ヒドロキシルアミン	33	フェニトロチオン（MEP）
4	過酸化水素	34	イプロベンホス（IBP）
5	塩化水素	35	イソプロチオラン
6	水酸化ナトリウム	36	ダイアジノン
7	アクリロニトリル	37	イソキサチオン
8	水酸化カリウム	38	クロルニトロフェン（CNP）
9	アクリルアミド	39	クロルピリホス
10	アクリル酸	40	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）
11	次亜塩素酸ナトリウム	41	アラニカルブ
12	二硫化炭素	42	クロルデン
13	酢酸エチル	43	臭素
14	メチル-tert-ブチルエーテル	44	アルミニウム及びその化合物
15	硫酸	45	ニッケル及びその化合物
16	ホスゲン	46	モリブデン及びその化合物
17	1,2-ジクロロプロパン	47	アンチモン及びその化合物
18	クロルスルホン酸	48	塩素酸及びその塩
19	塩化チオニル	49	臭素酸及びその塩
20	クロロホルム	50	クロム及びその化合物
21	硫酸ジメチル	51	マンガン及びその化合物
22	クロルピクリン	52	鉄及びその化合物
23	ジクロロボス（DDVP）	53	銅及びその化合物
24	オキシデプロホス（ESP）	54	亜鉛及びその化合物
25	トルエン	55	フェノール類及びその塩類
26	エピクロロヒドリン	56	ヘキサメチレンテトラミン（HMT）
27	スチレン	57	アニリン
28	キシレン	58	ペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）及びその塩
29	p-ジクロロベンゼン	59	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）及びその塩
30	フェノブカルブ（BPMC）	60	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

別表9 構造基準一覧（規則第8条の3～7）

新設：A基準（平成24年6月以降に設置・変更された施設）			
対象設備	区分1	区分2	内容
床面および 周囲	右のいずれ かに適合す ること*	右のいずれ にも適合す ること	床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること**
			防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること
		上記と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	
		施設本体が設置される床の下構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できること	
地上配管	右のいずれ かに適合す ること	右のいずれ にも適合す ること	有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること
			有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること
			配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれがないものである場合にあっては、この限りでない。
		有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること	
地下配管	右のいずれ かに適合す ること	右のいずれ にも適合す ること	トレンチの中に設置されていること
			上記のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること
		右のいずれ にも適合す ること	有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること
			有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること
			配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれがないものである場合にあっては、この限りでない。
		上記と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。	
排水溝等	右の各号の いずれかに 適合するこ と	右のいずれ にも適合す ること	有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること
			有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること
			排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること
		上記と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	

（次ページへ続く）

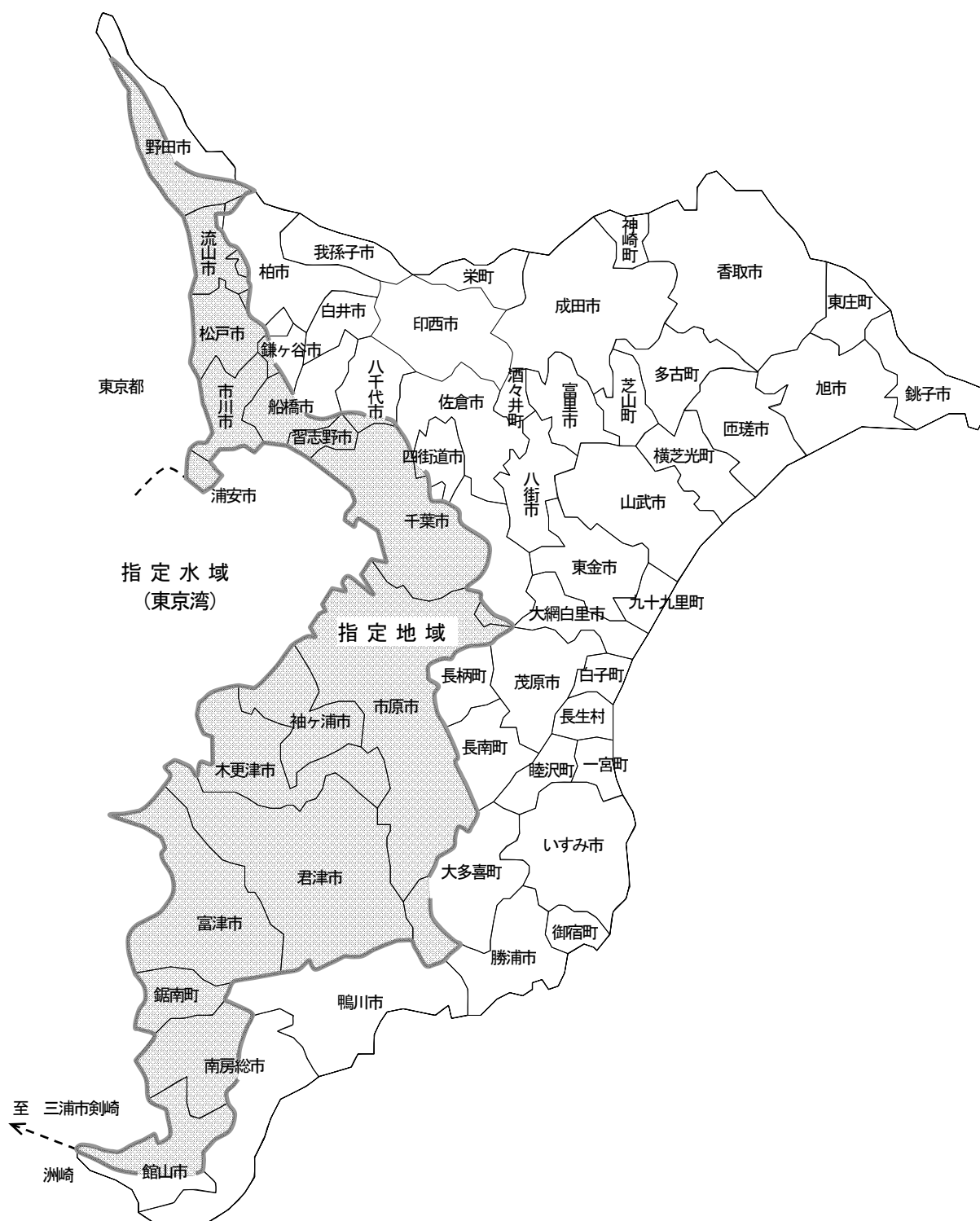
新設：A基準（平成24年6月以降に設置・変更された施設）			
対象設備	区分1	区分2	内容
地下貯蔵施設	右のいずれかに適合すること	右のいずれにも適合すること	タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること
			地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること（地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合を除く）
			地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること
	上記と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		
使用の方法	右のいずれにも適合すること	右のいずれにも適合すること	有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと
			有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること
			有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること
	上記に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること		

既設：B基準（平成24年6月1日より前に設置し、又は、設置の工事がされていた施設）			
対象対象	区分1	区分2	内容
床面および周囲	右のいずれかに適合している	右のいずれにも適合すること	施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が新規則第八条の三第一号イ（新設：A基準の表中の**）の基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第八条の三（新設：A基準の表中の*）に規定する基準に適合すること
			施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること
		施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面が新規則第八条の三第一号イ（新設：A基準の表中の**）の基準に適合しない場合であつて、施設本体の下部以外の床面及び周囲について新規則第八条の三（新設：A基準の表中の*）に規定する基準に適合すること	
地上配管	有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること		

（次ページへ続く）

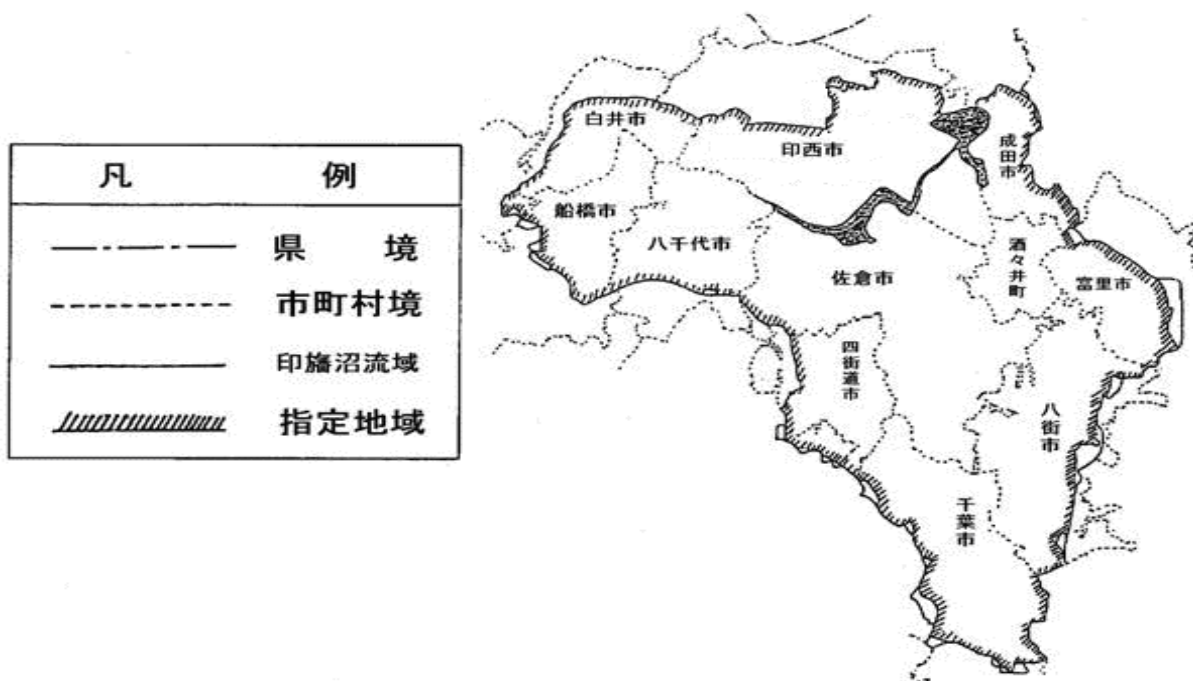
既設：B基準（平成24年6月1日より前に設置し、又は、設置の工事がされていた施設）			
対象対象	区分1	区分2	内容
地下配管	右のいずれかに適合すること	トレンチの中に設置されていること	
		配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること	
		上記のいずれかと同等以上の効果を有する措置が講じられていること	
排水溝等	右のいずれかに適合すること	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること	
		上記と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	
地下貯蔵施設	右のいずれかに適合すること	右のいずれにも適合すること	地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること
			地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること
		右のいずれにも適合すること	地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること
			有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること
		上記と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	
使用の方法	右のいずれにも適合すること	右のいずれにも適合すること	有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと
			有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること
			有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること
上記に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること			

別図1 水質汚濁防止法に規定する東京湾総量規制に係る指定水域及び指定地域



別図2 湖沼水質保全特別措置法に規定する指定地域

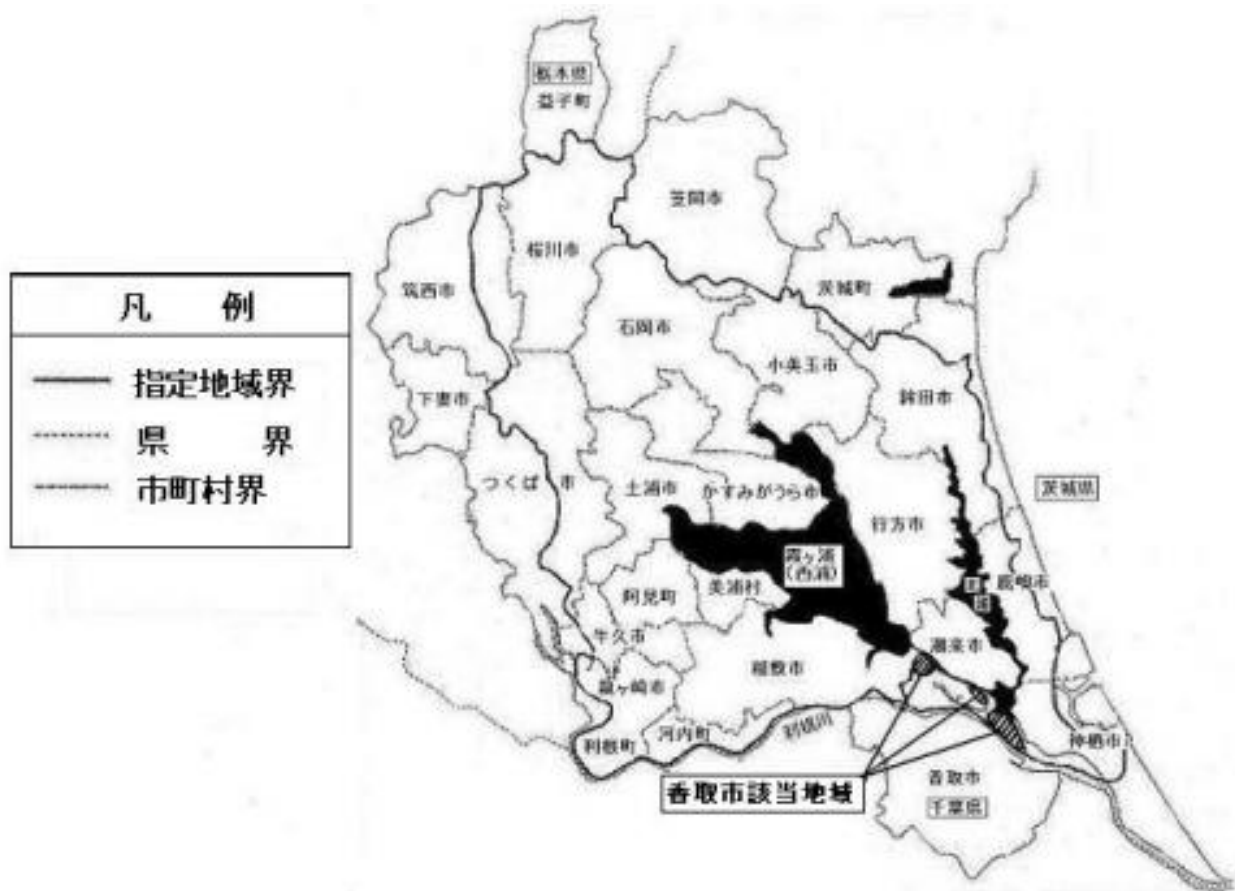
印旛沼に係る指定地域



手賀沼に係る指定地域

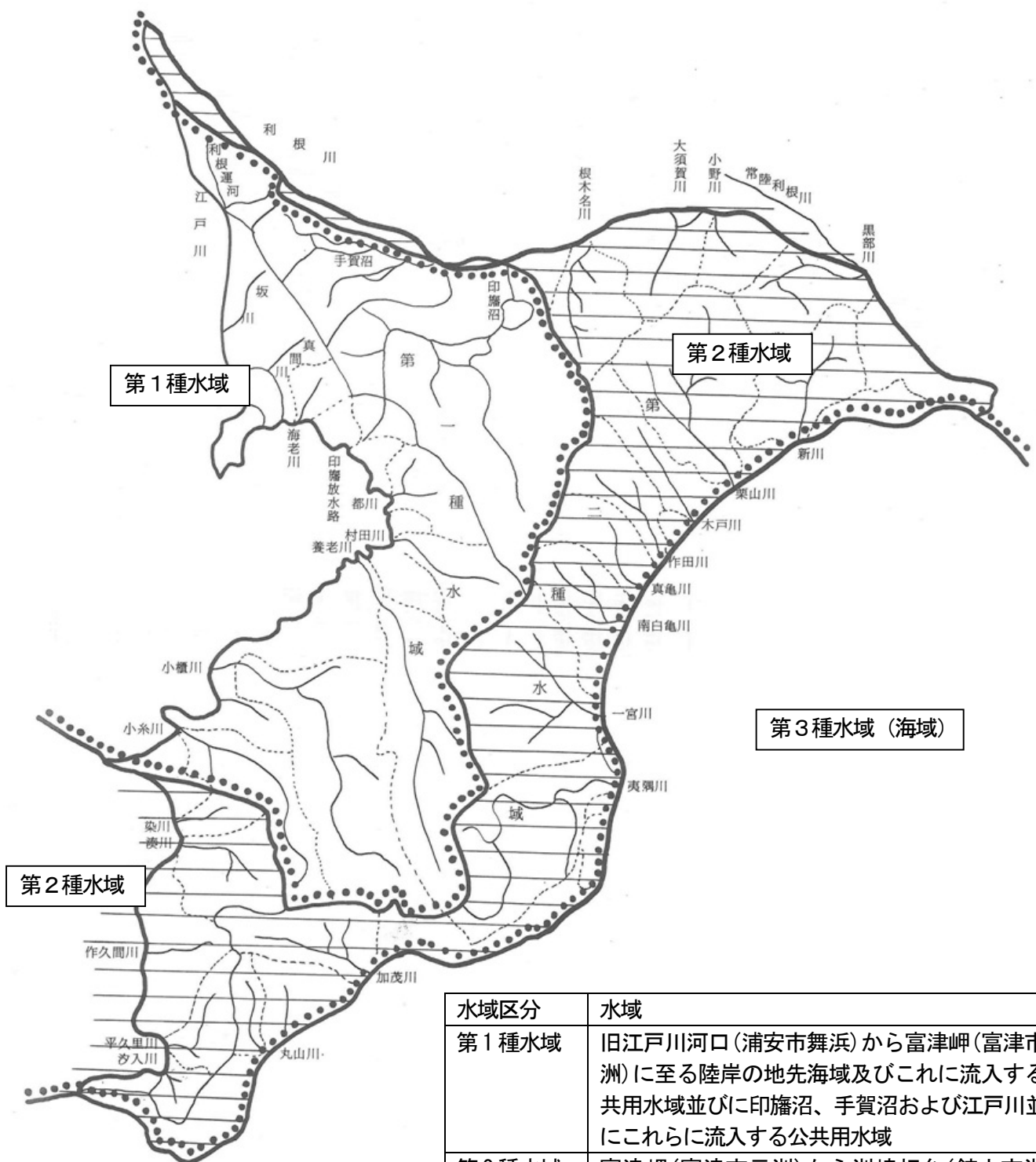


霞ヶ浦に係る指定地域



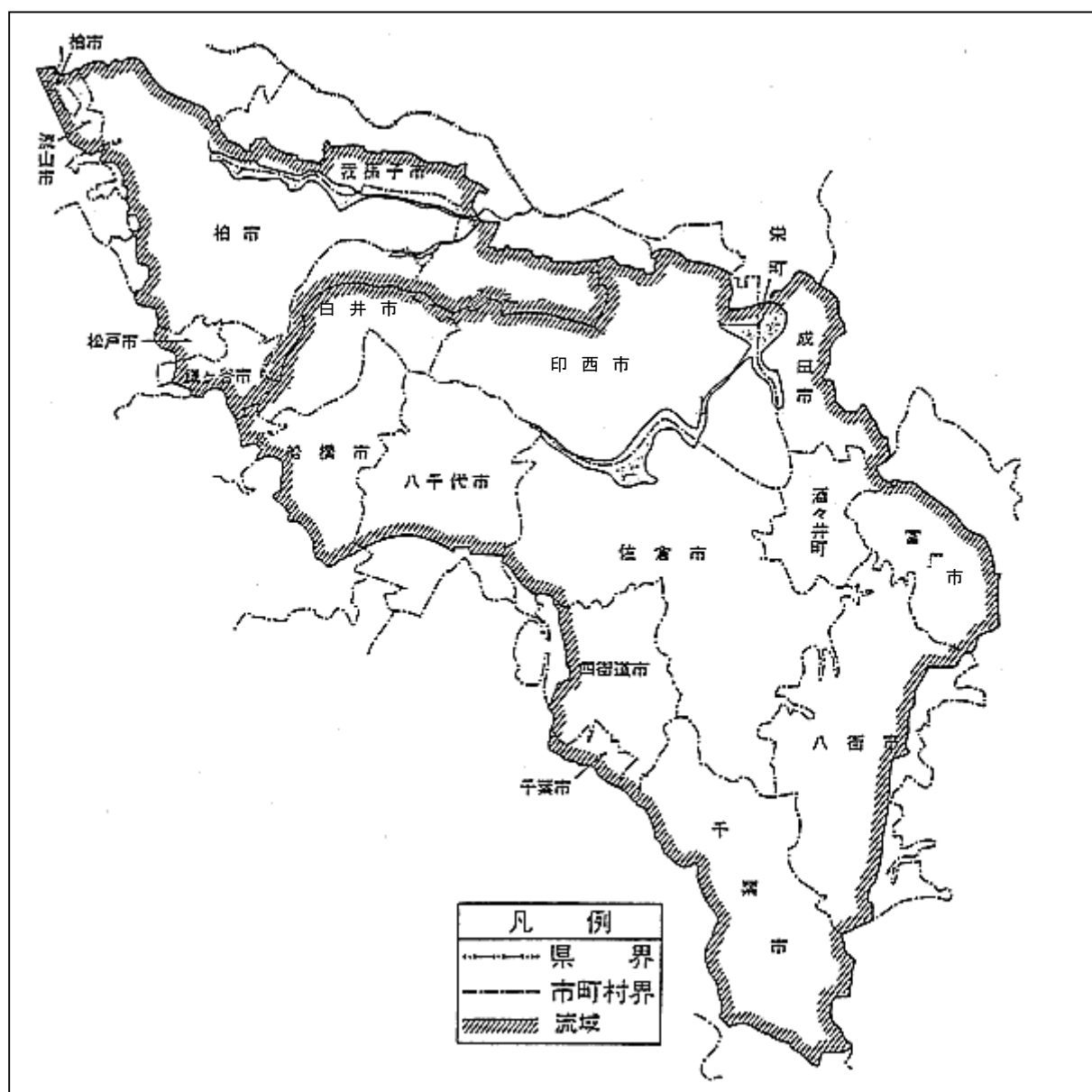
(注) 千葉県に係る指定地域は、香取市（旧佐原市、旧小見川町）の一部である。

別図3 公共用水域区分



水域区分	水域
第1種水域	旧江戸川河口(浦安市舞浜)から富津岬(富津市元洲)に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域並びに印旛沼、手賀沼および江戸川並びにこれらに流入する公共用水域
第2種水域	富津岬(富津市元洲)から洲崎灯台(館山市洲崎1040番地)に至る陸岸の地先海域及び第1種水域以外の公共用水域(海域を除く。)
第3種水域	第1種水域及び第2種水域以外の海域。

別図4 印旛沼、手賀沼流域図



3. 届出書の記載要領

1 届出書の記載要領

(1) 届出書の作成に当たって

ア 届出書類については2部（正本・写し）提出して下さい。法第5条第1項～第3項、第7条の届出については、審査後に写しを返却します。

イ 届出は特定施設を設置する工場・事業場ごとに行ない、同一工場・事業場で2つ以上の特定施設を届け出る場合は、可能な限り1つの届出書で提出してください。

ウ 届出書の届出者は法人にあっては原則法人の代表者であることが必要です。代表権を持たない工場長等が届出者になる場合は法人の代表者から計画変更命令により計画を変更し得る権限を委任されている者に限ります。その場合は届出書に委任状を添付してください。

また、単に工場長等が届出書を代理提出する場合は、届出書の届出者の欄に代表者に加えて代理者を併記し、併せて委任状を添付してください。

なお、窓口への届出はその従業員等の方が行ってください。

エ 排水基準又は東京湾総量規制基準が適用される場合は、その基準値を満足する排水処理が必要となります。届出に当たっては処理施設の設置について十分な検討をしてください。

オ 特定地下浸透水を地下へ浸透させる場合には、その水に有害物質が含まれている場合、地下へ浸透させることができませんので、届出にあたっては処理施設の設置について十分な検討をしてください。

カ 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設については、構造等の基準を遵守しなければなりません。届出に当たっては、施設等の構造や使用の方法について、基準に適合するものとなっているか十分な検討をしてください。

キ 届出別紙について

(ア) 別紙1～6：工場・事業場から公共用水域に水を排出する特定施設の設置者が使用します。

(イ) 別紙7～11：工場・事業場から特定地下浸透水を地下へ浸透させる特定施設の設置者が使用します。

(ウ) 別紙12～15：有害物質使用特定施設（法第5条第1項及び第2項該当する場合を除く）及び有害物質貯蔵指定施設の設置者が使用します。

(エ) 別紙（様式第2の2）：工場・事業場の敷地が新たに指定地域に指定された際に、指定以前から特定施設を設置している者が法第6条第3項の届出を行う場合に使用します。

(オ) 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設 構造基準等確認表：有害物質使用特定施設（法第5条第2項に該当する場合を除く）及び有害物質貯蔵指定施設の設置者が使用します。

(カ) 様式11号：事故の届出の際に使用します。（参考様式）

ク 届出別紙の記載について

(ア) 通常の排水量は1日当たりの平均的な排水量又は浸透水量を次により算定し、記入してください。

- ① 正常に操業している時点において1日1回、週3日以上操業状態が異なる時期を含むようにして流量測定を行い、次式により求めた量を1日当たりの平均的な排水又は浸透水の量とします。なお、季節的に大幅に排水量又は浸透水量が変動する場合は、通常の操業時期を対象とします。

$$Q = (q_1 t_1 + q_2 t_2 + \dots + q_n t_n) / n$$

Q：1日当たりの平均的な排水又は浸透水の量（ m^3 /日）

q_n ：実測流量（ m^3 /sec）

t_n ： q_n の測定を行った日の実質操業時間（sec）

n：測定回数

- ② 年間を通じてほぼ恒常的な操業を行い、かつ使用水が水道のみによる場合には①にかかわら

ず、次式によることができます。

$$Q = Q_t / n - Q_o$$

Q_t : 1ヶ月間の水道使用量

Q_o : 製造過程等で明らかに消費される一日の水量

(実測もしくは、生産量によって明らかに消費水量が把握できる場合に限る)

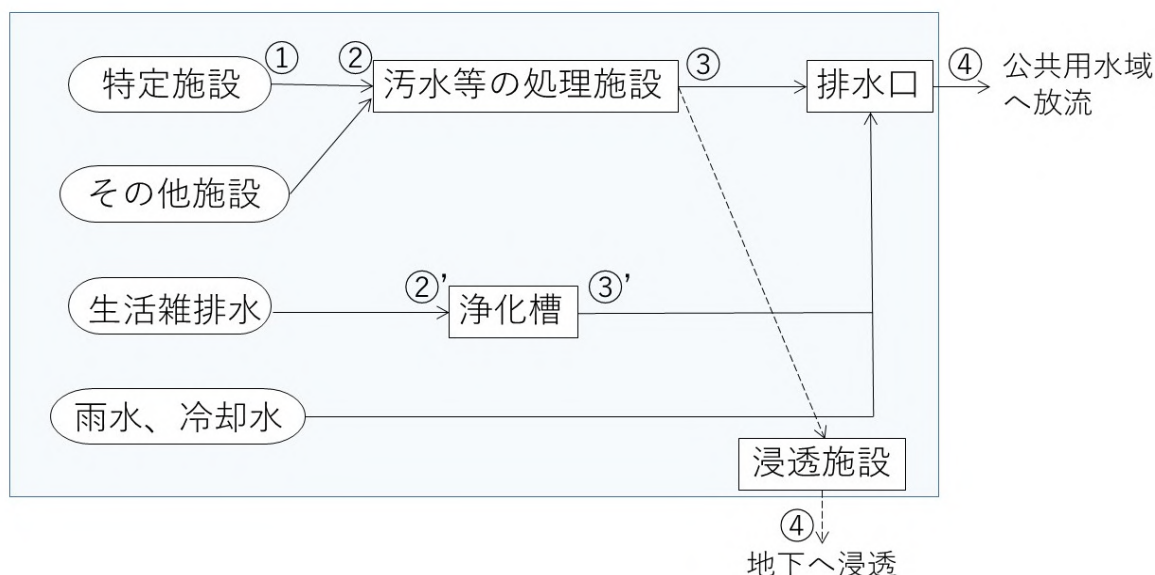
n : 1カ月の操業日数

③ ①、②の実測値がない場合は、類似の工場・事業場での事例等を参考に推定してください。

(イ) 排出水の水質の「通常」の状態とは、1日の操業時間内において、3回以上測定した結果の平均値とします。ただし、この場合操業開始直後および操業終了前における測定結果を必ず含めてください。

なお、実測値がない場合は、類似の工場・事業場での事例等を参考に推定してください。

(ウ) 届出別紙1～11には、下図①～④で示すように排水量又は浸透水量及び水質を記入する項目が4種類あります。(-----▶は特定地下浸透水を地下へ浸透させる場合)



- ① 特定施設から出る污水等の水質・水量 : 別紙2, 8に記入
- ② 污水等の処理施設 (処理前) の水質・水量 : 別紙3, 9に記入
- (②' その他の排水処理施設 (処理前) の水質・水量) : 別紙3, 9に記入
- ③ 污水等の処理施設 (処理後) の水質・水量 : 別紙3, 9に記入
- (③' その他の排水処理施設 (処理後) の水質・水量) : 別紙3, 9に記入
- ④ 公共用水域又は地下へ浸透される直前の水質・水量 : 別紙4, 10に記入

(エ) 法第7条の構造等変更届の場合は、変更前後の内容がよく判るように記載してください。

ケ 添付図書について

図面は、共用することができます。また、A4サイズに統一し、これより大きいものは、同サイズに折りたたみ、左綴にしてください。

① 事業場平面図

(注) 特定施設、污水等の処理施設、用・排水経路及び排水口は浸透施設の位置を明記してください。

- ② 特定施設を含む操業の系統図
- ③ 汚水等の処理の系統図
- ④ 事業場の位置及び排水が主たる公共水域へ至るまでの経路を明記した地図
- ⑤ 用水及び排水の系統について、東京湾総量規制地域内の工場・事業場にあつては、業種その他の区分ごとの系統を明記したもの。
- ⑥ 参考図書：特定施設の構造図、汚水等の処理施設の構造図、設計計算書 等

（２）押印手続きについて

押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令（令和２年環境省令第 31 号）により、令和 2 年 12 月 28 日から、届出様式への届出者の押印が不要となりました。

（３）光ディスクによる提出について

特定施設等の設置・使用・構造等変更・廃止届出書、氏名等変更届出書、承継届出書及び測定手法届出書については、光ディスクによる提出が可能です。水質汚濁防止法施行規則様式第 10 の 2 の光ディスク提出書 1 通及び届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク 1 枚を提出してください。なお、光ディスクの返却は行っていない。

（４）電子申請による提出について

氏名等変更届出書及び承継届出書については、ちば電子申請サービスによる提出が可能です。なお、写しの返却はありません。

【ちば電子申請サービス】

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_initDisplay

（５）水質汚濁防止法特定施設届出様式記載要領

様式第 1、別紙 1～15 及び様式第 2 の 2 の別紙の記載についての要領は別記のとおりです。

(別記)

水質汚濁防止法特定施設届出様式記載要領

1 届出様式記載の全般に係る事項について

- (1) 届出者は、届出様式に合致する様式であれば、自ら用意した用紙によって届出を行うことも可能です。その際、届出者において各々の欄の大きさを適宜調整して下さい。
- (2) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下単に「法」といいます。第5～7条に基づくそれぞれの届出に必要な様式は、下表のとおりです。

届出の種類		必要様式	備考
法第5条第1項に基づく届出（設置の届） （公共用水域に水を排出する特定施設の設置）		別紙1～6	
法第5条第2項に基づく届出（設置の届） （有害物質を含む汚水等を地下に浸透させる有害物質使用特定施設の設置）		別紙7～11	
法第5条第3項に基づく届出（設置の届） （有害物質使用特定施設（法第5条第1項及び第2項に規定するものを除く）及び有害物質貯蔵指定施設の設置）		別紙12～15	
法第6条第1項又は第2項に基づく届出（経過措置）	（公共用水域に水を排出する特定施設の使用）	別紙1～6	
	（有害物質を含む汚染等を地下に浸透させる有害物質使用特定施設の使用）	別紙7～11	
	（有害物質使用特定施設（法第5条第1項及び第2項に規定するものを除く）及び有害物質貯蔵指定施設の設置）	別紙12～15	
法第7条に基づく届出（変更届出）	（公共用水域に水を排出する特定施設の使用）	別紙1～6	変更に係る部分の様式に係る箇所についてのみ記載・提出
	（有害物質を含む汚水等を地下に浸透させる有害物質使用特定施設の使用）	別紙7～11	
	（有害物質使用特定施設（法第5条第1項及び第2項に規定するものを除く）及び有害物質貯蔵指定施設の設置）	別紙12～15	

- (3) 法第7条に基づく特定施設の構造変更等の届出については、変更箇所についてのみ記載し提出して下さい。

※令和2年12月28日から、各届出書の押印が不要となりました。なお、届出時に本人確認をさせていただく場合がありますので、御協力ください。

2 別紙1（特定施設の構造）の記載について

- (1) 「工場又は事業場における施設番号」の欄には、当該工場又は事業場内の全施設のうちから当該特定施設を特定するために当該工場又は事業場において用いている番号、名称等があれば、それを記載して下さい。
- (2) 「特定施設番号及び名称」の欄には、政令別表第1の当該特定施設の該当する施設番号及びその名称を記載して下さい。

- (3) 「形式」・「主要寸法」・「能力」の欄には、施設について簡潔に記載して下さい。
- (4) 「構造」の欄には施設の主要部分の材質等を記載して下さい。有害物質使用特定施設にあっては、有害物質の漏洩を防止する材質であること及び、漏洩を検知する設備が設置されていればその内容について記載して下さい。
- (5) 「配置」の欄には、特定施設が事業場内のどの位置に設置されているか記載して下さい。
- (6) 「設置年月日」の欄には、法第6条第1項及び第2項の規定に基づき、特定施設の使用の届出を行う場合に、当該特定施設の設置年月日について記載して下さい。
なお、法第5条第1項及び法第7条に基づく、特定施設の設置の届出及び特定施設の構造等の変更の届出の場合には、届出者の本欄への記載は不要です。
- (7) 「その他参考になるべき事項」の欄には、有害物質使用特定施設にあっては、施設の床面や周囲について有害物質の漏洩を防止する材質であることや防液堤の設置の有無などについて記載して下さい。
ほか、必要な事項があれば記載してください。

3 別紙1の2（特定施設の設備）の記載について

- (1) 「工場又は事業場における施設番号」の欄については、2（1）に準ずるものとし、別紙1との対応がわかるようにして下さい。
- (2) 「特定施設番号及び名称」の欄については、2（2）に準ずるものとし、別紙1との対応がわかるようにして下さい。
- (3) 「設備」の欄には、配管や排水溝など、施設に付帯し構造基準の対象となる設備の名称を記載して下さい。
- (4) 「構造」の欄には設備が、有害物質の漏洩を防止する材質であること及び、漏洩を検知する設備が設置されていればその内容について記載して下さい。
- (5) 「設置年月日」の欄には、設備の設置年月日について2（6）に準じて記載して下さい。
- (6) 「参考」の欄には、事業場において、有害物質使用特定施設の使用の方法等について管理要領を定めているか、定めている場合はそれに基づく点検等の頻度について記載して下さい。また、構造基準等の点検について、項目や頻度について記載して下さい。

4 別紙2（特定施設の使用の方法）の記載について

- (1) 「工場又は事業場における施設番号」の欄については、2（1）に準ずるものとし、別紙1との対応がわかるようにして下さい。
- (2) 「特定施設番号及び名称」の欄については、2（2）に準ずるものとし、別紙1との対応がわかるようにして下さい。
- (3) 「操業の系統」の欄には、「特定施設を含む操業の系統」について記載して下さい。
- (4) 「使用の季節的変動」の欄には、「特定施設の使用に季節的変動がある場合に、その概要」について記載して下さい。
- (5) 「原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量」の欄には、「特定施設を含む作業工程において使用する原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量」について記載して下さい。
- (6) 「汚水等の汚染状態」の欄には、「特定施設の使用時において、当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態（当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項に限る。）」について記載して下さい。また、「汚水等の量」の欄には、「当該特定施設から排出される汚水等の量」について記載して下さい。

5 別紙3（汚水等の処理の方法）の記載について

- (1) 「工事又は事業場における施設番号」の欄には、当該工場又は事業場内の全施設のうちから当該処理施設を特定するために当該工場又は事業場において用いている番号、名称等があれば、それを記載

して下さい。

- (2) 「設置年月日」の欄には、法第6条第1項及び第2項の規定に基づき、特定施設の使用の届出を行う場合に、当該特定施設からの排水の処理施設の設置年月日について記載して下さい。
なお、法第5条第1項及び法第7条に基づく、特定施設の設置の届出及び特定施設の構造等の変更の届出の場合には、届出者の本欄への記載は不要です。
- (3) 「工事着手予定年月日」、「工事完成予定年月日」「使用開始予定年月日」、「種類及び型式」、「構造」、「主要寸法」、「能力」、「処理の方法」、「使用時間間隔」及び「1日当たりの使用時間」の欄には汚水等の処理施設について、それぞれの該当事項を記載して下さい。
- (4) 「集水及び導水の方法」の欄には、「汚水等の集水及び汚水等の処理施設までの導水方法」について記載して下さい。
- (5) 「使用の季節変動」の欄には、「汚水等の処理施設の使用に季節的な変動がある場合にその概要について記載して下さい。
- (6) 「消耗資材の1日当たりの用途別使用量」の欄には、「汚水等の処理施設において中和、凝集、酸化その他の反応の用に供する消耗資材の1日当たりの用途別使用量」について記載して下さい。
- (7) 「汚水等の汚染状態及び量」の欄には、「汚水等の処理施設の使用時における当該汚染等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値、当該汚水等の通常量及び最大量」について記載して下さい。「種類・項目」の欄には、当該事業場に関係する「排水の汚染の状態の種類・項目」について記載し、それぞれの項目について、その汚染状態の値を記載して下さい。
- (8) 「残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法」の欄には、「汚水等の処理によって生ずる残さの種類及び1月間の種類別生成量並びにその処理の方法の概要」について記載して下さい。
- (9) 「排出水の排出方法」の欄には、排出口の位置及び数並びに排出先も含めて記載して下さい。

6 別紙4（排出水の汚染状態及び量）の記載について

- (1) 「工場又は事業場における施設番号」の欄には、当該工場又は事業場内の全施設のうちから当該排水口を有する施設を特定するために当該工場又は事業場において用いている番号、名称等があれば、それを記載して下さい。
- (2) 「排出水の汚染状態」、「排出水の量」の欄は、それぞれ当該特定事業場の排水口におけるそれぞれの状態について記載して下さい。
- (3) 雨水排水口がある場合には、漏れなく記載してください。排水口の総数が多い場合には、事業場平面図等を添付し詳細を記載してください。

7 別紙5（排出水の排水系統別の汚染状態及び量）の記載について

別紙5は、排出水の排水系統別の汚染状態及び量について記載するものであり、政令第4条の2において定められる指定地域内の工場又は事業場に係る届出に限って提出して下さい。

なお、詳細は「水質汚濁防止法のとびき（総量規制編）」を参照してください。

- (1) 「特定排水」の欄には、「特定排水の化学的酸素要求量に関する汚染状態の通常値及び最大値並びに特定排水の排水の通常量及び最大量」について記載して下さい。
- (2) 「特定排水以外の排水」の欄には、「特定排水以外の排水の化学的酸素要求量に関する汚染状態の通常値及び最大値並びに特定排水以外の排水の通常量及び最大量」について記載して下さい。

8 別紙6（用水及び排水の系統）の記載について

- (1) 「用水及び排水の系統」の欄は、「当該特定事業場における用水及び排水の系統」について記載して下さい。
- (2) 「用途」の欄については、用水の使用用途（ボイラー用水、原料用水、洗浄水、冷却水等）を記載し

て下さい。

(3)「使用水」の欄には、用水の種類（上水道、工場用水、地下水、河川水、海水等）を記載して下さい。

9 別紙7（有害物質使用特定施設の構造）の記載について

各欄は、2 別紙1（特定施設の構造）の記載について（1）～（3）に準じて記載して下さい。

10 別紙8（有害物質使用特定施設の使用法）の記載について

各欄は、4 別紙2（特定施設の使用の方法）の記載についての（1）～（6）に準じて記載して下さい。

11 別紙9（汚水等の処理方法）の記載について

各欄は、5 別紙3（汚水等の処理の方法）の記載についての（1）～（8）に準じて記載して下さい。

12 別紙10（特定地下浸透水の浸透の方法）の記載について

「浸透水」の「工事又は事業場における施設番号」の欄には、当該工場又は事業場内の全施設のうちから当該地下浸透施設を特定するために当該工場又は事業場において用いている番号、名称等があれば、それを記載して下さい。

13 別紙11（特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統）の記載について

各欄は、8 別紙6（用水及び排水の系統）の記載についての（1）～（3）に準じて記載して下さい。

14 別紙12（有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用法）の記載について

各欄は、2 別紙1（特定施設の構造）の記載についての（1）～（7）に準じて記載して下さい。

15 別紙13（有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備）の記載について

各欄は、4 別紙1の2（特定施設の設備）の記載についての（1）～（6）に準じて記載して下さい。

16 別紙14（有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法）の記載について

各欄は、4 別紙2（特定施設の使用の方法）の記載についての（1）～（5）に準じて記載するほか、当該施設で取り扱う有害物質について、原材料に含まれる場合は原材料の欄に、貯蔵指定施設で貯蔵する場合は貯蔵する物質の欄に、製品として製造される場合や操業の過程で廃棄物として外部処理される場合はその他の欄に、それぞれ記載して下さい。

17 別紙15（用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統））の記載について

各欄は、8 別紙6（用水及び排水の系統）の記載についての（1）～（3）に準じて記載して下さい。また、有害物質貯蔵指定施設にあつては、有害物質を含む水の系統について記載して下さい。

18 様式第2の2（第3条関係）の別紙の記載について

様式第2の2（第3条関係）の別紙は、政令第4の2において定められている指定地域内の工場又は事業場について法第6条第3項の規定により届け出る場合に限って提出して下さい。各欄は、7 別紙5の記載についての（1）～（2）に準じて記載して下さい。

[記載例 1 (様式第 1 部分)]

様式第 1 (第 3 条関係) (表面)

該当する事項以外は二重線で抹消する。

特定施設~~(有害物質貯蔵指定施設)~~設置~~(使用、変更)~~届出

法人の場合は主たる事務所の所在地・名称及び代表者の職・氏名を記入する。

〇〇年〇〇月△△日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

届出先の長を記載する。

(例) 〇〇地域振興事務所長 〇〇 〇〇 殿

届出者 代表者

千葉県千葉市〇〇区〇〇町〇〇 - 〇

△△△株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

(委任状を添付することで、代理者からの届出も可)

特定施設を設置しようとする工場・事業場名を記入する。

水質汚濁防止法第 5 条第 1 項、~~第 2 項又は第 3 項 (第 6 条第 1 項又は第 2 項、第 7 条)~~の規定により、特定施設~~(有害物質貯蔵指定施設)~~について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		△△株式会社 流山工場		
工場又は事業場の所在地		流山市流山 1 - 1		
第 5 条第 1 項関係	特定施設の種類	6 5 酸又はアルカリによる表面処理施設		
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 ☐ 無 ☒	※ 該当する施設に印をつける。	
	△特定施設の構造	別紙 1 のとおり。		
	△特定施設の設備 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙 1 の 2 のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙 2 のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙 3 のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙 4 のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙 5 のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙 6 のとおり。		第 5 条第 1 項関係は、公共用水域に排水する場合に作成する。 [記載例 1-1] では、有害物質を使用しない場合の別紙 1~6 の記載例を示す。 (有害物質を使用する場合の記載例は、[記載例 1-3] を参照)	
第 5 条第 2 項関係	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙 7 のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙 8 のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙 9 のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙 10 のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙 11 のとおり。		

政令別表第一の特定施設番号を記入する。
・複数の特定施設を設置する場合は、もれなく記入する。
・個々の特定施設の構造・使用方法を変更する場合は、該当特定施設番号を記入する。汚水等の処理施設など全ての施設に係る事項を変更する場合は、全施設の番号を記入する。

第 5 条第 1 項関係は、公共用水域に排水する場合に作成する。
[記載例 1-1] では、有害物質を使用しない場合の別紙 1~6 の記載例を示す。
(有害物質を使用する場合の記載例は、[記載例 1-3] を参照)

第 5 条第 2 項関係は、特定地下浸透水を地下へ浸透させる場合は作成する。
(別紙 7 から別紙 11 の記載例は、[記載例 1-2] を参照)

該当する事項以外は斜線を入れる。

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	☐ 有害物質使用特定施設 ☐ 有害物質貯蔵指定施設	第5条第3項関係は、有害物質使用特定施設を設置するが、公共用水域へ排水のない事業場の場合(第5条第1項及び第2項に該当しない場合)、もしくは有害物質貯蔵指定施設を設置する場合に作成する。 別紙12から別紙15の記載例は、[記載例1-3]を参照 (別紙12は、第1項の別紙1とほぼ同じ内容であり、同様に別紙13は別紙1の2に、別紙14は別紙2別紙15は別紙6に準じる)
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。	
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。	

- 備考 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称(指定地域特定施設にあつては、名称)を記載すること。
- 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
- 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 5 ※印の欄には、記載しないこと。
- 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
- 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

(参考)

届出担当者連絡先	標準産業分類
所属・氏名： ----- 所在地：(〒) 電 話： F A X： E-mail：	

特 定 施 設 の 構 造

工場や事業場において用いている
番号、名称等があれば、記入する。

工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号	No、 1 (酸洗槽)	No、 2 (脱脂槽)
特 定 施 設 号 番 号 称 及 び 名 称	6 5 酸又はアルカリに よる表面処理施設	6 5 酸又はアルカリに よる表面処理施設
型 式	連続式	連続式
構 造	ステンレス製	銅板製
主 要 寸 法	1,000×1,500×900 (単位 mm)	1,200×1,300×900 (単位 mm)
能 力	3 0 m ³ / 日	3 0 m ³ / 日
配 置	別添図のとおり	別添図のとおり
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	〇〇年 7 月 1 日	〇〇年 7 月 1 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	〇〇年 7 月 2 0 日	〇〇年 7 月 2 0 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	〇〇年 7 月 2 5 日	〇〇年 7 月 2 5 日
そ の 他 の 参 考 と な る べ き 事 項	工事着手予定年月日は、60日間の実施の制限があるので、様式第1の届出日の60日以上後の日を記入する。	

備考 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号		
特 定 施 設 号 番 号 及 び 名 称		
設 備		
構 造		
主 要 寸 法		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

・ 本記載例では有害物質を使用していないため、本ページは作成・添付を要しない。
 ・ 有害物質を使用する場合の記載例は、[記載例 1-3]の別紙 13 を参照。

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

(参考)

点検項目・頻度等		
----------	--	--

特定施設の使用の方法

別紙1との対応がわかるよう同じ
名称等を記入する。

工 事 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		No、 1 (酸洗槽)		No、 2 (脱脂槽)	
特 定 施 設 号 番 号 及 び 名 称		6 5 酸又はアルカリに よる表面処理施設		6 5 酸又はアルカリに よる表面処理施設	
設 置 場 所		別添図のとおり		別添図のとおり	
操 業 の 系 統		同 上		同 上	
使 用 時 間 間 隔		8 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0		8 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0	
1 日 当 た り の 使 用 時 間		1 0 時 間		1 0 時 間	
使 用 の 季 節 的 変 動		な し		な し	
原材料 (消耗資材を含む。) の 種 類 、 使 用 方 法 及 び 1 日 当 た り の 使 用 量		硫酸 5 0 0 kg		水酸化ナトリウム 2 5 0 kg	
汚 水 等 の 汚 染 状 態	種 類 ・ 項 目	通常	最大	通常	最大
	pH	2. 5 ~ 4. 0		10. 5 ~ 11. 3	
	BOD	1 5	2 0	1 0	2 0
	COD	1 5 0	3 0 0	2 0 0	4 0 0
	SS	4 0	6 0	3 0	5 0
	ノズル抽出物質 (鉱物油)		1 0	5	1 0
	Cu			1 0	2 0
汚 水 等 の 量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		1 5	3 0	1 5	3 0
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項		当該特定事業場の排水基準が 定められた物質について記入する。 当該特定施設から排出される汚水等の量を記入する。			

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水基準に定められた事項について記載すること。

(参考)

特定施設で、使用・製造・処理する有害物質		
----------------------	--	--

工場や事業場において用いている番号、名称等があれば、記入する。

特定施設から発生する汚水等の処理施設以外の排水処理施設(合併処理浄化槽など)があれば、併せて記入する。※

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号		No. 1 (工程排水処理施設)				No. 2 (生活排水処理)			
処理施設の設置場所		別添図のとおり				別添図のとおり			
設置年月日									
工事着手予定年月日		〇〇年7月 1日				〇〇年7月 1日			
工事完成予定年月日		〇〇年7月20日				〇〇年7月20日			
使用開始予定年月日		〇〇年7月25日				〇〇年7月25日			
種類及び型式		自動式				合併処理浄化槽(50人槽)			
構造		鋼板製(一部コンクリート製)				コンクリート製			
主要寸法		別添図のとおり				別添図のとおり			
能力		60m ³ /日				15m ³ /日			
処理の方式		中和+凝集沈殿+砂ろ過				接触ばっ気			
処理の系統		別添図のとおり				別添図のとおり			
集水及び導水の方法		同上				同上			
使用時間間隔		連続				連続			
1日当たりの使用時間		12時間				24時間			
使用の季節変動		なし				なし			
消耗資材の1日当たりの用途別使用量		水酸化ナトリウム6kg PAC 10kg				次亜塩素酸カルシウム0.5kg			
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	1.0	6~8			5~9	6~8		
	BOD	15	8	20	10			200	20
	COD	200	8	300	10			200	25
	SS	35	8	55	10			150	20
	ノニ抽出物質(鉱物油)	5	1	10	5				
	Cu	10	不検出	20	1				
大腸菌群数								<3000	
量(m ³ /日)	40	40	60	60	10	10	15	15	
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法		汚泥1.0t/月 脱水処理後業者に処分委託 (収集・運搬・処分〇〇興業株)				汚泥0.1t/月 市指定業者に処分委託 (〇〇〇清掃公社)			
排出水の排出方法		別添図のとおり				別添図のとおり			
その他の参考となるべき事項		排水水の排出先: 都市排水路→江戸川				同左			

別添図においては、排水口の位置及び数並びに排出先も含めて記入する。

- 備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。
- 2 排水水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

※ 下水道に放流する場合は、特定施設から発生する汚水等の処理施設以外の排水処理施設を記入する必要はない。

排水水の汚染状態及び量

工場や事業場において用いている番号、名称等があれば、記入する。

工場又は事業場における施設番号		排水口A		排水口B	
排水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	5.8~8.6		5.8~8.6	
	BOD	8	10		20
	COD	10	15		25
	SS	8	10		20
	Cu	1	5		5
	ノルマルヘキサン抽出物質（鉱物油）	不検出	1		
	大腸菌群数				<3000
	<u>排水基準値内であることを確認してください。</u>				
	事業場内に雨水排水用の排水口が別途ある場合には、漏れなく記載してください。				
排水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		40	75	10	15
その他参考となるべき事項		事業場内の雨水については、雨水側溝を流れ、工程排水処理施設の処理水と排水口Aで合流する。 【重要】 <u>排水基準は、特定事業場から公共用水域へ排出される水(特定施設から排出される汚水等に限らず、これらを処理したもの、生活雑排水や雨水を含む)に適用されます。</u>		合併処理浄化槽の処理水を排出する。	

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

このページは、指定地域内に事業場を設置する場合のみ記入する。
 (このページの記入方法の詳細は、「水質汚濁防止法の手引き(総量規制編)」を参照ください。)

別紙5

排出水の排水系統別の汚染状態及び量

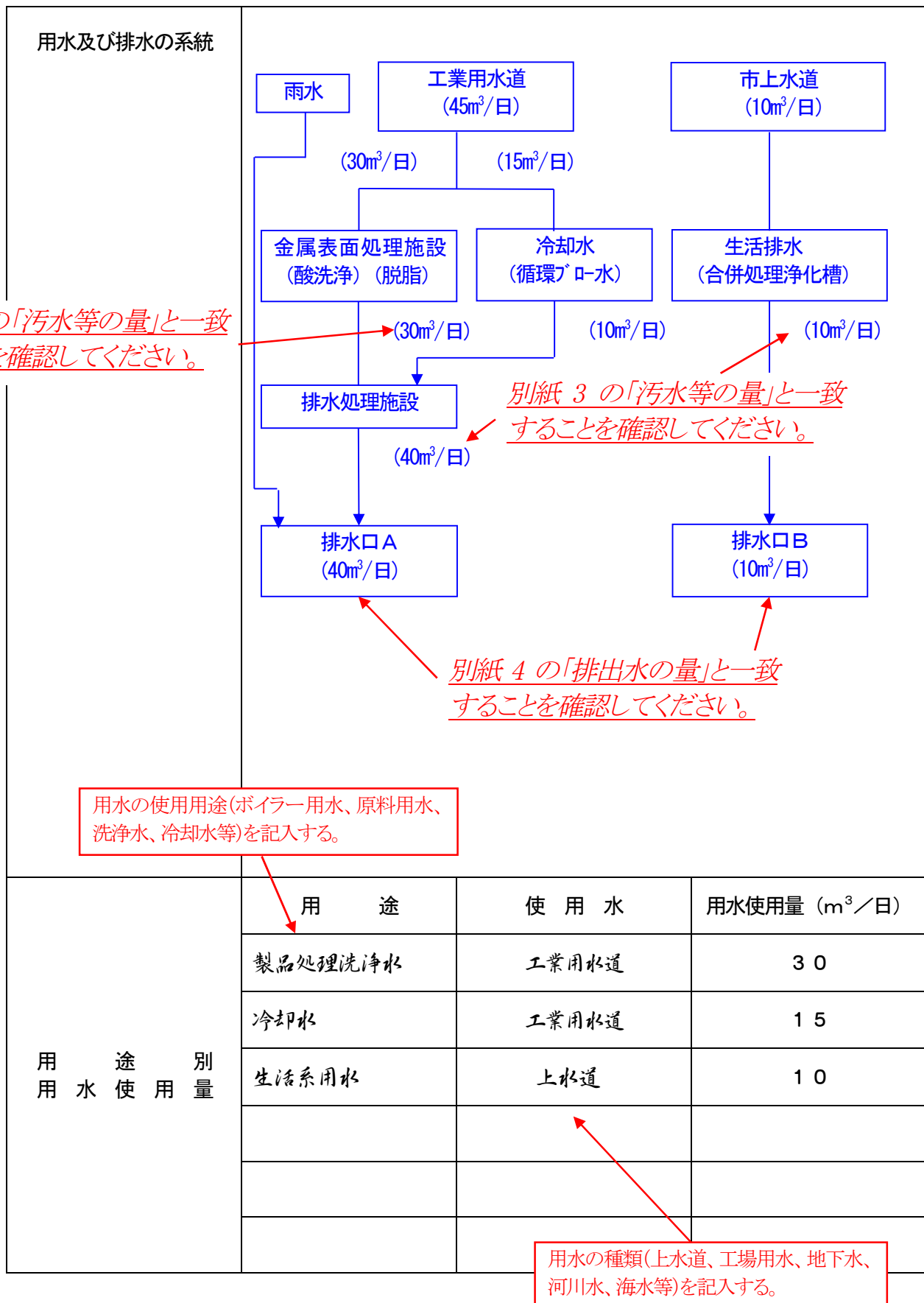
COD、窒素含有量、燐含有量の項目別に記入する。(合計3シート必要)

					指定項目の別		化学的酸素要求量(COD)				
特 定 排 出 水	業 種 の 区 分	汚 染 状 態 (mg/L)		水 量 (m³/日)					汚濁負荷量 (kg/日)		※
		通常	最大	通常	最大	Qco	Qci	Qcj	通常	最大	
	202	8	10	30	60			60	0.24	0.6	
	232(1)イ	8	10	10	15			15	0.08	0.15	
	232(2)	5	10	10	15			15	0.05	0.15	
合計			50	90			90	0.37	0.90		
特 定 排 出 水 以 外 の 排 出 水	種 類 及 び 用 途	汚 染 状 態 (mg/L)		水 量 (m³/日)		汚濁負荷量 (kg/日)					
		通常	最大	通常	最大	通常	最大				
	雨水										
	合計										
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	[202]$L_1 = (Cco \times Qco + Cci \times Qci + Ccj \times Qcj) \times 10^3$$= (20 \times 0 + 10 \times 0 + 10 \times 60) \times 10^3 = 0.6 \text{ kg/日}$ [232(1)イ]$L_2 = (Cco \times Qco + Cci \times Qci + Ccj \times Qcj) \times 10^3$$= (30 \times 0 + 25 \times 0 + 25 \times 15) \times 10^3 = 0.375 \text{ kg/日}$ [232(2)]$L_3 = (Cco \times Qco + Cci \times Qci + Ccj \times Qcj) \times 10^3$$= (20 \times 0 + 10 \times 0 + 10 \times 15) \times 10^3 = 0.15 \text{ kg/日}$ $L = L_1 + L_2 + L_3 = 0.6 + 0.375 + 0.15 = 1.125 \text{ kg/日}$ 基準値を算定する。 「基準値」≥「汚濁負荷量」であることを確認してください。										

「基準値」≧「汚濁負荷量」であることを確認してください。

- 備考
- 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
 - 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
 - 3 窒素含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qno」と、「Qci」を「Qni」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
 - 4 リン含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qpo」と、「Qci」を「Qpi」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
 - 5 ※印の欄には記載しないこと。

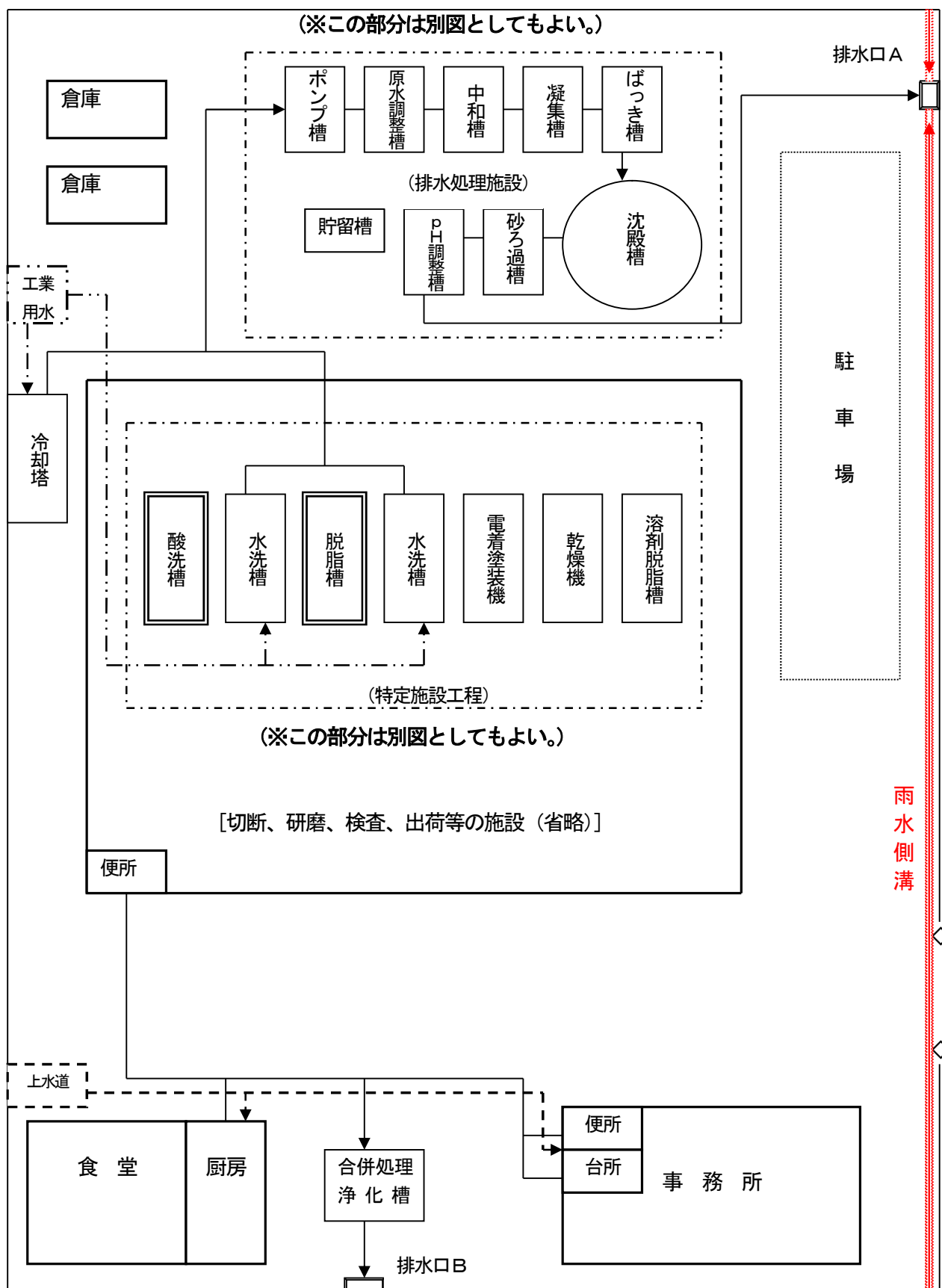
用水及び排水の系統



1. 事業場平面図

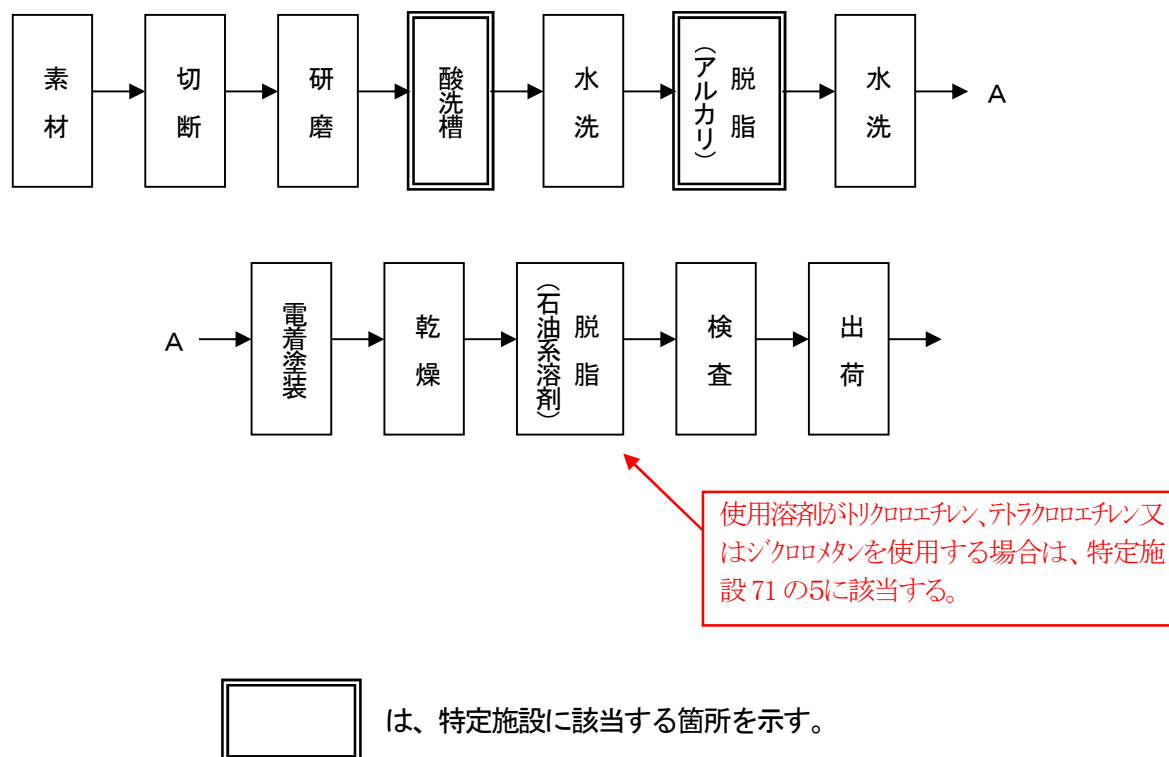
(第1図)

(特定施設、処理施設の設置場所、集水及び導水の方法、排出水の排出方法)



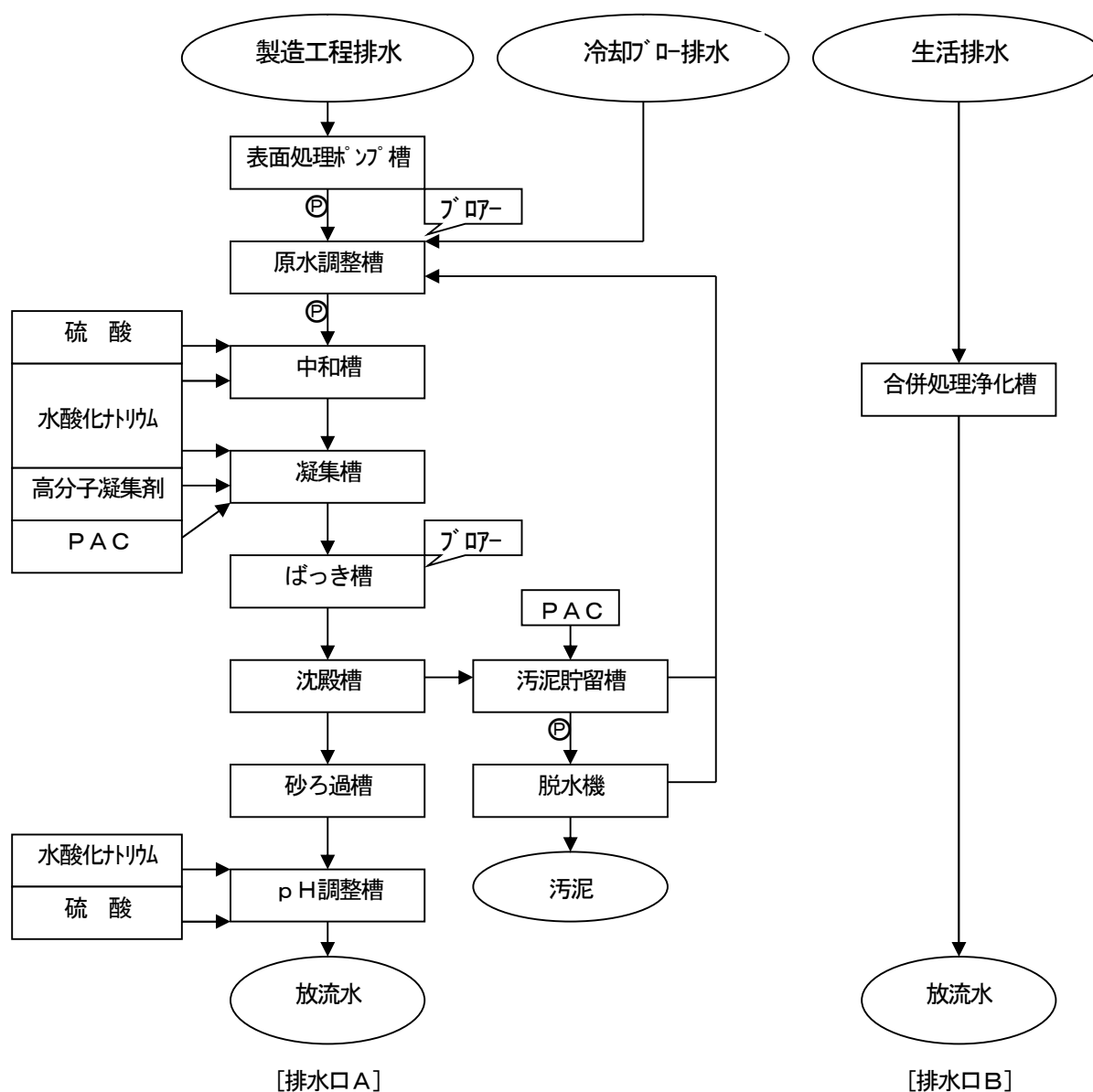
2. 特定施設を含む操業の系統図

(第2図)



3. 汚水等の処理の系統図及び処理施設の主要寸法

(第3図)

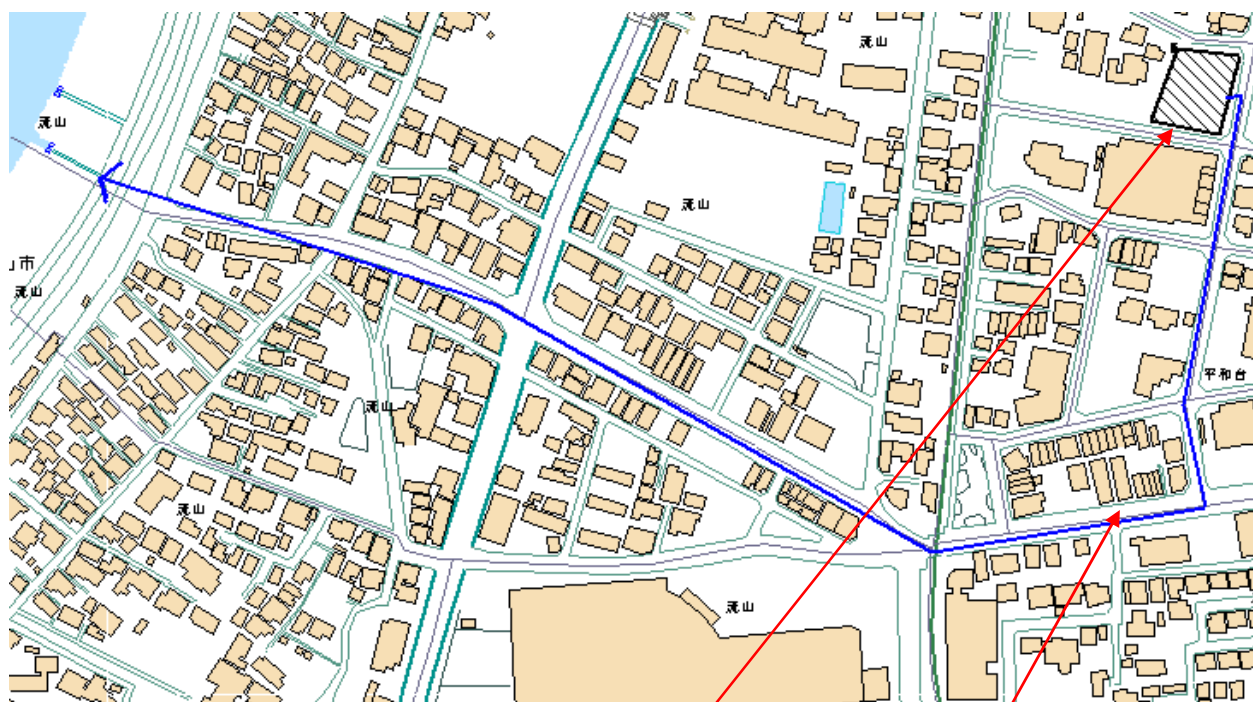


※ 処理施設の主要寸法については、寸法の記載のある構造図又はフリーハンド図を添付すること。(記載例示省略)

4. 事業場の位置及び排水が主たる

(第4図)

公共用水域へ至るまでの経路



※ 縮尺1/25000以上の地図に、事業所の位置と主要河川までの経路を記入する。

有害物質使用特定施設の構造

工場や事業場において用いている番号、名称等があれば、記入する。

有害物質の漏えいを防止する材質であること及び漏えいを検知する設備が設置されていれば、その内容を記入する。

工場又は事業場における施設番号	No. 1 (クロムめっき槽)	No. 2 (洗浄槽)
特定施設番号 及び 名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	71-5 トリクロロエチレンによる洗浄施設
型 式	浸漬水式	浸漬式
構 造	鉄槽及びステンレス槽 水位計設置	ステンレス槽
主 要 寸 法	1000×1000×1000 4基	4000×800×2000
能 力	20m ³ /日	1000kg/日
配 置	別添図のとおり	別添図のとおり
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	〇〇年7月 1日	〇〇年7月 1日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	〇〇年7月20日	〇〇年7月20日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	〇〇年7月25日	〇〇年7月25日
そ の 他 参 考 事 項	有害物質の漏えい対策として、当該槽周辺に防液堤（コンクリート製）を設置（別添配置図参照）	工事着手予定年月日は、60日間の実施の制限があるので、様式第1の届出日の60日以上後の日を記入する。

施設の床面や周囲について有害物質の漏洩を防止する材質であることや防液堤の設置の有無などについて記載する。

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

別紙1との対応がわかるよう同じ名称等を記入する。

有害物質使用特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		No.1 (クロムめっき槽)		No.2 (洗浄槽)	
特定施設番号番号名称		65 酸又はアルカリによる表面処理施設		71-5 トリクロロエチレンによる洗浄施設	
設置場所		別添図のとおり		別添図のとおり	
操業の系統		同上		同上	
使用時間間隔		連続 (9:00~17:00)			
1日当たりの使用時間		8時間		一時間	
使用の季節的変動		なし		なし	
原材料 (消耗資材を含む。の種類、使用方法及び1日当たりの使用量)		硫酸 8 kg クロム酸 15 kg		トリクロロエチレン 50 kg	
汚水等の汚染状態	種類	通常	最大	通常	最大
	六価クロム トリクロロエチレン	6	7	—	—
汚水等の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		10	20	0	0
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、有害物質による汚染状態について記載すること。

工場や事業場において用いている番号、名称等があれば、記入する。

特定施設から発生する汚水等の処理施設以外の排水処理施設(合併処理浄化槽など)があれば、併せて記入する。

汚水等の処理の方法

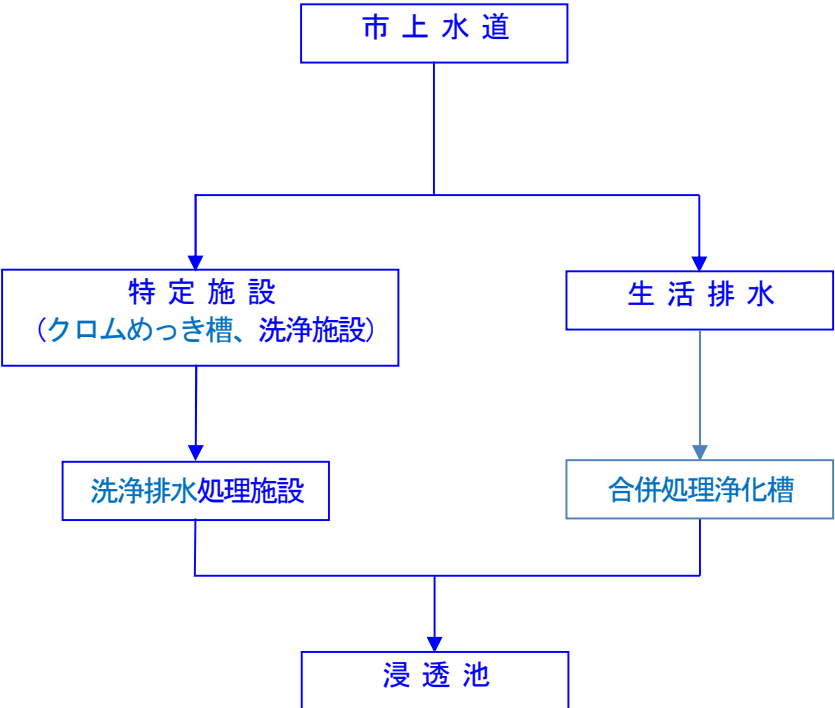
工場又は事業場における施設番号		洗浄排水処理施設				合併処理浄化槽			
処理施設の設置場所		別添図のとおり				別添図のとおり			
設置年月日									
工事着手予定年月日		〇〇年7月 1日				〇〇年7月 1日			
工事完了予定年月日		〇〇年7月20日				〇〇年7月20日			
使用開始予定年月日		〇〇年7月25日				〇〇年7月25日			
種類及び型式									
構造		別添図のとおり				別添図のとおり			
主要寸法		同上				同上			
能力		20 m ³ /日				10 m ³ /日			
処理の方式		還元吸着				接触ばっ気式			
処理の系統		別添図のとおり				別添図のとおり			
集水及び導水の方法		同上				同上			
使用時間間隔		連続式(9:00~17:00)				連続式			
1日当たりの使用時間		8時間				24時間			
使用の季節変動		なし				なし			
消耗資材の1日当たりの用途別使用量		亜炭 3 kg 硫酸 1 kg 水酸化ナトリウム 0.5 kg				次亜塩素酸ナトリウム 1 kg			
汚水等の汚染状態及び量	種類	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	1.0	6~8	同左	同左	5~9	6~8	同左	同左
	BOD	15	8	20	10	150	20	200	20
	SS	35	8	55	10	150	25	200	25
	大腸菌群数	—	—	—	—	>3000	不検出	>3000	<3000
	六価クロム	6	不検出	7	不検出	—	—	—	—
	トリクロロエチレン	不検出	不検出	同左	同左	—	—	—	—
量(m ³ /日)	10	10	20	20	7	7	10	10	
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法		廃トリクロロエチレン 0.5 t / 月 (産業廃棄物処分: 業者委託) 汚泥 1.0 t / 月 (脱処理後産業廃棄物処分: 業者委託)				汚泥 0.2 t / 月 (市指定の業者に委託)			
その他参考となるべき事項									

備考 汚水等の汚染状態の欄には、有害物質による汚染状態について記載すること。

特定地下浸透水の浸透の方法

浸透施設の位置		特 定 施 設 (クロムめっき槽、洗浄槽) ↓ 洗浄排水処理施設 ↓ 浸透池							
浸透施設の数		1施設							
浸透水	工場又は事業場における施設番号	No. 1 (浸透池)							
	量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
		10	15						
その他参考となるべき事項									

特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統

用水及び排水の系統	 <pre> graph TD A[市上水道] --> B[特定施設 (クロムめっき槽、洗浄施設)] A --> C[生活排水] B --> D[洗浄排水処理施設] C --> E[合併処理浄化槽] D --> F[浸透池] E --> F </pre>		
用途別 用水量	用途	使用水	用水使用量 (m ³ /日)
	製品処理洗浄用水	上水道	9
	生活系用水	"	1

※各添付図面は、[記載例 1－1]の図面を参考に作成すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	メッキ装置 No1	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (66 メッキ槽)	
型式	N社製 連続メッキライン	
構造	鋼鉄製（別添構造図参照） 〔構造図は本記載例では省略〕	・施設本体の形状や材質等を簡潔に記入する。 ・施設の構造図等を添付し、施設本体の構造を説明する。 ・地下構造などの場合、必要に応じ設備の立面図も添付する。
主要寸法	メッキ槽 1000×1200×2000	
能力	△△△m ³ /日	
配置	鋼板メッキ工場 架台上に設置 (添付配置図面参照)	
床面及び周囲	床面 コンクリート（フラン樹脂被覆） 周囲 防液堤（容積〇m ³ ） 〔構造図は本記載例では省略〕	・施設の設置される床面やその周囲の構造、材質等を簡潔に記入する。（別紙1の場合、「その他」欄に記載する） ・施設の構造図等を添付し、防液堤等の漏洩防止措置と、その内側（有害物質に触れる恐れのある範囲）の材質等を記入する。
設置年月日	年月日	
工事着手予定年月日	〇〇年4月 1日	年 月 日
工事完成予定年月日	〇〇年4月21日	年 月 日
使用開始予定年月日	〇〇年4月26日	年 月 日
その他参考と なるべき事項		

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	メッキ装置 No1		・配管等や排水溝等、有害物質使用特定施設の付帯設備の名称を記入する ・この欄に記載する「配管等」には配管のほか継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備が含まれ、「排水溝等」には排水溝、排水管のほか排水ます、排水ポンプ等の排水設備が含まれる
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (66 メッキ槽)		
設備	①メッキ廃液配管 ②フランジ (○か所) ③排水ます		
構造	①鋼鉄製 (別添構造図参照) 検知設備等未設置 ②ステンレス製 ③コンクリート製 (フラン樹脂被覆) [構造図は本記載例では省略]		・設備の材質や漏洩防止措置、検知装置の設置の有無等を記入する。 ・施設の構造図等を添付し、施設周囲の床面等の構造を説明する。
主要寸法	①直径100mm×50m (うち、地下部分10m) ②直径100mm ③1000mm×1000mm×500mm		・設備の設置場所等を簡潔に記載する。 ・場内配置図等を用い、有害物質の貯蔵施設や他の施設等との関係を説明する。その際には「設備」欄に記載した配管等、排水溝等の位置がわかるよう図面上に示す。 ・必要に応じ設備の立面図も添付する。
配置	鋼板メッキ工場 配管地下部分あり (添付配置図面参照)		
設置年月日	年月日	年月日	
工事着手予定年月日	〇〇年4月 1日	年月日	
工事完成予定年月日	〇〇年4月21日	年月日	
使用開始予定年月日	〇〇年4月26日	年月日	
その他参考となるべき事項			

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

(参考)

点検項目・頻度等	管理要領：点検・見直しを行う(1回/年) 点検項目(頻度)： [施設および周囲] ・施設本体からの漏洩の有無(毎日) ・床面のひび割れ、被覆の損傷等(1回/年) [付帯設備] ・配管からの漏洩の有無の目視による点検(1回/月) ・気圧変化による漏洩の有無の確認[地下部分](1回/年)	・構造基準の自主点検内容について、実施する点検項目と頻度などを記載する。
----------	---	--

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

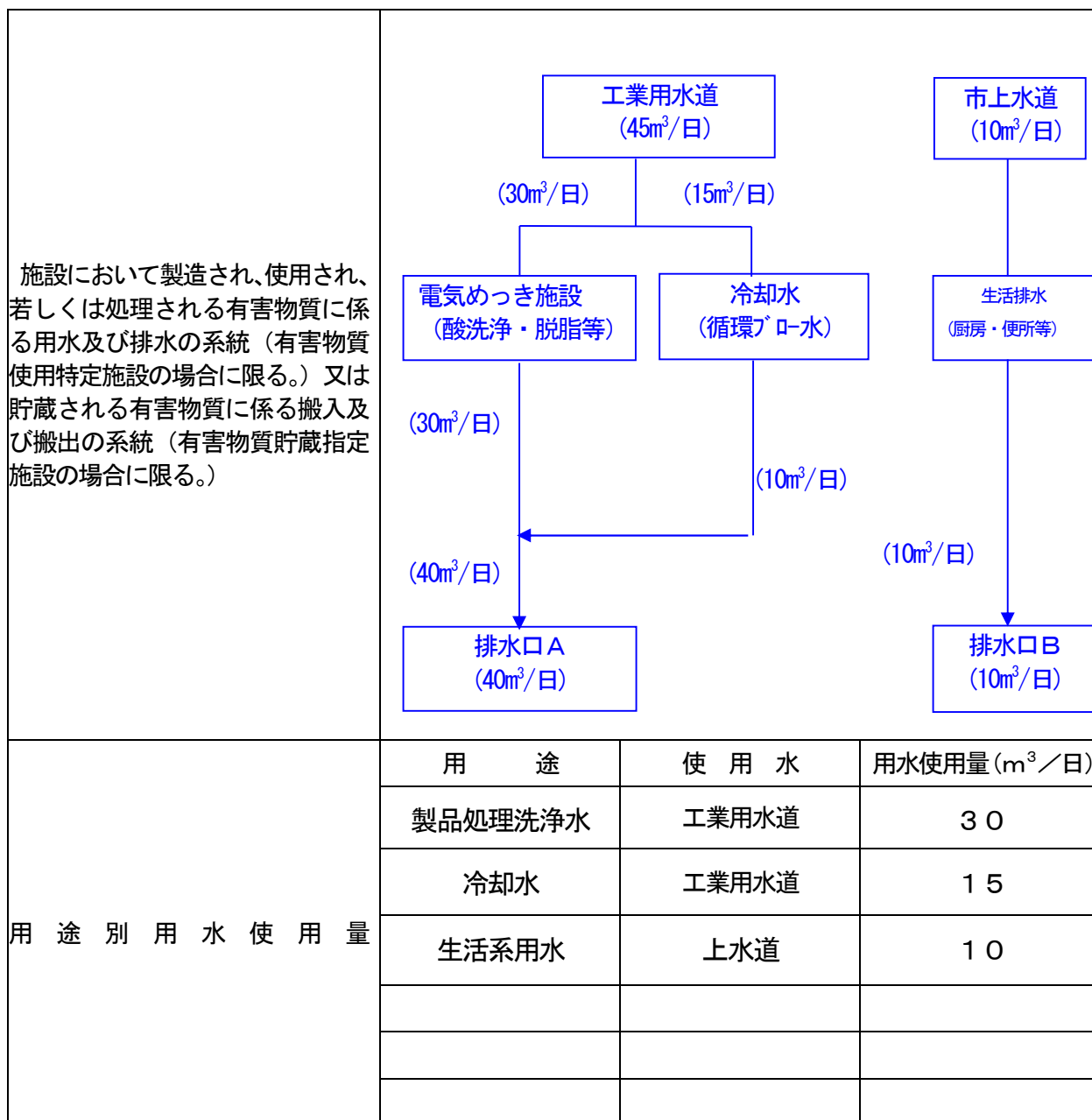
工場又は事業場における施設番号	メッキ装置 No1	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (66 メッキ槽)	
設置場所	鋼板メッキ工場	
操業の系統	別添操業の系統図の通り [系統図は本記載例では省略]	
使用時間間隔	連続	
1日当たりの使用時間	24時間	・ 有害物質使用特定施設にあって、原材料に有害物質が含まれる場合は、有害物質名を記入する。 ・ なお、有害物質を製造するなど、原材料以外に含まれるのであれば、その他欄に記入する。
使用の季節的変動	なし	
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	△%クロム溶液 (日補充量 〇〇L) (有害物質 6価クロム)	
その他参考となるべき事項	月に1度、スラッジの抜き取り（産廃処理）及び、メッキ槽の洗浄を行う。	・ 廃棄物の外部委託などによる有害物質の系外排出などがあれば記入する。 ・ 原料に含まれない有害物質が、製品に含まれる場合(製造ないし副生)は記入する。

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

(参考)

特定施設で、使用・製造・処理する有害物質	6価クロム(Cr6+)	・ 原材料、製品、廃液に含まれる有害物質をすべて記入する。
----------------------	-------------	---

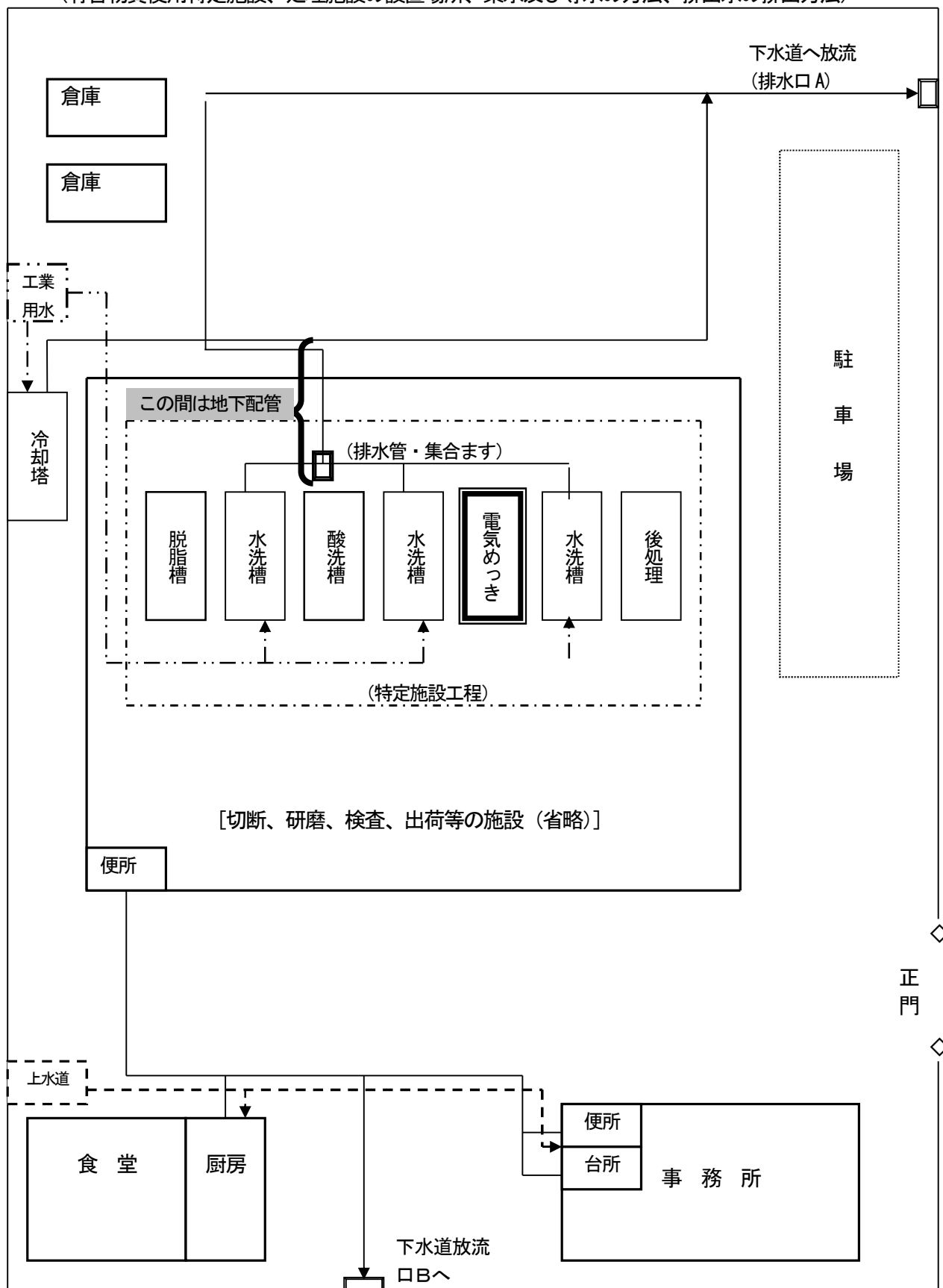
用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）



・事業場配置図

(第 1 図)

(有害物質使用特定施設、処理施設の設置場所、集水及び導水の方法、排出水の排出方法)



※その他の添付図面は、[記載例 1 - 1] の図面を参考に作成すること。

・有害物質使用特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設（第5条第1項及び第3項）の届出に併せ、届け出る施設の構造基準の達成状況の確認表を提出してください。

【記入例】

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の構造基準等の確認表

工場または事業場における施設番号: メッキ装置No.1					特定施設番号: 66 事業場名: △△(株)							
対象	構造等に関する基準			対応状況 (○・×)	達成した基準	定期点検の方法						
	基準	区分1	区分2 内容			項目	頻度	基準				
床面および周囲	A	1		以下のいずれにも該当		B	①床面のひび割れ・被覆の損傷 ②防液堤のひび割れ	①1回/年 ②1回/年	A			
			イ	床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造								
			ロ	防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置(以下「防液堤等」という。)の設置								
		2	上記と同等の措置		措置に応じた項目					措置に応じた内容	A	
		3	床下が目視で点検できる		床下を目視点検					1回/月	A	
	B	1	イ	・床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造 ・本体下部は接地しているなど目視点検できない構造で、材質もA基準を満たさない ・「防液堤等」の設置	○		B	①床面のひび割れ・被覆の損傷 ②防液堤のひび割れ	①1回/年 ②1回/年	B		
			ロ	本体からの漏洩を検知できる装置の設置又は同等以上の措置	×							
			2	・床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造 ・本体下部は前述の基準は満たさないが、目視点検は可能 ・防液堤等の設置	○						①床面のひび割れ・被覆の損傷 ②防液堤のひび割れ	①1回/年 ②1回/年
		C	上記基準は満たさない		①床面のひび割れ・被覆の損傷							
		施設本体	(本体に構造基準はないが、「床面および周囲」の基準が点検の基準に適用される)									
【施設下部の床面がB基準】 ①施設本体のひび割れ・亀裂・損傷 ②施設本体からの漏洩の有無	①1回/年 ②1回/月(同等以上の方法は適切な回数)					B						

(注) A基準: 新設基準、B基準: 既設の基準、C基準: 既設であって構造基準適用猶予中の基準。(環境省令・マニュアルによる)

【備考欄】
・「同等以上の措置」等を選択した場合、その内容と内容に応じた点検回数を記載する。ほか、例外等が適用された場合もその内容を記載する。

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の構造基準等の確認表									
工場または事業場における施設番号：メッキ装置No.1（メッキ廃液配管）					特定施設番号：66		事業場名：△△（株）		
対象	構造等に関する基準				対応状況 (○・×)	達成した基準	定期点検の方法		
	基準	区分1	区分2	内容			項目	頻度	基準
上配管（地）	A	1	以下	以下のいずれかに該当		A	①配管等のひび割れ・亀裂・損傷 ②配管等からの漏洩の有無	①1回/年 ②1回/年	A
			イ	必要な強度があり、有害物質で劣化する恐れのない材質で、外面は腐食防止措置が施されている。	×				
	ロ	床面より離れて設置され、漏洩が目視で点検できること。	○						
	B	1		漏洩が目視で点検できること。			①配管等のひび割れ・亀裂・損傷 ②配管等からの漏洩の有無	①1回/6カ月 ②1回/6カ月	BC
C		上記基準は満たさない							
配管等（地下配管）	A	1	以下	以下のいずれかに該当		C	①配管等のひび割れ・亀裂・損傷 ②配管等からの漏洩の有無 ③トレンチ内壁のひび割れ・被覆の損傷	①1回/年 ②1回/年 ③1回/年	A
			イ	トレンチ内に設置され、トレンチの床・側面の材質が不透水性を有し、トレンチの底面が必要に応じて耐薬品性及び不透水性を有する材質で被覆されていること	×				
			ロ	必要な強度があり、有害物質で劣化する恐れのない材質で、外面は腐食防止措置が施されている。	×				
	ハ	上記と同等の措置	×	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法	1回/年（※）例外があるため条文参照		A		
	措置に応じた項目				措置に応じた内容		A		
	B	1	以下	以下のいずれかに該当			①配管等のひび割れ・亀裂・損傷 ②配管等からの漏洩の有無 ③トレンチ内壁のひび割れ・被覆の損傷	①1回/6カ月 ②1回/6カ月 ③1回/6カ月	B
			イ	トレンチ内に設置されていること	×				
			ロ	漏洩を検知できる装置の設置や配管等の流量の変化を検出する装置の設置	×				
	ハ	上記と同等の措置	×	措置に応じた項目	措置に応じた内容		B		
	C		上記基準は満たさない					配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法	1回/年（同等以上の方法は適切な回数）
(注) A基準：新設基準、B基準：既設の基準、C基準：既設であって構造基準適用猶予中の基準。（環境省令・マニュアルによる）									
【備考欄】									
有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の構造基準等の確認表									
工場または事業場における施設番号：メッキ装置No.1					特定施設番号：66		事業場名：△△（株）		
対象	構造等に関する基準				対応状況 (○・×)	達成した基準	定期点検の方法		
	基準	区分1	区分2	内容			項目	頻度	基準
使用の方法	AB共通	1	以下	以下のいずれにも該当		C	①管理要領からの逸脱がないか ②作業に伴う有害物質の飛散・流出・地下への浸透がないか	①1回/年 ②1回/年	AB
			イ	有害物質を含む水の受入れ等の作業を、飛散、流出、又は地下に浸透しない方法で行うこと。	○				
			ロ	有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。	○				
		ハ	有害物質を含む水が漏えいした場合に、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、漏えいした水を回収し、再利用するか、又は適切に処理すること。	○					
	2		使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。	×					
	C		上記基準は満たさない					①作業に伴う有害物質の飛散・流出・地下への浸透がないか	①1回/年
(注) A基準：新設基準、B基準：既設の基準、C基準：既設であって構造基準適用猶予中の基準。（環境省令・マニュアルによる）									
【備考欄】									

[記載例2]

氏名等変更届出書は、ちば電子申請サービスから提出可能です。
https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_initDisplay

様式第5（第7条関係）

氏 名 等 変 更 届 出 書

〇〇年5月11日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

代表権を有しないものによる届出の場合は、委任状を添付する。
 届出書には、代表者と代理者の所在地、名称、職氏名を併記する。

佐倉市海隣寺町97

届出者 千葉食品株式会社

代表取締役 仲田 守

氏名（~~名称・住所・所在地~~）に変更があったので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	代表取締役 鍋木 正	* 整 理 番 号	
	変更後	代表取締役 仲田 守	* 受 理 年 月 日	年 月 日
変 更 年 月 日		〇〇年4月20日	* 施 設 番 号	
変 更 の 理 由		役員改選のため	* 備 考	

変更の生じた年月日を記入する。

変更の生じた理由を簡単に記入する。

- 備考 1 *印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(参考)

届出担当者連絡先	
所属・氏名：	
所在地：(〒)	
電 話：	F A X：
E-mail：	

[記載例3]

様式第6（第7条関係）

特定施設使用廃止届出書

〇〇年4月1日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

館山市北条〇〇—〇

届出者 △△△クリーニング株式会社

代表取締役 □□ □□

特定施設の使用を廃止したので、水質汚防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	△△△クリーニング株式会社	* 整理番号	
工場又は事業場の所在地	館山市北条〇〇—〇	* 受理年月日	年 月 日
特定施設の種類	67 洗濯業の用に供する 洗濯施設	* 施設番号	
特定施設又は有害物質貯蔵 指定施設の設置場所	(例1) 別図のとおり (例2) 全施設	* 備考	工場、事業場の全体配置図面に廃止された特定施設の場所を明示する。
使用廃止の年月日	〇〇年3月20日		
使用廃止の理由	廃業のため		

- 備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあつた施設の使用廃止の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
- 2 *印の欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(参考)

届出担当者連絡先	
所属・氏名：	
所在地：(〒)	
電 話：	F A X：
E-mail：	

※ 有害物質使用特定施設の使用廃止の届出を行った場合、工場又は事業場の土地の所有者に対し、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査の義務が発生しますので、各届出先の事務所の担当者へ、併せて御相談ください。

[記載例 4]

様式第 7 (第 8 条関係)

承継届出書は、ちば電子申請サービスから提出可能です。
https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_initDisplay

承 継 届 出 書

〇〇年 11 月 20 日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

銚子市若宮町 1-1

届出者

海匠研究センター株式会社

代表取締役 清 川 栄

特定施設を譲り受け、前届出者の地位を継承した者(現在の所有者)

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、水質汚濁防止法第 11 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	海匠研究センター株式会社		* 整理番号	
工場又は事業場の所在地	銚子市若宮町 1-1		* 受理年月日	年 月 日
特定施設の種類	71 の 2 イ 研究、検査の用に供する洗浄施設		* 施設番号	
特定施設又は有害物質貯蔵 指定施設の設置場所	別図のとおり		* 備考	
承継の年月日	〇〇年 11 月 5 日			
被承継者	氏名又は名称	銚子検査センター(株)		
	住 所	銚子市栄町 2-2-1		
承継の原因	譲渡のため			

工場・事業場の全体配置図面に特定施設の設置場所を明示する。

承継の原因を簡単に記入する。

譲り渡した人(元の所有者)の氏名(名称)及び住所を記入する。

- 備考 1 水質汚濁防止法第 5 条第 3 項の規定による届出のあつた
 定施設の種類の欄には記載しないこと。
 2 *印の欄には、記載しないこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(参考)

届出担当者連絡先	
所属・氏名：	
所在地：(〒)	
電 話：	F A X：
E-mail：	

[記載例5]

様式第11号

事故時の措置に係る届出書

〇〇年12月1日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

茂原市道表1

届出者 長生化学株式会社

代表取締役 茂原 弘

水質汚濁防止法第14条の2の規定により事故の状況等について、次のとおり届出ます。

工場又は事業場の名称	長生化学株式会社
工場又は事業場の所在地	茂原市道表1
施設の種類	66. 電気めっき施設
△ 事項の状況	別紙のとおり
△ 講じた措置	別紙のとおり
事故処理担当部課名 及び担当責任者氏名 (電話番号)	製造部環境安全G 主任 高橋 太郎 0475-〇〇-〇〇〇〇

備考 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。

1 事故の状況別紙

イ 事故の発生日時・発生場所・発生施設名

事故の発生日時	〇〇年11月26日 14時20分
事故の発生場所	第一工場電気めっきラインめっき槽
事故の発生施設名	電気めっき槽

ロ 事故により公共用水域に排出され、又は地下浸透した有害物質、指定物質、油又は排水基準を満たさない水の種類及び量並びに排出先

有害物質等の種類	シアン（シアン濃度70mg/リットルのめっき液）
有害物質等の排出量	100リットル
有害物質等の排出先	利根川

ハ 有害物質、指定物質、油又は排水基準を満たさない水に係る事故発生施設から公共用水域に排出され、又は地下に浸透した所までの経路

電気めっき施設→雨水側溝→利根川

ニ 人の健康又は生活環境に係る被害状況

	人の健康	生活環境	備考
被害状況	なし	魚500匹程度浮上	

ホ 事故の原因

バルブの誤操作

2 講じた措置

イ 措置の完了日時 ○○年 11月26日 15時00分

ロ 措置の内容

直ちにバルブを閉めるとともに、雨水側溝を閉鎖し、公共用水域への流出を防止した。

また流出したシアン溶液の回収を実施した。

ハ 措置の結果

公共用水域への流出は止まり、大部分のシアン溶液は回収した。

しかし、約100リットルは公共用水域へ流出したものと考えられる。

二 有害物質、指定物質、油又は排水基準を満たさない水が流入した公共用水域、又は地下水の調査状況（水質その他）

○○年 11月27日、雨水排水口付近の河川水を簡易測定した結果、不検出であった。

3 その他事故の状況、講じた措置等について参考となるべき事項

○○年 11月26日 14時26分に電話で上記の事故内容等について、長生地域振興事務所地域環境保全課に通報した。

水質汚濁防止法第14条の2で事故発生後、直ちに「応急措置」を講じると共に速やかに電話等で次の事項を「通報(届出)」しなければならない。

※「発生時刻、場所、原因、流出した有害物質・油の種類及び量、浄水場の有無等事業場下流の状況、汚染の拡大予測等の状況、応急処置の内容等人の健康又は生活環境被害防止に必要な情報」

添付図書

- 1 事故により公共用水域へ排出された有害物質、指定物質、油又は排水基準を満たさない水の流路を示した地図
- 2 事故発生施設から公共用水域（地下浸透を含む）までの事業場内の有害物質、指定物質、油又は排水基準を満たさない水の流路（事業場平面図に明示）
- 3 事故発生施設の構造図
- 4 講じた措置の概要を示す図
- 5 下水道法で届出している場合はその写し

[記載例6]

様式第8（第9条関係）

測定項目欄は、所要な測定項目数により、別葉で追加するか。欄を適宜増やすこと。

水 質 測 定 記 録 表

排水水の汚染状態（特定地下浸透水の汚染状態）

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設 の 使用状況	採 水 者	分 析 者	測 定 項 目					備 考
	名 称	排水量 (m ³ /日)				pH	COD	SS	T-N	T-P	
〇〇年 9月16日 10時30分	総合排水口	60	通常	愛川	飯田	7.5	15	10	20	0.5	
10月15日 10時30分	総合排水口	70	通常	愛川	上野	7.2	10	8	15	0.4	
11月17日 10時30分	総合排水口	50	通常	愛川	飯田	7.5	20	20	25	0.8	

- 備考 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
2 排水水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

[記載例 7]

(参考様式)

委 任 状

私は、〇〇株式会社△△工場（所在地：△△市△△ 1－1） 工場長 ◇◇ ◇◇
を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

△△工場における水質汚濁防止法に関する届出の権限

〇〇年 1 1 月 1 日

住 所 〒260-8667
千葉県千葉市中央区市場町 1－1

会 社 名 〇〇株式会社

代表者名 代表取締役 □□ □□

法人の場合で、主たる事業場以外の事業場等で、代表権を有する者以外に届出の権限を委任する場合などに作成し、届出書等を代理者から行う場合に添付する。

4. 届 出 様 式

様式第1（第3条関係）特定施設設置（使用、変更）届出書

様式第2の2（第3条関係）排出水の排水系統別の汚染状態及び量の届出書

様式第5（第7条関係）氏名等変更届出書

様式第6（第7条関係）特定施設使用廃止届出書

様式第7（第8条関係）承継届出書

様式第8（第9条関係）水質測定記録表

様式第11号（第14条の2関係）事故時の措置に係る届出書

参考様式 委任状

様式第1（第3条関係）（表面）

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書

年 月 日

千葉県知事

様

届出者

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定により、
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			※整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地			※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類		※施 設 番 号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 ☐ 無 ☐	※審 査 結 果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備 考	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類		※備 考	
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	☐ 有害物質使用特定施設 ☐ 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
- 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
- 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 5 ※印の欄には、記載しないこと。
- 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
- 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

(参考)

届出担当者連絡先	標準産業分類
所属・氏名： 所在地：(〒) 電 話： F A X： E-mail：	

特 定 施 設 の 構 造

工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		
特 定 施 設 号 番 号 及 び 名 称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項		

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
- 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

特 定 施 設 の 設 備

工場又は事業場における施設 番号		
特定施設番号及び名称		
設 備		
構 造		
主 要 寸 法		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

- 備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。
 2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

(参考)

点検頻度・項目等		
----------	--	--

特定施設の使用方法

工場又は事業場に おける施設番号					
特定施設番号 及び名称					
設置場所					
操業の系統					
使用時間間隔					
1日当たりの使用時間					
使用の季節的変動					
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法 及び1日当たりの使用量					
汚水等の 汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
汚水等の量 (m^3 /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考と なるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

(参考)

特定施設で、使用・製造・処理する有害物質		
----------------------	--	--

汚 水 等 の 処 理 の 方 法

工場又は事業場における施設番号													
処理施設の設置場所													
設置年月日		年		月		日		年		月		日	
工事着手予定年月日		年		月		日		年		月		日	
工事完成予定年月日		年		月		日		年		月		日	
使用開始予定年月日		年		月		日		年		月		日	
種類及び型式													
構造													
主要寸法													
能力													
処理の方式													
処理の系統													
集水及び導水の方法													
使用時間間隔													
1日当たりの使用時間													
使用の季節変動													
消耗資材の1日当たりの用途別使用量													
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大					
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後				
	量 (m ³ /日)												
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法													
排出水の排出方法													
その他の参考と事項													

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

排 出 水 の 汚 染 状 態 及 び 量

工場又は事業場における施設番号					
排出水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
排水水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

排水の排水系統別の汚染状態及び量

指定項目の別											
特定排水	業種 その他 の区分	汚染状態 (mg/L)		水 量 (m ³ /日)					汚濁負荷量 (kg/日)		※
		通常	最大	通常	最大				通常	最大	
						Qco	Qci	Qcj			
合計											
特定排水以外の排水	種類 及び 用途	汚染状態 (mg/L)		水 量 (m ³ /日)		汚濁負荷量 (kg/日)					
		通常	最大	通常	最大	通常	最大				
合計											
その他参考となるべき事項											

備考

- 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
- 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
- 3 窒素含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qno」と、「Qci」を「Qni」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
- 4 リン含有量について記載する場合には、「Qco」を「Qpo」と、「Qci」を「Qpi」と読み替え、Qcjの項には記載しないこと。
- 5 ※印の欄には記載しないこと。

用 水 及 び 排 水 の 系 統

用水及び排水の系統			
用途別 用水量	用 途	使 用 水	用水使用量（m ³ ／日）

有害物質使用特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
特定施設番号 及び名称		
型式		
構造		
主要寸法		
能力		
配置		
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号					
特定施設番号番号名称及び					
設置場所					
操業の系統					
使用時間間隔					
1日当たりの使用時間					
使用の季節的変動					
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量					
汚水等の汚染状態	種類	通常	最大	通常	最大
汚水等の量 (m^3 /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、有害物質による汚染状態について記載すること。

汚 水 等 の 処 理 の 方 法

工場又は事業場における施設番号									
処理施設の設置場所									
設置年月日		年 月 日				年 月 日			
工事着手予定年月日		年 月 日				年 月 日			
工事完成予定年月日		年 月 日				年 月 日			
使用開始予定年月日		年 月 日				年 月 日			
種類及び型式									
構造									
主要寸法									
能力									
処理の方式									
処理の系統									
集水及び導水の方法									
使用時間間隔									
1日当たりの使用時間									
使用の季節変動									
消耗資材の1日当たりの用途別使用量									
汚水等の汚染状態及び量	種類	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	量 (m ³ /日)								
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法									
その他の参考事項									

備考 汚水等の汚染状態の欄には、有害物質による汚染状態について記載すること。

特定地下浸透水の浸透の方法

浸透施設の位置									
浸透施設の数									
浸透水	工場又は事業場における施設番号								
	量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項									

特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統

用水及び排水の系統			
用途別 用水使用量	用 途	使 用 水	用水使用量 (m ³ /日)

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
床 面 及 び 周 囲		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		
設 備		
構 造		
主 要 寸 法		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

(参考)

点検頻度・項目等		
----------	--	--

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別		
設 置 場 所		
操 業 の 系 統		
使 用 時 間 間 隔		
1 日 当 た り の 使 用 時 間		
使 用 の 季 節 的 変 動		
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量（有害物質使用特定施設の場合に限る。）		
貯蔵する有害物質の種類（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）		
その他参考となるべき事項		

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

（参考）

特定施設で、使用・製造・処理する有害物質		
----------------------	--	--

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）			
用 途 別 用 水 使 用 量	用途	使用水	用水使用量(m³/日)

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

1. 事業場平面図

(第1図)

(特定施設、処理施設の設置場所、集水及び導水の方法、排出水の排出方法)

2. 特定施設を含む操業の系統図

(第2図)

3. 汚水等の処理の系統図及び処理施設の主要寸法

(第3図)

4. 事業場の位置及び排出水が主たる

(第4図)

公共用水域へ至るまでの経路

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の構造基準等の確認表												
施設名称:					施設番号:		事業場名:					
対象	構造等に関する基準				対応状況 (○・×)	達成した基準	定期点検の方法					
	基準	区分1	区分2	内容			項目	頻度	基準			
床面および周囲	A	1		以下のいずれにも該当			①床面のひび割れ・被覆の損傷 ②防液堤のひび割れ	①1回/年 ②1回/年	A			
			イ	床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造								
			ロ	防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）の設置								
		2	上記と同等の措置		措置に応じた項目					措置に応じた内容	A	
		3	床下が目視で点検できる		床下を目視点検					1回/月	A	
	B	1	イ	・床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造			①床面のひび割れ・被覆の損傷 ②防液堤のひび割れ	①1回/年 ②1回/年	B			
				・本体下部は接地しているなど目視点検できない構造で、材質もA基準を満たさない ・「防液堤等」の設置								
			ロ	本体からの漏洩を検知できる装置の設置又は同等以上の措置								
		2		・床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造 ・本体下部は前述の基準は満たさないが、目視点検は可能 ・「防液堤等」の設置						①床面のひび割れ・被覆の損傷 ②防液堤のひび割れ	①1回/年 ②1回/年	B
			C	上記基準は満たさない						①床面のひび割れ・被覆の損傷	①1回/月	C
施設本体	(本体に構造基準はないが、「床面および周囲」の基準が点検の基準に適用される)					【施設下部の床面がA基準】 ①施設本体のひび割れ・亀裂・損傷 ②施設本体からの漏洩の有無	①1回/年 ②1回/年	A				
						【施設下部の床面がB基準】 ①施設本体のひび割れ・亀裂・損傷 ②施設本体からの漏洩の有無	①1回/年 ②1回/月(同等以上の方法は適切な回数)	B				

(注) A基準:新設基準、B基準:既設の基準、C基準:既設であって構造基準適用猶予中の基準。(環境省令・マニュアルによる)

【備考欄】
・「同等以上の措置」等を選択した場合、その内容と内容に応じた点検回数を記載する。ほか、例外等が適用された場合もその内容を記載する。

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の構造基準等の確認表

施設名称:					施設番号:		事業場名:					
対象	構造等に関する基準				対応状況 (○・×)	達成した基準	定期点検の方法					
	基準	区分1	区分2	内容			項目	頻度	基準			
配管等 (地)	A	1	イ	以下のいずれかに該当 必要な強度があり、有害物質で劣化する恐れのない材質で、外面は腐食防止措置が施されている。			①配管等のひび割れ・亀裂・損傷 ②配管等からの漏洩の有無	①1回/年 ②1回/年	A			
			ロ	床面より離れて設置され、漏洩が目視で点検できること。								
	B	1		漏洩が目視で点検できること。			①配管等のひび割れ・亀裂・損傷 ②配管等からの漏洩の有無	①1回/6カ月 ②1回/6カ月	BC			
	C		上記基準は満たさない									
配管等 (地下配管)	A	1	イ	以下のいずれかに該当 トレンチ内に設置され、トレンチの床・側面の材質が不浸透性を有し、トレンチの底面が必要に応じて耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること			①配管等のひび割れ・亀裂・損傷 ②配管等からの漏洩の有無 ③トレンチ内壁のひび割れ・被覆の損傷	①1回/年 ②1回/年 ③1回/年	A			
			ロ	必要な強度があり、有害物質で劣化する恐れのない材質で、外面は腐食防止措置が施されている。						配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法	1回/年(※)例外があるため条文参照	A
			ハ	上記と同等の措置								
			C		上記基準は満たさない							
	B	1	イ	以下のいずれかに該当 トレンチ内に設置されていること			①配管等のひび割れ・亀裂・損傷 ②配管等からの漏洩の有無 ③トレンチ内壁のひび割れ・被覆の損傷	①1回/6カ月 ②1回/6カ月 ③1回/6カ月	B			
			ロ	漏洩を検知できる装置の設置や配管等の流量の変化を検出する装置の設置						配管等からの漏洩の有無	1回/月。濃度測定で確認を行う場合は1回/3カ月	B
			ハ	上記と同等の措置								
			C		上記基準は満たさない							
	排水溝等	A	1	必要な強度があり、有害物質で劣化する恐れがなく、必要に応じて耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること				排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1回/年(※)例外があるため条文参照	A		
			2	上記と同等の措置							措置に応じた項目	措置に応じた内容
B		1	漏洩を検知できる装置の設置や排水溝等の流量の変化を検出する装置の設置		①排水溝等のひび割れ・被覆の損傷 ②排水溝等からの地下浸透の有無	①1回/6カ月 ②1回/月。濃度測定で確認を行う場合は1回/3カ月		B				
		2	上記と同等の措置						措置に応じた項目	措置に応じた内容	B	
C		上記基準は満たさない			①排水溝等のひび割れ・被覆の損傷 ②水位の変動の確認による漏洩の有無等	①1回/月(※) ②1回/年(※)例外があるため条文参照		C				

(注) A基準:新設基準、B基準:既設の基準、C基準:既設であって構造基準適用猶予中の基準。(環境省令・マニュアルによる)

【備考欄】
・「同等以上の措置」等を選択した場合、その内容と内容に応じた点検回数を記載する。ほか、例外等が適用された場合もその内容を記載する。

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の構造基準等の確認表													
施設名称:					施設番号:		事業場名:						
対象	構造等に関する基準				対応状況 (○・×)	達成した基準	定期点検の方法						
	基準	区分1	区分2	内容			項目	頻度	基準				
地下貯蔵施設	A	1	以下のいずれにも該当		/		地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法	1回/年(同等以上の方法は適切な回数)	A				
			イ	タンク室内に設置や2重構造等									
			ロ	施設外面に防食措置									
			ハ	貯蔵施設内の水量を確認できる装置の設置等									
	B	2	上記と同等の措置				/		措置に応じた項目	措置に応じた内容	A		
		1	以下のいずれにも該当						/		地下貯蔵施設からの漏洩の有無	1回/月。濃度測定で確認を行う場合は1回/3カ月	B
			イ	貯蔵施設内の水量を確認できる装置の設置等									
			ロ	漏洩を検知できる装置の設置や貯蔵施設における流量の変化を検出する装置の設置等									
		2	以下のいずれにも該当						/		地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法	1回/年(同等以上の方法は適切な回数)	B
			イ	貯蔵施設内の水量を確認できる装置の設置等									
ロ	貯蔵施設内面にコーティングが施されていること												
3	上記と同等の措置		/		措置に応じた項目	措置に応じた内容	B						
C		上記基準は満たさない		/		地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法	1回/年(同等以上の方法は適切な回数)	C					
(注) A基準: 新設基準、B基準: 既設の基準、C基準: 既設であって構造基準適用猶予中の基準。(環境省令・マニュアルによる)													
【備考欄】													
・「同等以上の措置」等を選択した場合、その内容と内容に応じた点検回数を記載する。ほか、例外等が適用された場合もその内容を記載する。													

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の構造基準等の確認表									
施設名称:					施設番号:		事業場名:		
対象	構造等に関する基準				対応状況 (○・×)	達成した基準	定期点検の方法		
	基準	区分1	区分2	内容			項目	頻度	基準
使用の方法	AB共通	以下のいずれにも該当					①管理要領からの逸脱がないか ②作業に伴う有害物質の飛散・流出・地下への浸透がないか	①1回/年 ②1回/年	AB
		1	イ	有害物質を含む水の受入れ等の作業を、飛散、流出、又は地下に浸透しない方法で行うこと。					
			ロ	有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。					
			ハ	有害物質を含む水が漏えいした場合に、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、漏えいした水を回収し、再利用するか、又は適切に処理すること。					
	2		使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。						
	C	上記基準は満たさない					①作業に伴う有害物質の飛散・流出・地下への浸透がないか	①1回/年	C
(注)A基準:新設基準、B基準:既設の基準、C基準:既設であって構造基準適用猶予中の基準。(環境省令・マニュアルによる)									
【備考欄】 ・「同等以上の措置」等を選択した場合、その内容と内容に応じた点検回数を記載する。ほか、例外等が適用された場合もその内容を記載する。									

排出水の排水系統別の汚染状態及び量の届出書

年 月 日

千葉県知事

様

届出者

水質汚濁防止法第6条第3項の規定により、排出水の排水系統別の汚染状態及び量について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙のとおり。	※審査結果	
		※備 考	

備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

(参考)

届出担当者連絡先	
所属・氏名：	
所在地：(〒)	
電 話：	F A X：
E-mail：	

排水の排水系統別の汚染状態及び量

指定項目の別											
業 種 の 区 分	汚 染 状 態 (mg/L)		水 量 (m ³ /日)					汚濁負荷量 (kg/日)		※	
	通常	最大	通常	最大	Q _{co} Q _{ci} Q _{cj}			通常	最大		
特 定 排 出 水											
合計											
特 定 排 出 水 以 外 の 排 出 水	種 類 及 び 用 途	汚 染 状 態 (mg/L)		水 量 (m ³ /日)		汚濁負荷量 (kg/日)					
		通常	最大	通常	最大	通常	最大				
	合計										
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項											

- 備考
- 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
 - 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
 - 3 窒素含有量について記載する場合には、「Q_{co}」を「Q_{no}」と、「Q_{ci}」を「Q_{ni}」と読み替え、Q_{cj}の項には記載しないこと。
 - 4 リン含有量について記載する場合には、「Q_{co}」を「Q_{po}」と、「Q_{ci}」を「Q_{pi}」と読み替え、Q_{cj}の項には記載しないこと。
 - 5 ※印の欄には記載しないこと。

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

千葉県知事

様

届出者

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の 内 容	変更前		* 整 理 番 号	
	変更後		* 受 理 年 月 日	年 月 日
変 更 年 月 日		年 月 日	* 施 設 番 号	
変 更 の 理 由			* 備 考	

- 備考 1 *印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

（参考）

届出担当者連絡先	
所属・氏名：	

所在地：（〒 ）	
電 話：	F A X：
E-mail：	

様式第6（第7条関係）

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届出書

年 月 日

千葉県知事

様

届出者

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用を廃止したので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		* 整理番号	
工場又は事業場の所在地		* 受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		* 施設番号	
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所		* 備考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

- 備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあつた施設の使用廃止の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
 2 *印の欄には、記載しないこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(参考)

届出担当者連絡先	
所属・氏名：	
所在地：(〒)	
電 話：	F A X：
E-mail：	

様式第7（第8条関係）

承 継 届 出 書

年 月 日

千葉県知事

様

届出者

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）に係る届出者の地位を承継したので、水質汚濁防止法第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			* 整理番号	
工場又は事業場の所在地			* 受理年月日	年 月 日
特定施設の種類			* 施設番号	
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所			* 備考	
承継の年月日		年 月 日		
被承継者	氏名又は名称			
	住 所			
承継の原因				

- 備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあつた施設の承継の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
- 2 *印の欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(参考)

届出担当者連絡先	
所属・氏名：	

所在地：（〒 ）	
電 話：	F A X：
E-mail：	

水 質 測 定 記 録 表

排水水の汚染状態（特定地下浸透水の汚染状態）

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設 の 使用状況	採 水 者	分 析 者	測 定 項 目					備 考
	名 称	排水量 (m ³ /日)									

- 備考 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
 2 排水水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

事故時の措置に係る届出書

年 月 日

千葉県知事

様

届出者

水質汚濁防止法第 14 条の 2 の規定により事故の状況等について、次のとおり届出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
特定施設の種 類	
△ 事 故 の 状 況	別 紙 の と お り
△ 講 じ た 措 置	別 紙 の と お り
事故処理担当部課名 及び担当責任者氏名 (電 話 番 号)	

備考 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り図面、表等を利用すること。

1 事故の状況別紙

イ 事故の発生日時・発生場所・発生施設名

事故の発生日時	年 月 日 時 分
事故の発生場所	
事故の発生施設名	

ロ 事故により公共用水域に排出され、又は地下浸透した有害物質、指定物質、油又は排水基準を満たさない水の種類及び量並びに排出先

有害物質等の種類	
有害物質等の排出量	
有害物質等の排出先	

ハ 有害物質、指定物質、油又は排水基準を満たさない水に係る事故発生施設から公共用水域に排出され、又は地下に浸透した所までの経路

ニ 人の健康又は生活環境に係る被害状況

	人の健康	生活環境	備考
被害状況			

ホ 事故の原因

(参考様式)

委 任 状

私は、
を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

における水質汚濁防止法に関する届出の権限

年 月 日

住 所 〒

会 社 名

代表者名

5. 資 料

資料1	水質汚濁防止法に規定する東京湾総量規制に係る指定地域表
資料2	湖沼水質保全特別措置法に規定する指定地域表
資料3	印旛沼、手賀沼流域一覧表

* (注) 資料の一部は告示等に記載されている表現で旧住所表示であり、現状の住所表示とは異なることがあるので、十分注意願います。

資料 1 水質汚濁防止法に規定する東京湾総量規制に係る指定地域

市町名	指定地域	指定地域外
千葉市	右記を除く区域	若葉区（和泉町、大井戸町、大草町、小倉台6丁目、小倉町、御成台1丁目から御成台4丁目まで、小間子町、金親町、上泉町、北谷津町、古泉町、御殿町、桜木1丁目から桜木8丁目まで、桜木北1丁目から桜木北3丁目まで、更科町、下泉町、下田町、高根町、多部田町、旦谷町、千城台北1丁目、千城台東2丁目から千城台東4丁目まで、富田町、中田町、中野町、西都賀5丁目、野呂町、谷当町、若松台1丁目から若松台3丁目まで及び若松町に限る。）及び緑区（大高町、越智町、上大和田町、下大和田町、高田町、高津戸町、土気町、平川町、菅田町2丁目、小食土町、あすみか丘1丁目からあすみか丘3丁目まで及びあすみか丘東1丁目からあすみか丘東5丁目までに限る。）
市川市	全域	
船橋市	右記を除く区域	二和東1丁目から二和東6丁目まで、二和西1丁目から二和西6丁目まで、三咲町、三咲1丁目から三咲9丁目まで、南三咲1丁目から南三咲4丁目まで、八木が谷町、高野台1丁目から高野台5丁目まで、八木が谷1丁目から八木が谷5丁目まで、みやぎ台1丁目からみやぎ台4丁目まで、咲が丘1丁目から咲が丘4丁目まで、薬円台3丁目、薬円台4丁目、習志野1丁目、習志野3丁目、高根台1丁目から高根台7丁目まで、新高根3丁目から新高根5丁目まで、松が丘1丁目から松が丘5丁目まで、大穴町、大穴南1丁目から大穴南5丁目まで、大穴北1丁目から大穴北8丁目まで、習志野台1丁目から習志野台8丁目まで、神保町、大神保町、小室町、小野田町、車方町、鈴身町、豊富町、金堀町、楠が山町、古和釜町、坪井東1丁目から坪井東6丁目まで、坪井西1丁目、坪井西2丁目及び坪井町
館山市	右記を除く区域	西川名、伊戸、坂足、小沼、坂井、大神宮、中里、竜岡、犬石、佐野、藤原、洲宮、茂名、布沼、布良、相浜、畑及び神余
木更津市	全域	
松戸市	右記を除く区域	金ケ作字新木戸、五香六実（字元山を除く。）、高柳新田、高柳、六高台1丁目から六高台9丁目まで、六実1丁目から六実7丁目まで、五香1丁目から五香8丁目まで及び五香南1丁目から五香南3丁目
野田市	右記を除く旧野田市区域 右記を除く旧東葛飾郡関宿町	目吹（字南大山を除く。）、金杉（字窪上及び字道下に限る。）、谷津字木戸口、吉春字木戸口、蕃昌（字米、字今和泉、字中窪及び字大窪に限る。）、船形（字上原二を除く。）、中里（字西岸寺前、字松葉、字尾崎境、字鶴ヶ谷、字西耕田、字寺山、字込角、字光浄寺、字五駄、字扇田、字宮田、字香取原及び字椿谷を除く。）、長谷、小山、蕨打、三ツ堀（字笹久保、字谷中耕田、字中屋敷、字仲内、字箕ノ輪、字鞍ノ橋台、字鞍ノ橋、字石塔、字西、字榎戸、字小橋、字灰毛、字稲荷前、字六畝及び字小橋台を除く。）、瀬戸（字連沼、字谷中、字押出し、字塔ヶ久保台、字立山、字勢至、字欠作、字多良ノ木、字土塔及び字向原を除く。）、木野崎（字下鹿野、字鹿野、字上鹿野及び字鹿野山を除く。） 東宝珠花（字川通及び字相耕田を除く。）、親野井、柏寺、木間ヶ瀬、木間ヶ瀬新田、桐ヶ作、古布内、関宿内町、関宿江戸町、関宿江戸町飛地、関宿三軒家、関宿台町、関宿元町、関宿元町飛地、関宿町、中戸、中戸谷津、次木、西高野、新田戸、はやま、東高野、泉1丁目から泉3丁目まで、平成及びなみき1丁目からなみき4丁目

市町名	指定地域	指定地域外
習志野市	全域	
柏市	豊四季（字富士見台、字神山、字向神山、字三角、字向屋敷、字鞍掛、字鞍林、字笹原、字新宿及び字道徳宛に限る。）、船戸（字小船及び字猪之山に限る。）、船戸山高野（字大山、字高砂、字金沢、字根郷及び字宮本に限る。）、大青田（字小渡、字溜台及び字東山を除く。）、青田新田飛地（字元割及び字向唐に限る。）、新十余二、柏インター東、みどり台2丁目、みどり台4丁目、酒井根（字下り松及び字大清水に限る。）、中新宿1丁目から中新宿3丁目まで、西山1丁目、西山2丁目及び東山2丁目	左記を除く区域
市原市	全域	
流山市	右記を除く区域	江戸川台東1丁目から江戸川台東3丁目まで、駒木、駒木台、青田、十太夫、美田、東初石1丁目から東初石4丁目まで、西初石5丁目、おおたかの森北1丁目からおおたかの森北3丁目まで、おおたかの森西1丁目、おおたかの森西3丁目、おおたかの森西4丁目、おおたかの森東1丁目からおおたかの森東4丁目まで及びおおたかの森南1丁目
八千代市	大和田（字上宿を除く。）、萱田町字南側、高津、大和田新田字飯盛台、村上字五百堂、下市場1丁目、勝田台、勝田、勝田台南、八千代台東、八千代台南、八千代台西、八千代台北及び高津東	左記を除く区域
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷9丁目、南鎌ヶ谷1丁目から南鎌ヶ谷4丁目まで、大字道野辺、東道野辺1丁目から東道野辺7丁目まで、西道野辺、馬込沢、中沢新町、中沢（字中ノ峠を除く。）、東中沢1丁目から東中沢4丁目まで、北中沢2丁目、北中沢3丁目、富岡3丁目、くぬぎ山1丁目からくぬぎ山4丁目まで、道野辺中央1丁目及び道野辺中央3丁目から道野辺中央5丁目	左記を除く区域
君津市	全域	
富津市	全域	
浦安市	全域	
四街道市	下志津新田、四街道3丁目、さつきヶ丘、大日（字中志津、字富士見ヶ丘、字桜ヶ丘及び字大作岡に限る。）及び鹿放ヶ丘	左記を除く区域
袖ヶ浦市	全域	
南房総市	富浦町居倉、富浦町大津、富浦町多田良、富浦町手取、富浦町豊岡、富浦町南無谷、富浦町丹生、富浦町原岡、富浦町深名、富浦町福澤、富浦町宮本、富浦町青木、荒川、市部、大掛、井野、川上、久枝、検義谷、合戸、小浦、高崎、高崎竹内、竹内、二部、平塚、平久里下、平久里中、宮谷、山田、吉沢、明石、池之内、海老敷、大学口、上滝田、上堀、川田、下滝田、下堀、千代、府中、増間、三坂、御主、本織、山下、山名、谷向及び中	左記を除く区域
夷隅郡 大多喜町	栗又、小沢又、面白、大田代、筒森、小田代、葛藤及び会所	左記を除く区域
安房郡	全域	

資料2 湖沼水質保全特別措置法に規定する指定地域表

(昭和60年総理府令告示第43号第2の表に掲げる区域 ※昭和60年時の地名で記載)

(1) 霞ヶ浦に係る指定地域(千葉県区域)

1 霞ヶ浦に係る指定地域

(佐原市)

大字八筋川(字利根川通を除く。)、大字大島(字利根川通堤外を除く。)、大字三島、大字境島、大字扇島(大割水路以西の区域に限る。)、大字市和田、大字佐原ハ(与田浦川以北の区域(与田浦川の河川区域を除く。))に限る。及び佐原ホ(与田浦川以北の区域(与田浦川の河川区域を除く。))に限る。

(香取郡小見川町)

大字小見川(町道一一号線以南の区域を除く。)、大字八日市場(町道一一号線以南の区域を除く。)、大字一之分目(字沖ノ洲及び町道一一号線以南の区域を除く。)、大字三之分目(町道一一号線以南の区域を除く。)、大字富田(町道一一号線以南の区域を除く。)、大字下小堀(町道一一号線以南の区域を除く。))に限る。

(常陸利根川の区域)

常陸利根川の区域

(2) 印旛沼に係る指定地域

(千葉市)

若松町(市道若松町五二号線との交会点以东の市道若松町金親町線、同市道との交会点から市道若松町二二号線との交会点までの市道若松町五二号線、同市道との交会点から市道稲毛町古市場町線との交会点までの市道若松町二二号線、同市道との交会点から日本国有鉄道総武本線との交会点までの市道稲毛町古市場町線及び同市道との交会点以北の日本国有鉄道総武本線以北の区域に限る。)、小倉町(小倉町と千城台北一丁目との境界線、小倉町と小倉台六丁目との境界線、同境界線との交会点から市道若松町金親町線との交会点までの市道小倉町一三号線及び同市道との交会点以西の市道若松町金親町線以北の区域に限る。)、千城台北四丁目、金親町、平川町、中野町、和泉町、野呂町(市道萱田町野呂町線との交会点以西の国道百二十六号線及び同国道との交会点以南の市道萱田町野呂町線以东の区域に限る。)、高根町(市道C級四四号線以北で市道C級四六号線以西の区域に限る。)、北谷津町(市道C級二五六号線との交会点以西の市道D級一七七八号線、同市道との交会点から市道C級一一六号線との交会点までの市道C級二五六号線及び同市道との交会点以东の市道C級一一六号線以北の区域に限る。)、古泉町、富田町、中田町(県道旭白井生浜線との交会点以北の市道C級七一号線及び同市道との交会点以南の県道旭白井生浜線以西で市道C級四六号線以东の区域を除く。)、更科町、御殿町、上泉町、小間子町、下泉町、大井戸町、下田町、谷当町、旦谷町、土気町(日本国有鉄道外房線以南で索道土気停車場金剛地線以东の区域を除く。)、高津戸町、大高町(日本国有鉄道外房線以北の区域に限る。)、下大和田町、上大和田町に限る。

(船橋市)

三咲町、神保町、八木が谷町、大神保町、小室町、小野田町、車方町、鈴身町、豊富町、金堀町、楠が山町、大穴町、古和釜町、坪井町、習志野台一丁目から習志野台八丁目まで、高根台一丁目から高根台六丁目まで、松が丘一丁目から松が丘五丁目まで、高野台一丁目から高野台五丁目まで、八木が谷一丁目から八木が谷五丁目まで、みやぎ台一丁目からみやぎ台四丁目まで、咲が丘一丁目から咲が丘四丁目まで、二和東六丁目、三咲一丁目から三咲九丁目まで、南三咲三丁目、南三咲四丁目、大穴南一丁目から大穴南五丁目まで及び大穴北一丁目から大穴北八丁目までに限る。

(成田市)

大字八代、大字船形、大字北須賀、大字台方、大字下方、宗吾一丁目から宗吾四丁目まで、大字大袋、大字江弁須、飯田町(市道ニュータウン中央線以南の区域に限る。)、並木町(市道並木町大久保台線以西の区域に限る。)、大字飯仲、大字松崎(県道成田安食線以西の区域に限る。))及び大字大竹に限る。

(佐倉市)

大字上志津(市道井野一号線以南の区域に限る。)、大字上志津原(県道四街道上志津線との交会点以西の市道井野一号線及び同市道との交会点以东の県道四街道上志津線以南の区域に限る。))及び大字下志津原(県道四街道上志津線以南の区域に限る。))を除く。

(八千代市)

国道二百九十六号線以北の区域（大字下市場、下市場一丁目及び下市場二丁目を除く。）に限る。

（鎌ヶ谷市）

鎌ヶ谷一丁目、鎌ヶ谷二丁目（市道四千三百三十一号線以北の区域に限る。）、鎌ヶ谷五丁目（市道四千五百十号線以北の区域に限る。）、東鎌ヶ谷一丁目から東鎌ヶ谷三丁目まで、東初富三丁目、東初富四丁目（市道二千七百三十九号線以東の区域に限る。）、東初富五丁目、東初富六丁目、丸山一丁目及び丸山二丁目に限る。

（四街道市）

大字下志津新田、大字大日（県道四街道上志津線以西の区域及び同県道以東の字富士見丘に限る。）、大字鹿放ヶ丘及び大字さつきヶ丘を除く。

（印旛郡酒々井町）

全域

（印旛郡八街町）

大字八街（字西ノ窪、字後ノ分、字後野分、字前野分、字六万坪、字追分台、字清水沖、字大清水、字元光明坊、字平沢、字西光明坊、字町並、字柳沢、字二番会社附、字東土手、字北側（国道四百九号線以東の区域に限る。）、字南測（町道三-二十五号線以東の区域に限る。）、字大畑、字五方杭、字鶴ヶ沢、字笹引を除く。）、大字朝日（県道八街三里塚線以西の区域に限る。）、大字富山、大字大関、大字文達、大字雁丸、大字榎戸、泉台一丁目から泉台三丁目まで、みどり台一丁目、みどり台二丁目、大字四木（町道百十六号線以西の区域に限る。）、大字山田台、大字沖、大字大谷流、大字小谷流、大字勢田、大字根古谷、大字岡田、大字用草、大字東吉田、大字吉倉、大字砂、大字上砂に限る。

（印旛郡富里町）

大字七栄（字中木戸における町道側道南二号線との交差点以北の酒々井町と富里町との境界線、字中木戸における酒々井町と富里町との境界線との交差点から町道新木戸飯積線との交差点までの町道側道南二号線、同町道との交差点から町道七栄三十三号線との交差点までの町道新木戸飯積線、同町道との交差点から画道四百九号線との交差点までの町道七栄三十三号線、同町道との交差点から国道二百九十六号線との交差点までの国道四百九号線及び同国道との交差点から県道成田両国線との交差点までの国道二百九十六号線及び同国道との交差点以東の県道成田両国線以北の区域を除く。）、大字新橋、大字中沢、大字立沢、大字立沢新田、大字高松、大字高野及び大字十倉（町道大堀南校線との交差点以北の県道成田両国線、同県道との交差点から町道高野若草線との交差点までの町道大堀南校線、同町道との交差点から町道実ノ口南校線との交差点までの町道高野若草線、同町道との交差点から県道富里酒々井線との交差点までの町道実ノ口南校線、同町道との交差点から町道南部一-号線との交差点までの県道富里酒々井線及び同県道との交差点以南の町道南部一-号線以西の区域に限る。）に限る。

（同郡印旛村）

全域

（同郡白井町）

町道一-二号線との交差点以東の町道百四十七号線及び同町道との交差点以西の町道一-二号線以南の区域並びに大字富士（字面に限る。）に限る。

（同郡印西町）

大字小林（字曲田前、字新山、字宮作、字四番割、字五番割及び字六番割に限る。）、小林大門下一丁目から小林大門下三丁目まで、大字白幡（字弁天前に限る。）、大字蒲幡新田（字小倉前乙及び字榎峠に限る。）、大字高西新田（町道一-七十二号線以南の区域に限る。）、大字小倉（字大塚前に限る。）、木刈五丁目、木刈六丁目、大字十倉一、大字谷田、大字武西、大字戸神、大字船尾、大字松崎、大字結縁寺、大字多々羅田、内野一丁目、内野二丁目、高花一丁目から高花六丁目まで、大字草深（字泉新田前及び都市計画道路三・一・二号線以南の区域に限る。）及び大字泉（字西南側、字西ヶ作、字南西ヶ作、字西ヶ作中側及び字東南側に限る。）に限る。

（同郡本埜村）

村道酒直ト杭小林線との交差点以西の日本国有鉄道成田線、同鉄道との交差点から県道佐倉安食線との交差点までの村道酒直ト杭小林線、同村道との交差点から村道長門屋二千百一-号線との交差点までの県道佐倉安食線、同県道との交差点から村道吉植長門屋線との交差点までの村道長門屋二千百一-号線、同村道との交差点から村道長門屋二千百三十七号線との交差点までの村道吉植長門屋線及び同村道との交差点以南の村道長門屋二千百三十七号線以北の区域及び大字滝（字鳴沢、字鳴沢台、字京免、字京免台、字大六

天、字後原、字高割、字三角、字往還淵、字箱荒句、字瓜坪、字出シ山、字壁無台、字地下田、字布川道、字一石作、字大門、字新野、字大割、字焼境及び字小割に限る。)を除く。

(印旛沼(佐倉市、八千代市、印旛郡酒々井町、同郡印旛村及び同郡本埜村の区域を除く。)の区域
印旛沼(佐倉市、八千代市、印旛郡酒々井町、同郡印旛村及び同郡本埜村の区域を除く。)の区域

(3) 手賀沼に係る指定地域

(松戸市)

金ケ作(字新木戸に限る。)、五香六実(新京成電鉄線以東の区域に限る。)、高柳新田、高柳及び六高台一丁目から六高台九丁目までに限る。

(柏市)

大字豊四季(字低見台、字向中原、字中原、字新木戸、字吉野沢、字長沢、字八丈、字大櫛、字庚塚、字八幡山、字向道灌堀(東武鉄道野田線以北の区域に限る。)、字道溝堀(東武鉄道野田線以北の区域に限る。))及び字姫宮(県道豊四季停車場高田線以東の区域に限る。))を除く。)、大字花野井(県道我孫子関宿線以北の区域に限る。)、大字大室(県道我孫子関宿線以北の区域に限る。)、大字小青田、大字船戸、大字船戸山高野、大字大青田、大字十余二(字牛頭、字伊勢原、字小山、字下伊勢原及び字聖人塚に限る。)、大字中十余二(市道四三-〇一号线以北の区域に限る。)、大字青田新田飛地、大字上三ヶ尾飛地、大字西三ヶ尾飛地、大字下三ヶ尾飛地、大字上利根、大字新十余二、大字布施、大字根戸(県道我孫子関宿線以北の区域に限る。)、大字宿運寺(県道我孫子関宿線以北の区域に限る。)、大字弁天下、大字布施下、布施新町一丁目から布施新町四丁目まで、大字酒井根(字塊作、字酒井根後、字中田、字溜下、字棒ヶ谷及び字三本木を除く。)、今谷上町、中新宿一丁目から中新宿三丁目まで、西山一丁目、西山二丁目、大字光ヶ丘(字東山に限る。)、光ヶ丘二丁目、光ヶ丘三丁目、東山一丁目及び東山二丁目を除く。

(流山市)

江戸川台東一丁目から江戸川台東三丁目まで、東初石一丁目から東初石六丁目まで、駒木(東武鉄道野田線以南の区域を除く。)、駒木台、青田、十太夫(東武鉄道野田線以北の区域に限る。))及び美田に限る。

(我孫子市)

大字根戸(市道根戸一〇一号线との交会点以北の県道我孫子関宿線、同県道との交会点から国道六号線との交会点までの市道根戸一〇一号线及び国道六号線との交会点以南の国道三百五十六号線以東の区域を除く。)、大字根戸新田、船戸一丁目から船戸三丁目まで、台田二丁目から台田四丁目まで、大字呼塚新田、大字我孫子(日本国有鉄道成田線以南の区域に限る。)、大字我孫子新田、白山一丁目、白山二丁目(市道〇八-四号線以東で市道〇八-七号線以北の区域を除く。)、白山三丁目、本町二丁目、本町三丁目、緑一丁目、緑二丁目、寿一丁目、寿二丁目、大字若松、東我孫子一丁目(市道一六-四十四号線との交会点以北の市道一六-四十五号線、同市道との交会点から市道一六-四十六号線との交会点までの市道一六-四十四号線及び同市道との交会点以南の市道一六-四十六号線以東の区域に限る。)、東我孫子二丁目(市道一六-五十一号線以東の区域に限る。)、大字高野山(日本国有鉄道成田線以南の区域に限る。)、大字高野山新田、大字下ヶ戸(字笹山、字松山、字久保台、字向口、字中屋敷に限る。)、大字岡発戸(国道三百五十六号線以南の区域に限る。)、大字岡発戸新田、大字都部(日本国有鉄道成田線以北の区域(国道三百五十六号線以南で市道一八-三号線以西の区域を除く。))を除く。)、大字都部新田、大字都部村新田、湖北台一丁目から湖北台十丁目まで、大字中峠村下、大字中里(市道中里線以南の区域に限る。)、大字中里新田、大字日秀、大字日秀新田、大字新木(市道二八-九十六号線との交会点以西の日本国有鉄道成田線、同鉄道との交会点から国道三百五十六号線との交会点までの市道二八-九十六号線及び同市道との交会点以東の国道三百五十六号線以南の区域に限る。)、大字新木村下、大字布佐(国道三百五十六号線以南で、日本国有鉄道成田線との交会点以北の市道三-五十五号線、同市道との交会点から市道布佐線との交会点までの日本国有鉄道成田線及び同鉄道との交会点以南の市道布佐線以西の区域に限る。)、大字大作新田、大字浅間前新田、大字上沼田、大字中沼田及び大字下沼田に限る。

(鎌ヶ谷市)

大字初富(字北一文字、字南一文字、字東一文字、字櫛田、字南二本松、字二本松、字湯浅里、字入道台、字北野、字栗野田境、字古桜、字林裏(北総開発鉄道以北の区域に限る。))、字四ツ辻、字田境、

字中沢境、字瓢箪、字東野、字東林跡、字善並前、字五本松、字林跡（市道千五百十四号線以西で北総開発鉄道以南の区域を除く。）、字小金道下及び字四本棚に限る。）、大字串崎新田、南初富一丁目から南初富六丁目まで、中央一丁目（市道二千三百三十四号線以南で新京成電鉄線以西の区域を除く。）、中央二丁目、大字粟野、中佐津間一丁目、中佐津間二丁目、西佐津間一丁目、西佐津間二丁目、南佐津間、大字佐津間、大字軽井沢、大字中沢（字中ノ峠に限る。）、大字右京塚（新京成電鉄線以北の区域に限る。）、東初富一丁目、東初富二丁目、東初富四丁目（市道二千七百三十九号線以西の区域に限る。）及びくぬぎ山五丁目に限る。

（東葛飾郡沼南町）

全域

（印旛郡白井町）

町道一一二号線との交会点以東の町道百四十七号線及び同町道との交会点以西の町道一一二号線以北の区域（大字富士（字西に限る。）を除く。）に限る。

（同郡印西町）

大字竹袋（字鳴沢及び字下鳴沢に限る。）、大字別所（字南内野及び字北内野を除く。）、大字宗甫、大字平岡（字鳴沢、字下戸谷津及び字飛地鳴沢に限る。）、大字小林（字六ヶ村及び字瓜坪台に限る。）、大字大森（字中峠、字高堀、字大割、字小割、字新畑、字野辺場、字東台、字古新田、字西台、字宮脇、字蒲ヶ沢、字三高台、字割野、字迎山、字鹿黒下、字仲田、字迎田、字承屋ノ内、字種井尻、字大山谷津、字飯島、字新迎田、字谷津、字鹿黒橋、字長田、字堂下、字八夜下、字和田、字魚田、字花輪下、字蓬田、字大畑、字下の辺田、字八夜台、字二畝割、字小山崎、字前畑（町道二-百五十五号線以南の区域に限る。）、字呑内（町道三-三百八十号線以南の区域に限る。）、字下宿（町道三-三百八十号線との交会点以西の町道二-二百七十六号線及び同町道との交会点以東の町道三-三百八十号線以南の区域に限る。）、字原宿（町道二-百五十五号線との交会点以東の町道二-二百七十六号線及び同町道との交会点以西の町道二-百五十五号線以南の区域に限る。）、字上宿（町道二-百五十五号線以南の区域に限る。）、大字鹿黒、大字亀成、大字発作（字中津、字都島向、字関杵、字川棚、字築留及び字木下前を除く。）、大字浦部、大字浦部村新田、大字白幡（字弁天前を除く。）、大字浦幡新田（字小倉前乙及び字榎峠を除く。）、大字高西新田（町道一-七十三号線以北の区域に限る。）、大字小倉（字大塚前を除く。）、大字和泉、牧の木戸一丁目、木刈一丁目から木刈四丁目まで、大字草深（都市計画道路三・一・二号線以北の区域（字泉新田前を除く。）に限る。）及び大字泉（字東北側及び字西北側に限る。）に限る。

（同郡本埜村）

大字滝（字鳴沢、字鳴沢台、字京免、字京免台、字大六天、字後原、字高割、字三角、字往還淵、字箱荒句、字瓜坪、字出シ山、字壁無台、字地下田、字布川道、字一石作、字大門、字新野、字大割、字焼境及び字小割に限る。）に限る。

（手賀沼（柏市、東葛飾郡沼南町及び印旛郡白井町の区域を除く。）の区域）

（手賀沼（柏市、東葛飾郡沼南町及び印旛郡白井町の区域を除く。）の区域）

資料3 印旛沼、手賀沼流域一覧表

1 全域が対象となる市町村

酒々井町・白井市

2 一部が対象となる市町村

千葉市・船橋市・松戸市・成田市・佐倉市・柏市・流山市・八千代市・我孫子市・鎌ヶ谷市・四街道市・八街市・印西市・富里市

※注意事項

印旛沼・手賀沼の流域は、次の字名の地区が該当しますが、下記（１）～（３）に注意し、流域の境界線上に立地している場合には、地域振興事務所、又は政令市（千葉市、船橋市、松戸市、柏市）へ問い合わせ下さい。

（１）区画整理等により新しい字名に変更される場合や、整理統合されている場合がありますので、これらの字名以外でも、該当する地区があります。

（２）これらの字名の地区の中には、一部分しか流域に該当しない地区があります。

（３）大規模な開発や河川改修等により流域が変更されている場合があります。

（船橋市）

みやぎ台１～４丁目・金堀町・古和釜町・高根台１～６丁目・高野台１～５丁目・咲が丘１～４丁目・三咲１～９丁目・三咲町・車方町・習志野台１～８丁目・小室町・小野田町・松が丘１～５丁目・神保町・大穴町・大穴南１～５丁目・大穴北１～８丁目・大神保町・坪井町・南三咲３、４丁目・楠が山町・二和東６丁目・八木が谷１～５丁目・八木が谷町・豊富町・鈴身町

（松戸市）

金ヶ作・五香六実・高柳・高柳新田・六高台１～９丁目

（成田市）

下方・江弁須・宗吾１～４丁目・松崎・船形・台方・大袋・大竹・八代・飯仲・飯田町・並木町・北須賀

（佐倉市）

ユ一カリ１～７丁目・井野・井野町・稲荷台１～４丁目・印南・羽鳥・臼井・臼井台・臼井台干拓・臼井田・臼井田干拓・瓜坪新田・栄町・王子台１～６丁目・下根・下根町・下志津・下志津原・下勝田・海隣寺町・角来・寒風・岩富・岩富町・岩名・吉見・宮ノ台１～５丁目・宮小路町・宮前１～３丁目・宮内・宮本・江原・江原新田・江原台１、２丁目・高岡・高崎・最上町・坂戸・山王１、２丁目・山崎寺崎・鹿島干拓・七曲・樹木町・春路１、２丁目・将門町・小篠塚・小竹・小竹干拓・上座・上志津・上志津原・上勝田・上代・上別所・城・城内町・新臼井田・新町・神門・生谷・西御門・西志津１～８丁目・青菅・石川・先崎・先崎干拓・千成１～３丁目・染井野１～７丁目・太田・大佐倉・大佐倉干拓・大崎台１～５丁目・大作１、２丁目・大篠塚・大蛇町・中志津１～７丁目・中尾余町・長熊・直弥・坪山新田・鍋木町・鍋木町１、２丁目・天辺・田町・土浮・土浮干拓・藤治台・藤沢町・内田・内田飯塚宮内入会・鍋山町・南臼井台・馬渡・萩山新田・萩山新田干拓・白銀１～４丁目・八幡台１～３丁目・八木・畔田・飯重・飯塚・飯田・飯田干拓・飯田台・飯野・飯野町・表町３丁目・表町４丁目・並木町・米戸・本町・木野子・野狐台町・弥勒町・裏新町・六崎・六崎区画整理

（柏市）

あかね町・あけぼの１～５丁目・かやの町・つくしが丘１～５丁目・ひばりが丘・青葉台・旭町１～９丁目・伊勢原１丁目・永楽台１～３丁目・加賀１～３丁目・花野井・関場町・亀甲台１、２丁目・吉野沢・逆井・逆井藤ノ台・呼塚新田・戸張・戸張新田・光ヶ丘１、４丁目・光ヶ丘団地・向原町・高田・今谷上町・今谷南町・根戸・根戸新田・桜台・篠籠田・若芝・若葉町・酒井根・十余二・宿連寺・小青田・松ヶ崎・松葉町１～７丁目・常盤台・新十余二・新逆井・新柏１～４丁目・新富町１、２丁目・正連寺・西原１～７丁目・西町・西柏台１、２丁目・青田新田・飛地・千代田１～３丁目・泉町・増尾・増尾台１～４丁目・大室・大塚町・中央１、２丁目・中央町・中原・中原１、２丁目・中十余二・東１～３丁目・東上町・東台本町・東中新宿１～４丁目・東柏１、２丁目・藤心・南増尾・南柏１、２丁目・南逆井・

日立台1、2丁目・柏・柏1～7丁目・柏の葉1～6丁目・柏下・八幡町・富里1～3丁目・豊四季・豊四季台1～4丁目・豊住1～5丁目・豊上町・豊町1、2丁目・豊平町・北柏1～5丁目・北柏台・末広町・名戸ヶ谷・名戸ヶ谷1丁目・明原1、2丁目・弥生町・緑ヶ丘

(流山市)

駒木・駒木台・江戸川台東1～3丁目・十太夫・青田・東初石1～6丁目・美田

(八千代市)

ゆりのき台・下高野・萱田・萱田町・吉橋・桑橋・桑納・佐山・小池・上高野・真木野・神久保・神野・村上・村上団地・大和田・大和田新田・島田・島田台・麦丸・平戸・米本・米本団地・保品・堀の内

(我孫子市)

岡発戸・岡発戸新田・下ヶ戸・下沼田・我孫子・我孫子新田・呼塚新田・湖北台1～10丁目・高野山・高野山新田・根戸・根戸新田・若松・寿1、2丁目・上沼田・新木・新木村下・浅間前新田・船戸1～3丁目・台田2～4丁目・大作新田・中沼田・中峠村下・中里・中里新田・都部・都部新田・東我孫子1、2丁目・日秀・日秀新田・白山1～3丁目・布佐・本町2、3丁目・緑1、2丁目

(鎌ヶ谷市)

鎌ヶ谷1丁目・くぬぎ山5丁目・栗野・右京塚・鎌ヶ谷2、5丁目・丸山1、2丁目・串崎新田・軽井沢・佐津間・初富・西佐津間1、2丁目・中央1、2丁目・中佐津間1、2丁目・中沢・東鎌ヶ谷1～3丁目・東初富1～6丁目・南佐津間・南初富1～6丁目・北初富・北中沢1、3丁目

(四街道市)

さが丘・つくし座・みそら・みのり町・めいわ・旭ヶ丘・萱橋・亀崎・吉岡・栗山・山梨・四街道・鹿渡・小名木・上野・成山・千代田・大日・鷹の台・池花・中台・中野・長岡・内黒田・南波佐間・美しが丘・物井・和田・和良比

(八街市)

みどり台・榎戸・岡田・沖・希望ヶ丘・吉倉・根古谷・砂・山田台・四木・小谷流・上砂・勢田・泉台・大関・大谷流・朝日・東吉田・八街・富山・文違・用草

(印西市)

浦部・浦幡新田・浦部村新田・結縁寺・鹿黒・亀成・原山1～3丁目・原山2、3丁目・戸神・高花1～6丁目・高西新田・十倉一・小倉・小倉台1～4丁目・小林・小林大門下1～3丁目・松崎・西の原1～3丁目・泉・船尾・草深・宗甫・多々羅田・大森・大塚1～3丁目・谷田・内野1～3丁目・竹袋・白幡・武西・武西学園台2丁目・木刈1～6丁目・和泉・発作・平岡・別所・牧の木戸1丁目

(富里市)

高松・高野・七栄・十倉・新橋・中沢・立沢・立沢新田・新中沢

(印西市(旧本埜村))

角田・笠神・荒野・滝・中・中根・物木・竜腹寺・行徳・和泉屋・松虫・萩原・長門屋・滝